武豊町ごみ処理基本計画

平成２７年度～３６年度

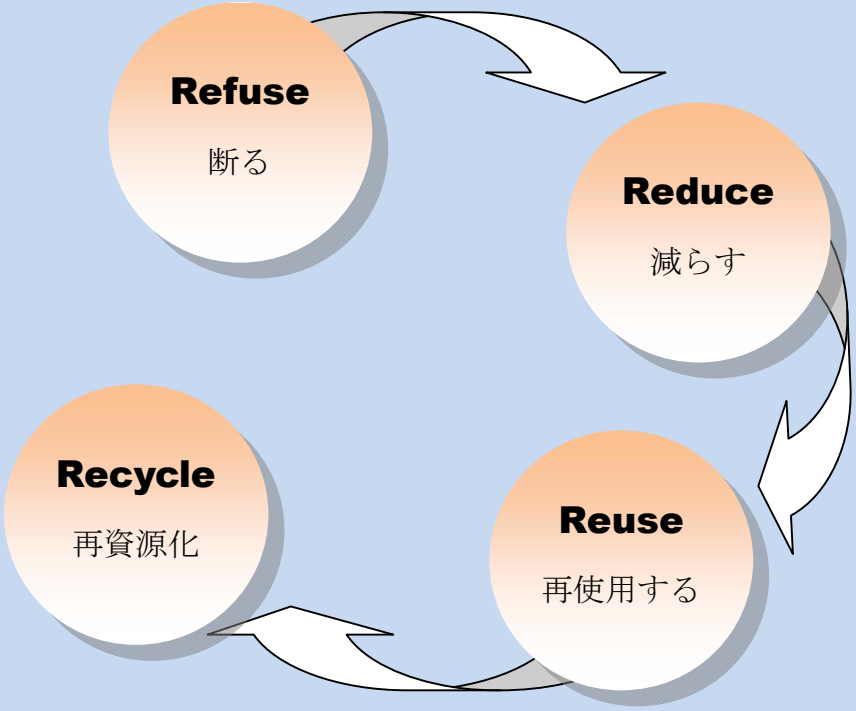

武　　豊　　町

平成２７年８月

武豊町ごみ処理基本計画　目次

序　計画の概要　1

（１）計画の背景と目的 …… 1
（２）計画の位置づけ …… 1
（３）計画期間 …… 2
（４）対象区域 …… 2

1　ごみ処理の現状と課題　5

1－1　町の概況　5

（１）位置・特性 …… 5
（２）人口 …… 6
（３）産業 …… 6

1－2　ごみ･資源の収集･処理体制　8

（１）ごみ・資源処理事業の沿革 …… 8
（２）ごみ・資源の収集 …… 9
（３）ごみ・資源の処分 …… 10
（４）ごみ関連施設の概要 …… 11

1－3　ごみの排出量　15

（１）家庭系ごみの排出量　（家庭系ごみ（資源を含む）） …… 15
（２）事業系ごみの排出量 …… 20
（３）ごみの総排出量　（総排出量＝家庭系ごみ（資源を含む）＋事業系ごみ） …… 23
（４）資源化 …… 29
（５）最終処分 …… 30

1－4　ごみの組成　31

（１）ごみ組成調査の概要 …… 31
（２）ごみの組成（家庭系可燃ごみ） …… 33
（３）ごみの組成（家庭系不燃ごみ） …… 35

1－5　ごみ処理に係る経費　37

（１）ごみ処理経費 …… 37
（２）単位あたりのごみ処理経費 …… 37
（３）ごみ種別毎のごみ処理等経費単価 …… 38

1－6　ごみ減量化に向けた取り組み　40

（１）資源回収 …… 40
（２）リユース …… 40
（３）生ごみの減量化 …… 41

1－7　町民意向（町民アンケートの結果概要）　42

（１）調査概要 …… 42
（２）回答者の属性 …… 42
（３）ごみの出し方（集積場所、回収日・時間等）の認知度 …… 44
（４）具体的な取り組みの実践程度 …… 46
（５）特に力を入れるべき事項 …… 47

1－8　前計画の目標達成状況　48

2　ごみの将来予測　49

2－1　人口及び総排出量の予測　49

（１）将来人口（予測値）　……　49
（２）ごみの総排出量（現状で推移した場合の予測値）　……　50

2－2　諸指標の予測　52

（１）家庭系１人１日あたり排出量（現状で推移した場合の予測値）　……　52
（２）資源化率（現状で推移した場合の予測値）　……　53
（３）最終処分率（現状で推移した場合の予測値）　……　54

3 ごみ処理基本計画 55

3－1 基本目標と施策の体系 55

（１）基本理念 …… 55
（２）基本方針（施策の柱） …… 56
計画の体系 …… 57

3－2 排出抑制・資源化計画 61

（１）基本方針 …… 61
（２）減量目標（数値目標） …… 61
（３）具体的施策 …… 65

3－3 収集・運搬、処理計画等 76

（１）基本方針 …… 76
（２）収集・運搬の方法 …… 76
（３）中間処理・最終処分の方法 …… 78
（４）減量目標（数値目標） …… 79
（５）具体的施策 …… 81

4 計画の推進 85

4－1 計画の周知 85

4－2 計画の進行管理（計画、実行、点検・評価、見直し） 85

4－3 事業スケジュール 86

序　計画の概要

（1）計画の背景と目的

本町では、平成 14 年 3 月に平成 28 年度までの 15 年間を計画期間とする『ごみ処理基本計画』を策定し、ごみ処理への取り組みの基本的な方向性を示すとともに、5 つの重点施策を整理し、ごみ減量と資源の有効活用ならびに環境にやさしいごみ処理体制の確立に努めてきました。

その後も、平成 16 年に家電リサイクル法施行、平成 21 年に同法の対象製品の追加（冷蔵庫、薄型テレビ）、平成 25 年に小型家電リサイクル法の施行が行われるなど、廃棄物関連の法体系の改正が行われてきたほか、平成 25 年 5 月には第三次循環型社会[※1]形成推進基本計画が閣議決定され、循環の量に加え、循環の質にも着目した施策の展開が方針づけられるなど、国の廃棄物行政が大きく変化してきています。

本町においても、知多南部広域ごみ処理施設の建設候補地が本町に決定されるなど、町の廃棄物行政を取り巻く状況も大きく変化したため、今後 10 年間の目標の計画を改定することとしました。

（2）計画の位置づけ

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法[※2]）」第 6 条第 1 項の規定に基づき定める計画で、法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、当該市町村の区域内の一般廃棄物[※3]の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。

また、本計画は、上位計画である「第 5 次武豊町総合計画（計画期間：平成 20～32 年度）に定められている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

なお、本計画の策定にあたっては、国･県が定める基本方針や各種の計画内容をふまえた計画とするとともに、知多南部広域環境組合[※4]が策定する「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画」との整合性を保つ計画となっています。

図１－１　計画の位置づけ

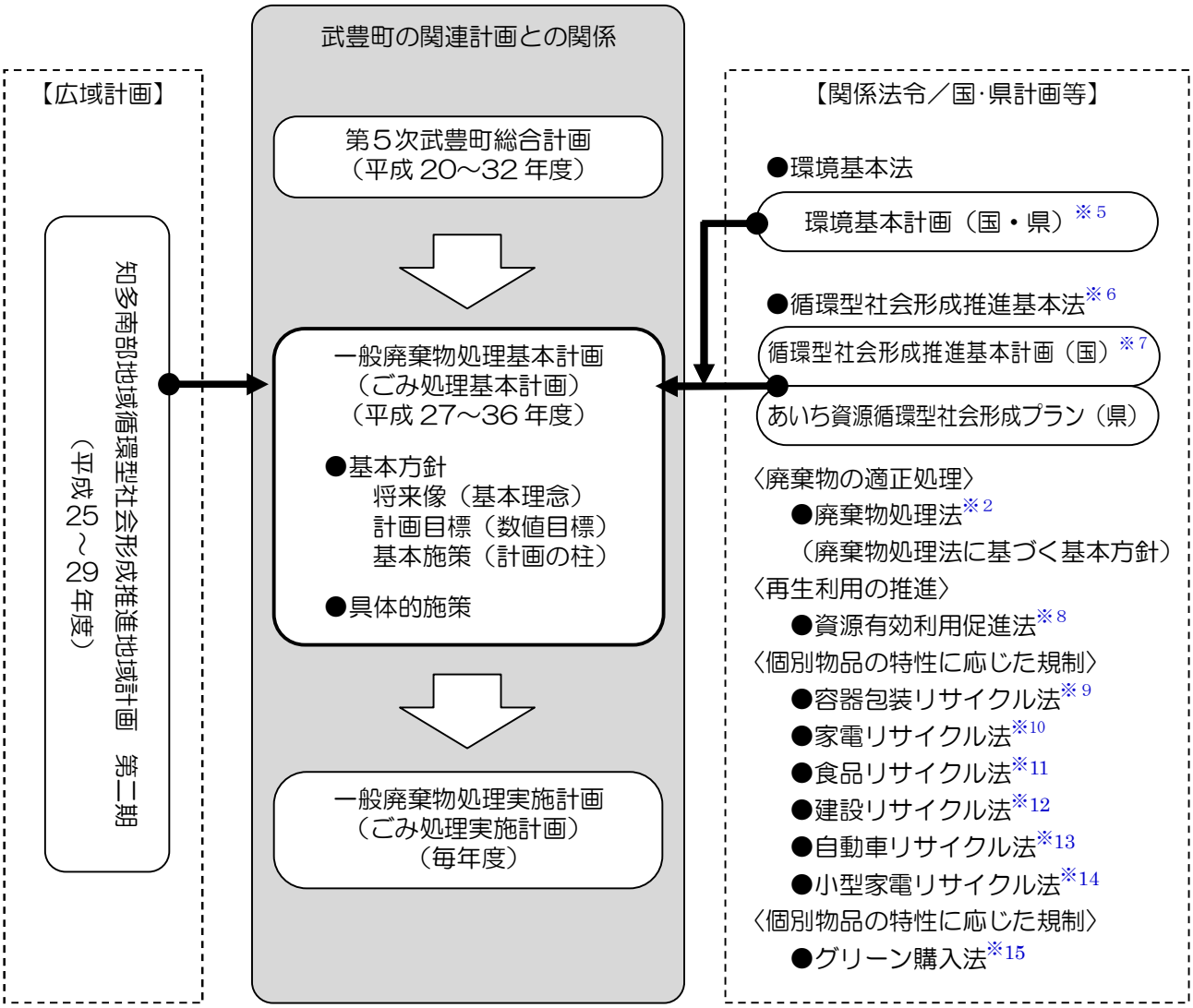

（３）計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

なお、一次目標は、「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）」の目標年次である平成 30 年度までの 4 年間、二次目標は平成 31 年度から最終年度までの 6 年間とします。

計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度　（10 年間）
一次目標	平成 27 年度～平成 30 年度　（4 年間）
二次目標	平成 31 年度～平成 36 年度　（6 年間）

（４）対象区域

本計画は、本町全域を対象区域とします。

［用語の解説］

（※１）循環型社会

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には、その適正に循環的な利用が促進され、また、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のことをいう。

（※２）廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称であり、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物処理法は、昭和40 年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化したことを背景として、従来の「清掃法」を全面的に改める形で、昭和 45 年に制定され、その時々に生じた廃棄物問題の解決のために、これまで何度も改正されている。

（※３）一般廃棄物

廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外の廃棄物で、一般的には、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ならびにし尿･浄化槽汚泥などの総称をいう。

産業廃棄物として規定されない事務所などから排出される紙くずや段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは「事業系一般廃棄物」、家庭での日常生活から排出される紙くず、段ボール、残飯、野菜くずなどは「家庭系一般廃棄物」とよばれる。

（※４）知多南部広域環境組合

愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、知多南部ブロック（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）内にある 3 か所のごみ焼却施設を集約し、新たな広域施設を整備することを目的として、知多南部広域環境組合が設立された（平成 22 年 2 月 1 日愛知県知事より組合設置を許可された一部事務組合）。現在、施設整備関連事業に着手しており、平成 34 年度の稼働を予定している。

（※５）環境基本計画（国）

環境基本法（1993）の第 15 条に基づき、政府全体の（1）環境保全に関する総合的･長期的な施策の大綱、(2）環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により政府の計画として定めることとされている。策定のプロセスにおいては、パブリックコメントの募集や各種団体との意見交換など、国民参加の促進を図っている。1994 年 12 月に策定され、2000 年 12 月の改定を経て、2006 年 4 月から第三次環境基本計画として定められている。政府が一体となって進める施策とともに、多様な主体に期待する役割についても示している。

循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標に位置づけて、地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水循環の確保、化学物質対策、生物多様性の保全、環境教育･環境学習などに重点をおいて施策を展開していくこととされている。

（※６）循環型社会形成推進基本法

廃棄物やリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確保するとともに、循環型社会の形成へ向け実効のある取組の推進を図るための基本的な枠組みとなる法律。この法律では、循環型社会における施策として、第一に「発生抑制」、第二に「再使用」、第三に「再生利用」、第四に「熱回収」、そして最後に「適正処分」という優先順位を定めている。

（※７）循環型社会形成推進基本計画（国）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を進めるために政府が定める基本計画。2000 年 6 月に策定され、2008 年と 2013 年に見直しが行われた。2013 年 5 月に策定された第 3 次基本計画は、質にも着目した循環型社会の形成をテーマに、2R の促進や有用金属の回収、震災廃棄物対策指針の策定、国際的取り組みの推進などを掲げている。

（※８）資源有効利用促進法

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）は、循環型社会を形成していくために必要な３R の取り組みを総合的に推進するための法律。具体的に 10 業種･69 品目を指定して、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収･リサイクルシステムの構築などが規定されている。

（※９）容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集および再資源化の促進に関する法律）は、消費者に分別排出、市町村に分別収集、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）に再商品化（リサイクル）するという、3 者の役割分担を定めて容器包装廃棄物の削減に取り組むことなどを規定した法律。対象となる容器包装を使用する事業者や製造業者には排出見込量等に応じたリサイクルが義務付けられている。

（※10）家電リサイクル法

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、リサイクルの促進を目的に、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の特定家庭用機器に対して、製造業者等は、自ら製造した特定機器を引き取り、リサイクルすること、小売業者は、消費者からその特定機器を引き取り、製造業者等へ引き渡しを行うこと、消費者は、そのリサイクル料金を負担することなどを規定した法律である。

（※11）食品リサイクル法

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）は、食品の製造・加工等を行う食品関連事業者に、食品廃棄物の発生抑制と減量化を促し、食品循環資源の再生利用等を促進するために制定された法律で、食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間 100t）以上の者に対して、毎年度、食品廃棄物の発生量や再生利用状況等を主務大臣に報告することなどが定められている。

（※12）建設リサイクル法

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）は、一定規模以上の工事で生じた特定の建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にリサイクルや分別などを定めた法律である。

（※13）自動車リサイクル法

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、自動車製造業者等は、自らが製造又は輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取ってリサイクルすること、引取業者、フロン類回収業者は、都道府県知事等の登録制で、解体業者、破砕業者等は、都道府県知事等の許可制で回収や引き渡し等の行為が可能となること、自動車所有者は、リサイクル料金を負担することなどを規定して法律である。

（※14）小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律で、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

（※15）グリーン購入法

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成 12 年 5 月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品･サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り， 持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

1　ごみ処理の現状と課題

1－1　町の概況

（1）位置・特性

本町は知多半島中央部に位置し、北は半田市、西は常滑市、南は美浜町に接しており、東は三河湾に面しています。

本町は鉄道と港に古い歴史があります。ＪＲ武豊線は 1886 年（明治 19 年）に開通した日本でも歴史ある鉄道です。1899 年（明治 32 年）に開港された武豊港は、後に重要港湾衣浦港の一部を構成し、知多・西三河地域のものづくりを支える重要な工業港となりました。臨海部には化学製品、ガラス、薬品等に代表される工業が集積し、衣浦臨海工業地帯の一翼を担う工業都市として発展してきました。

町内の工業集積が高いことから、第二次産業従事者が比較的高いことが特長です。また、社宅住まいの従業員も多く、単身世帯が多いことも特長と言えます。

図 1-1-1　武豊町　位置図

表 1-1-1　単身世帯の割合

	世帯数（総数）	間借り･下宿などの単身者（%）	会社などの独身寮の単身者（%）
愛知県	2,933,802	15,815（0.54%）	75,410（2.57%）
愛知県 市部	2,749,998	14,720（0.54%）	71,317（2.59%）
愛知県 郡部	183,804	1,095（0.60%）	4,093（2.23%）
半田市	44,869	224（0.50%）	685（1.53%）
常滑市	20,769	138（0.66%）	114（0.55%）
東海市	42,859	333（0.78%）	3,484（8.13%）
大府市	33,484	223（0.67%）	2,082（6.22%）
知多市	31,263	131（0.42%）	650（2.08%）
阿久比町	8,518	20（0.23%）	27（0.32%）
東浦町	18,020	69（0.38%）	401（2.23%）
南知多町	7,197	233（3.24%）	27（0.38%）
美浜町	9,700	65（0.67%）	56（0.58%）
武豊町	16,192	57（0.35%）	759（4.69%）

資料：平成 22 年国勢調査

（2）人口

本町の人口は平成 26 年 10 月 1 日現在 42,755 人で、世帯数は 17,296 世帯です。人口、世帯数とも微増傾向にあります。

図 1-1-2　人口の推移（住民基本台帳人口）

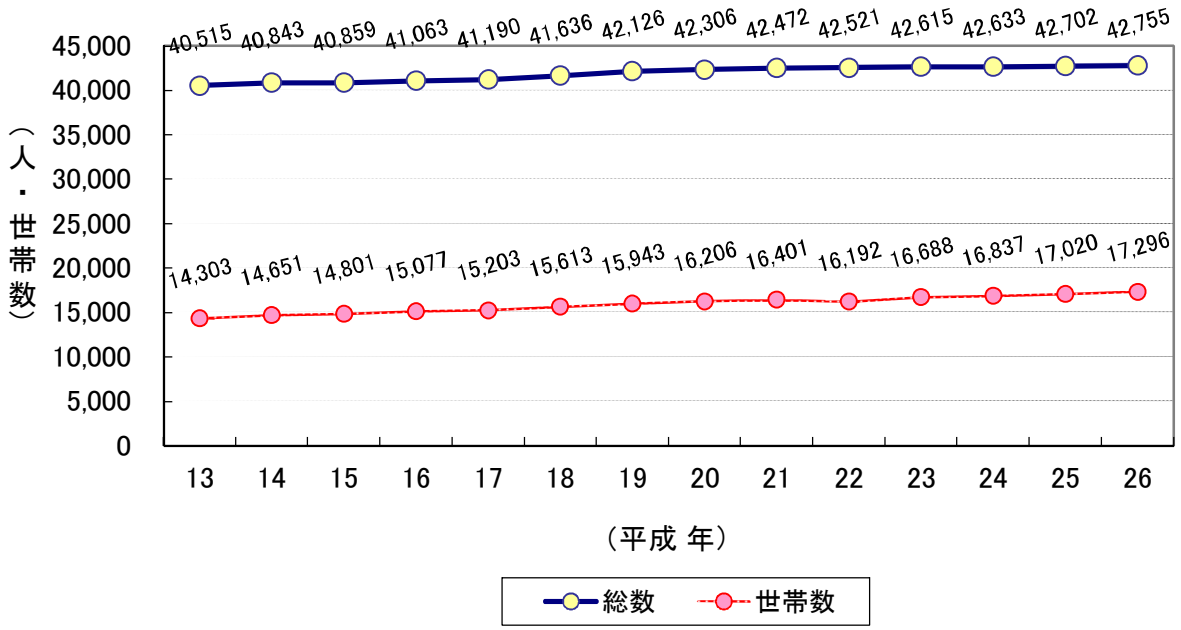

資料：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

（3）産業

産業別事業所数は平成 24 年 2 月現在 1,279 事業所です。このうち第三次産業が 980 事業所（76.6%）を占めています。事業所数は平成 21 年から 24 年の間に 99 事業所（公務を除く）減少していますが、とくに教育･学習支援、医療･福祉で大きく減少しています。

また、従業員数は平成 24 年 2 月現在 14,970 人で、このうち第三次産業が 7,783 人（52.0%）を占めています。従業員数も平成 21 年から 24 年にかけて 1,000 人以上減少しています。とくに、教育･学習支援、宿泊業･飲食サービスは大きく減少しています。ただし、不動産業･物品賃貸業と運輸業･郵便業は従業員数をのばしています。

一方、工業関連の指標では、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも平成 24 年時点での減少幅が大きく、工業出荷額等でみると平成 24 年は前年から 4 割以上の減少を示しています。同様に商業指標でも、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも平成 24 年で大きく落ち込んでいます。

表 1-1-2　産業別事業所数／従業員数　～平成 21 年と 24 年の比較～

事業所･従業員 平成 年 / 産業区分	事業所数（事業所）			従業員数（人）		
	平成 21 年	平成 24 年	伸び率（平 24／21）	平成 21 年	平成 24 年	伸び率（平 24／21）
第一次産業	7	6	▲14.3%	102	89	▲12.7%
第二次産業	311	293	▲5.8%	7,464	7,093	▲4.9%
第三次産業	1,060	980	▲7.5%	8,457	7,783	▲8.0%
運輸業･郵便業	37	40	8.1%	713	904	26.8%
卸売業･小売業	284	260	▲8.5%	2,374	2,209	▲7.0%
宿泊業･飲食サービス	207	182	▲12.1%	1,269	1,090	▲14.1%
不動産業･物品賃貸業	69	74	7.2%	182	237	30.2%
生活関連サービス	131	130	▲0.8%	717	654	▲8.8%
教育・学習支援	70	57	▲18.6%	482	175	▲63.7%
医療・福祉	170	90	▲18.2%	1,615	1,471	▲8.9%
合計	1,378	1,279	▲7.2%	16,023	14,970	▲6.6%
調査時点	7 月 1 日	2 月 1 日	－	7 月 1 日	2 月 1 日	－

図 1-1-3　産業別事業所数／従業員数の推移

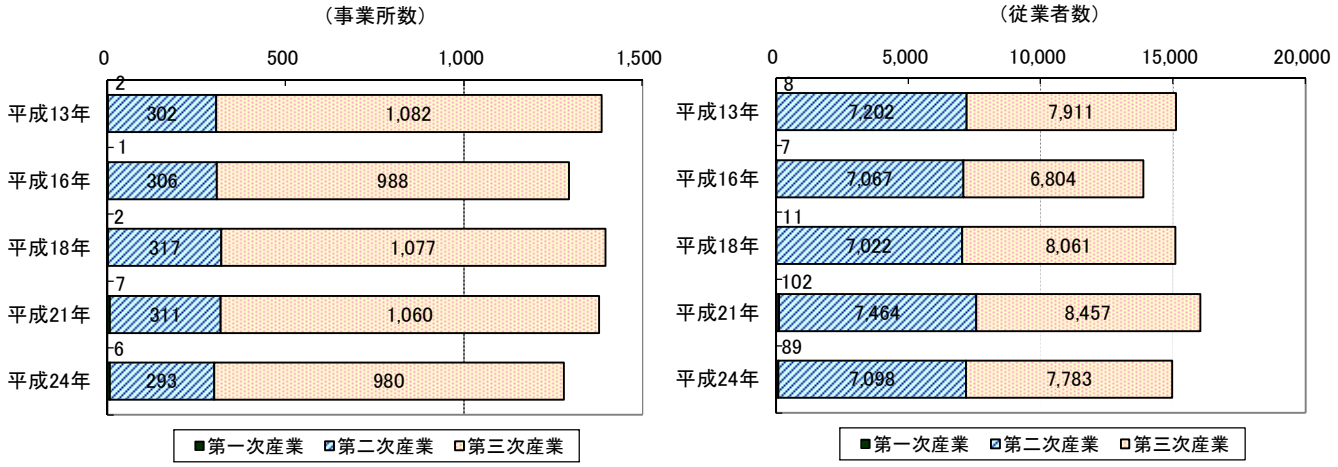

資料：平成 18 年までは事業所･企業統計調査．平成 21 年以降は経済センサス．

図 1-1-4　工業／商業の推移

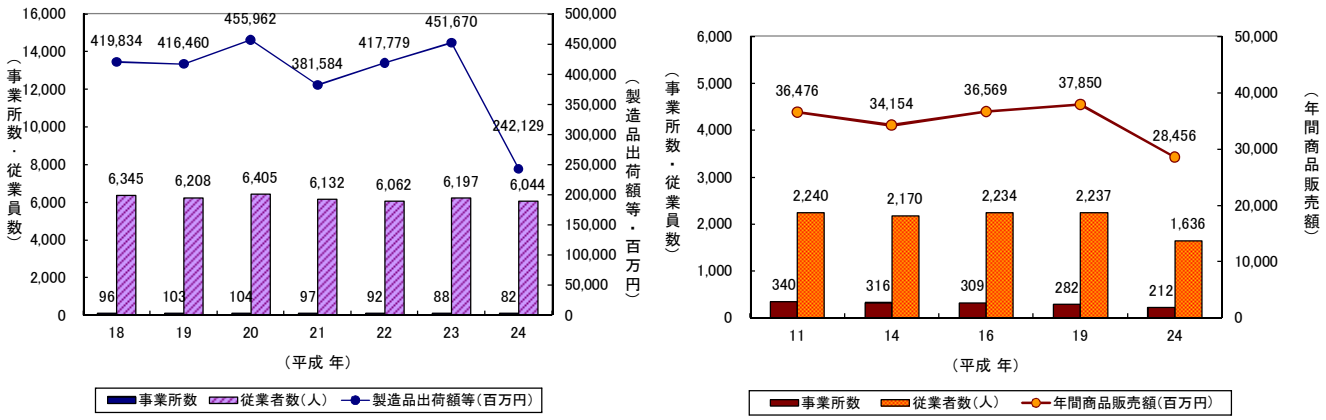

資料：工業指標=工業統計．商業指標=平成 19 年までは商業統計．平成 24 年以降は経済センサス．

1－2　ごみ･資源の収集･処理体制

（1）ごみ･資源処理事業の沿革

本町のごみ･資源処理事業の沿革は以下のとおりです。

表 1-2-1　ごみ･資源処理事業の沿革

年	月	事　業　内　容
昭和 37 年	9 月	・常滑武豊衛生組合設立（一部事務組合：9 月 11 日）
昭和 38 年	6 月	・ごみ処理場竣工 処理能力 30t/8h×1 基、工期 昭和 37 年 11 月 1 日～38 年 6 月 30 日
昭和 49 年	3 月	・ごみ処理場竣工 処理能力 75t/24h×2 基、工期 昭和 47 年 12 月 8 日～49 年 3 月 15 日
昭和 62 年	4 月	・武豊町一般廃棄物最終処分場　供用開始
	4 月	・資源回収報償金制度開始
昭和 63 年	4 月	・生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付制度開始
平成元年	3 月	・粗大ごみ処理施設竣工 処理能力 25t/5h×1 基（回転式･4 種選別）、 工期　昭和 63 年 6 月 2 日～平成元年 3 月 25 日
平成 2 年	2 月	・ごみ処理施設竣工 処理能力 75t/24h×2 基（150t/日）（ストーカー炉） 工期　昭和 62 年 6 月 22 日～平成元年 2 月 28 日
平成 6 年	12 月	・富貴市場区分別収集開始
平成 7 年	4 月	・富貴地区全体（富貴・東大高・市原・新田）分別収集開始
平成 8 年	12 月	・武豊町全域分別収集開始・各地区毎に粗大ごみ収集開始
平成 9 年	4 月	・生ごみ処理機※16 補助金を追加
平成 11 年	11 月	・ペットボトル専用ストックヤード施設完工、竣工 平成 11 年 10 月 8 日 ・ペットボトル収集開始
平成 13 年	4 月	・家電 4 品目リサイクル開始
平成 15 年	4 月	・給食残さ収集堆肥化処理（給食センター）
平成 15 年	10 月	・パソコンリサイクル開始
平成 16 年	4 月	・給食残さ収集堆肥化処理（各保育園）
平成 17 年	4 月	・可燃指定ごみ袋試行開始
平成 17 年	7 月	・可燃指定ごみ袋完全実施
平成 18 年	2 月	・プラスチック製容器包装（週 1 回）・紙製容器包装分別収集（月 2 回）開始 ・可燃ごみ収集回数を 3 回から週 2 回に変更
平成 20 年	1 月	・化粧品びんの資源回収開始（不燃ごみから色分けびんへ）
平成 20 年	4 月	・ペットボトルの範囲拡大 （しょうゆ加工品・ノンオイルドレッシング調味料等）
平成 21 年	3 月	・レジ袋有料化スタート
平成 21 年	4 月	・家電リサイクル、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機の追加 ・生ごみ堆肥化容器等設置補助金変更、生ごみ密封処理容器補助金の追加
平成 22 年	3 月	・武豊町一般廃棄物最終処分場　嵩上げ工事竣工
平成 22 年	9 月	・たけとよ資源回収エコステーション開所
平成 23 年	10 月	・武豊リユースパーク（不用品の交換）の開催
平成 24 年	6 月	・スプレー缶、使い捨てライター、カセットボンベ等危険物の分別開始
平成 26 年	4 月	・おおあし資源回収エコステーション開所
平成 27 年	1 月	・武豊リユースステーション開所

資料：環境課調べ

（2）ごみ･資源の収集

一般家庭から排出されるごみ･資源については、地区回収方式を採用しており、町が委託する民間業者が指定日に分別集積所に出されたごみ･資源を回収しています。

なお、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては常滑武豊衛生組合（クリーンセンター常武）へ持込みすることが出来ます。また、資源については、資源回収エコステーションへの持込みも可能となっています。

一方、事業所が排出する事業系のごみ･資源については町では収集しておらず、事業者自らが運搬するか収集運搬を許可業者に委託するかいずれかの方法により、常滑武豊衛生組合（クリーンセンター常武）に直接搬入することとなっています。

表 1-2-2　ごみ･資源の収集方法

分別			収集方法・収集回数	搬入先
家庭系ごみ				
可燃ごみ		生ごみ、皮革類、紙くず、草･枝類等	委託（週 2 回） 直接搬入	常滑武豊衛生組合
不燃ごみ		スチール家具、自転車等	直接搬入	常滑武豊衛生組合
粗大ごみ		家具、机、布団等	委託（年 4 回） 直接搬入	常滑武豊衛生組合・民間
埋立ごみ		陶磁器･ガラス類、コンクリートがら	委託（月 2 回） 直接搬入	一般廃棄物最終処分場
資源	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック	委託（月 2 回） エコステーション	民間
	布類			民間
	缶類	飲料用アルミ缶、スチール缶		常滑武豊衛生組合・民間
	びん	生きびん、雑びん		常滑武豊衛生組合・民間
	ペットボトル			常滑武豊衛生組合・民間
	再資源不燃物	金属類、コード･針金類		民間
	廃乾電池			民間
	スプレー缶、カセットボンベ、ライター類			民間
	紙製容器包装			民間
	プラスチック容器包装		委託（週 2 回） エコステーション	民間
事業系ごみ				
可燃ごみ			直接搬入	常滑武豊衛生組合
不燃ごみ				
粗大ごみ				

資料：環境課

［用語の解説］

（※16）生ごみ処理機

生ごみの減量化、たい肥化等を目的とする機器のこと。

（３）ごみ・資源の処分

本町のごみ・資源は以下の流れで処理されています。

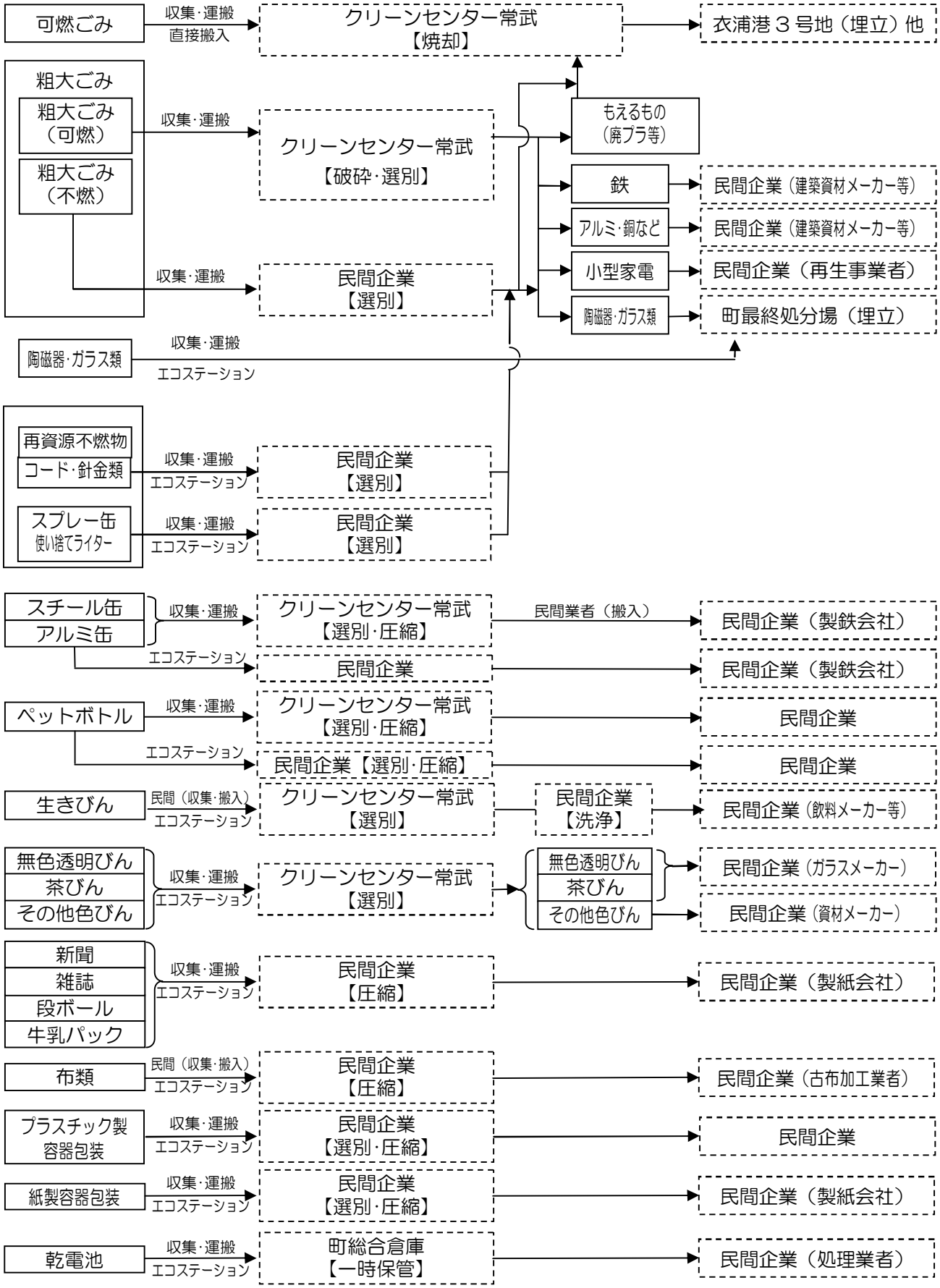

（4）ごみ関連施設の概要

①中間処理[※17]施設　クリーンセンター常武

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設は、常滑市と本町のごみ処理に関する業務を共同処理する常滑武豊衛生組合が整備し運営しています。概要は以下の通りです。

表 1-2-3　クリーンセンター常武　施設概要

区　分	概　要
施設名称	クリーンセンター常武
所在地	武豊町字壱町田 27 番地
建設年度	①ごみ処理施設　昭和 62 年 6 月～平成 2 年 2 月 ②排ガス高度処理施設　平成 11 年度 ③灰固化処理施設　平成 11 年度 ④粗大ごみ処理施設　昭和 63 年 6 月～平成元年 3 月 ⑤可燃性粗大ごみ切断機　平成 3 年 9 月～平成 4 年 3 月 ⑥ストックヤード　平成 6 年度　造成（舗装）工事 平成 7 年度　設備（プレス等）工事 平成 8 年度　建物（上屋･休憩棟）工事 平成 11 年度　ペットボトル専用
敷地面積	敷地面積　合計：約 21,100 ㎡ ①ごみ処理施設　約 15,490 ㎡ ②粗大ごみ処理施設　約　3,260 ㎡ ③ストックヤード　約　1,250 ㎡ ④ストックヤード　約　1,100 ㎡（ペットボトル専用）
施設方法・能力	①ごみ処理施設　ストーカー炉　150t／日（75t／24h×2 基） ②粗大ごみ処理施設　回転式横型破砕機（4 種選別）　25t／ 5h ③可燃性粗大ごみ切断機　剪断（ギロチン）式破砕機　20t／ 5t
建築構造	①ごみ処理施設　鉄筋･鉄骨コンクリート造（4,825 ㎡） ②灰固化処理施設　ALC 造（100 ㎡） ③アンモニアボンベ庫　鉄筋コンクリート造（20 ㎡） ④粗大ごみ処理施設　鉄筋･鉄骨コンクリート造（41,065 ㎡） ⑤ストックヤード　鉄骨鋼鈑･鉄骨ＡＬＣ造（406 ㎡） ⑥ペットボトル専用ストックヤード 鉄骨幕張造・軽量鉄骨造（313 ㎡）

図 1-2-2　クリーンセンター常武　外観

［用語の解説］

（※17）中間処理

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

② 一般廃棄物最終処分場

武豊町一般廃棄物最終処分場※18は、昭和62年4月より供用開始しました。埋立対象物は、家庭から出る陶磁器、ガラス類、コンクリートがらなどです。

最終処分場の延命を目的として、平成22年度に嵩上げ工事を実施しています。

武豊町一般廃棄物最終処分場の概要は以下の通りです。

表 1-2-4　武豊町一般廃棄物最終処分場　施設概要

区　分	概　要
施設名称	武豊町一般廃棄物最終処分場
所在地	武豊町字壱町田273番地
竣工	昭和62年2月　　（埋立開始年月：昭和62年4月）
敷地面積	12,647 ㎡
埋立容量	全体容量　65,500m³ 残余容量　7,891m³　（平成25年度末現在）
埋立対象物	陶磁器、ガラス類、コンクリートがら
埋立期間	約31年　　（終了予定年：平成41年）
管理方法	外柵設置、悪臭及び害虫防止、即日覆土
埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理施設	処理水量　40m³／日 処理方法　生物処理方法（接触ばっ気式）＋ 凝集膜分離方式+ ＋活性炭吸着処理方式 ＋ 消毒減菌処理方式

図 1-2-3　武豊町一般廃棄物最終処分場　外観

［用語の解説］

（※18）最終処分場

廃棄物の最終処分を行う施設。廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。

③ 資源回収エコステーション

本町では、分別ごみ･資源については月 2 回、地区回収方式によって収集していますが、町民の生活様式の多様化に伴い、地区回収の指定収集日及び収集時間以外にも分別ごみ･資源の持込みができるよう、町内 2 箇所に「資源回収エコステーション」を設置しています。

表 1-2-5　資源回収エコステーション　施設概要

区　分	概　要	
施設名称	たけとよ資源回収エコステーション	おおあし資源回収エコステーション
所在地	武豊町字ヲヲガケ 22-3	武豊町字忠白田 11-1
開設年月	平成 22 年 9 月	平成 26 年 4 月
稼働日時	持ち込める日：月曜日～土曜日（祝日も可）　※日曜日、年末年始は休み 持ち込める時間：午前 9 時～午後 3 時	
分別収集の対象	持ち込めるもの ：プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル ：アルミ缶、スチール缶 ：新聞、雑誌（雑紙）、ダンボール、牛乳パック、布類 ：生きびん、雑びん ：もえないごみ、ガラス・陶磁器類、コード･針金類、乾電池、小型家電 持ち込めないもの ：もえるごみ、粗大ごみ、処理困難物、家電４品目	

図 1-2-4　資源回収エコステーション　外観

たけとよ資源回収エコステーション

おおあし資源回収エコステーション

資料：武豊町ホームページより

図 1-2-5　処理施設の位置

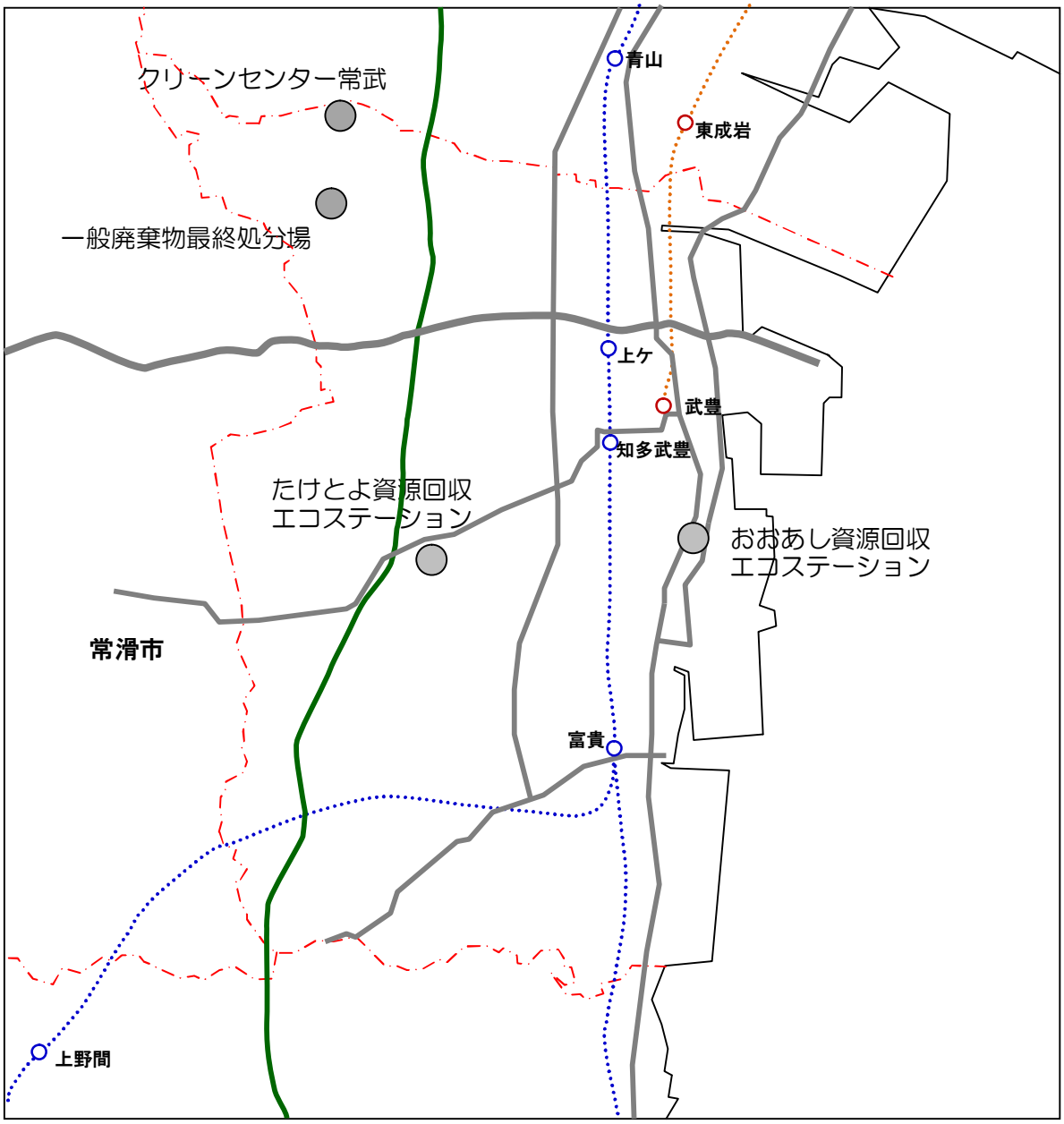

ごみの収集･処理体制に関する現状と課題

○クリーンセンター常武が稼働から 25 年経過し、老朽化が進んでいることへの懸念があります。また、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、新たな広域ごみ処理施設の整備に向けて事業着手しており、平成 34 年度の稼働が予定されています。クリーンセンター常武の設備負担軽減、新ごみ処理施設整備に向けて、一層のごみ減量に取り組んでいくことが求められています。

○現在の一般廃棄物最終処分場に埋め立てられている品目の新たなリサイクルルートを開発することなどにより、処分場の延命措置を図ることが必要です。

1－3　ごみの排出量

（1）家庭系ごみ※19の排出量※20

（家庭系ごみ（資源を含む））

① 家庭系ごみの排出量

平成 26 年度の家庭系ごみの排出量は 12,655 トンです。このうち可燃ごみは 8,486 トン（67.1%）、不燃ごみは 642 トン（5.1%）、粗大ごみが 38 トン（0.3%）、資源は 3,183 トン（25.2%）となっています。可燃ごみが全体の約 3 分の 2 を占めています。

図 1-3-1　家庭系ごみの排出量の内訳

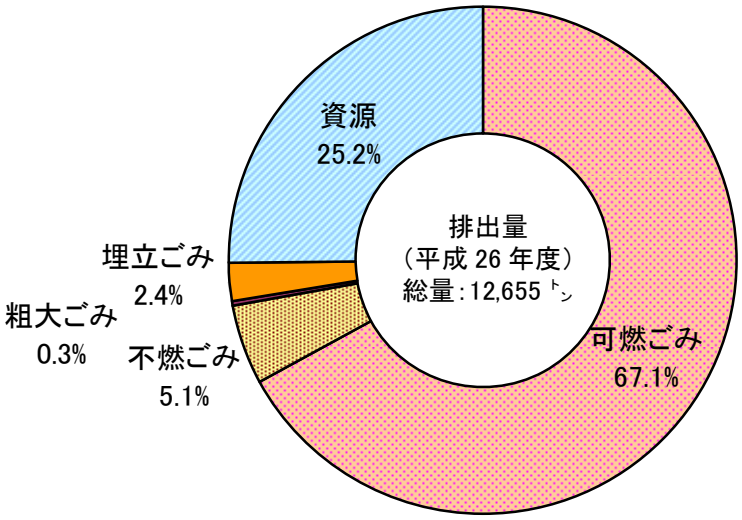

単位：トン、%

平成　年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	資源	合計
平成 26 年度	8,486	642	38	307	3,183	12,655
構成比（%）	67.1%	5.1%	0.3%	2.4%	25.2%	100.0%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 26 年度）

［用語の解説］

（※19）家庭系ごみ

家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）のこと。

（※20）ごみの排出量

ごみの排出量 ＝ 計画収集量＋直接搬入量

② 家庭系ごみの排出量の経年推移

平成 15 年度から 26 年度の家庭系ごみ排出量の推移をみると、平成 15 年度には 14,357 トンであったものが、平成 26 年度には 12,690 トンにまで減少しています。平成 15 年度と平成 26 年度を比較すると 11.6%の減少となっています。

平成 20 年度以降は 12,000 トン台で推移しています。

図 1-3-2　家庭系ごみの排出量の経年推移

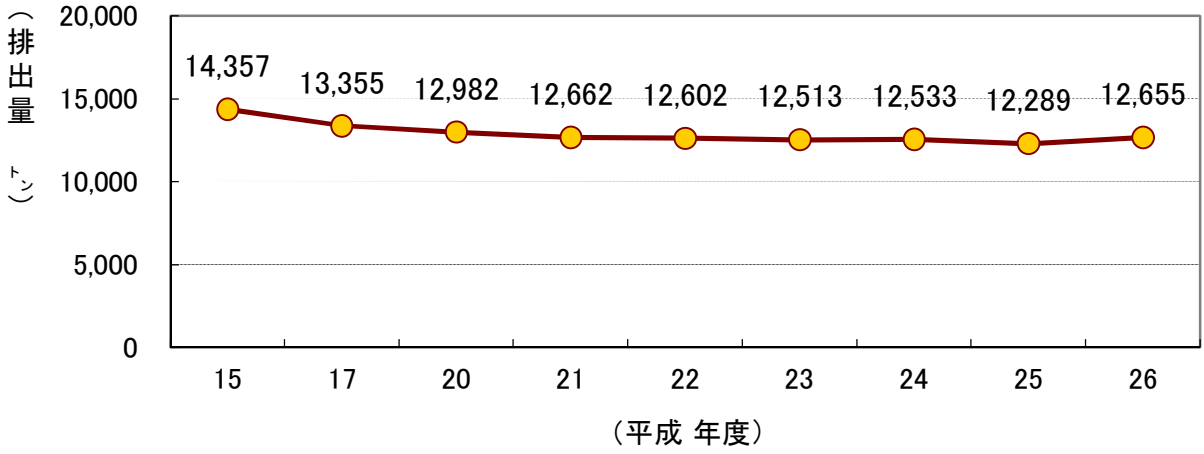

単位：トン、%

平成年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	資源	合計
平成 15 年度	11,598	612		186	1,961	14,357
平成 17 年度	9,944	647		183	2,581	13,355
平成 20 年度	8,619	495	67	150	3,650	12,982
平成 21 年度	8,614	561	63	126	3,297	12,662
平成 22 年度	8,495	606	59	151	3,291	12,602
平成 23 年度	8,510	602	52	171	3,177	12,513
平成 24 年度	8,729	517	58	216	3,013	12,533
平成 25 年度	8,545	556	59	192	2,936	12,289
平成 26 年度	8,486	642	38	307	3,183	12,655
比較（平 26／平 15）	-26.8%	4.8%	－	65.4%	62.3%	-11.9%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 15～26 年度）

③ 分類別、家庭系ごみ排出量の経年推移

（可燃ごみ）

可燃ごみは平成 15 年度の 11,598 トンが、平成 26 年度には 8,486 トンになっており、平成 15 年度と比べると 26.8%の減少となっています。

（不燃ごみ）

不燃ごみについては、平成 15 年度が 612 トン、17 年度が 647 トンと 600 トン台の排出量でした。その後は増減を繰り返していますが、平成 26 年度は 642 トンとなっており、平成 15 年度と比べると 4.8%の増加となっています。

（粗大ごみ）

平成 20 年度が 67 トン、21 年度が 63 トンと 60 トン台でしたが、その後は 50 トン台で推移してきました。26 年度はさらに減少し 38 トンとなっています。

（埋立ごみ）

家庭から排出される陶器･ガラス類などです。平成 15 年度が 186 トン、17 年度は 183 トンでした。その後平成 21 年度には 126 トンまで減少しましたが、その後は増加に転じ平成 24 年度は 216 トン、25 年度は 192 トンとなっています。さらに 26 年度には大きく増加し 307 トンとなりました。平成 15 年度と比べると 65.4%の増加となっています。

（資源）

平成 15 年度には 1,961 トンであったものが、その後は徐々に増加し平成 20 年度には 3,650 トンにまで増加しました。プラスチック製･紙製容器包装の分別回収が開始されるなど、分別品目が増えたこと、さらには粗大ごみ等の破砕選別後の資源化が進んだことなどが要因です。

平成 20 年以降の資源の排出量は徐々に減少しており、平成 25 年度には 2,936 トンと 3,000 トンを下回りました。26 年度は再び増加に転じ 3,183 トンとなっています。

平成 15 年度と比べると 62.3%の増加となっています。

図 1-3-3　分類別、家庭系ごみの排出量の経年推移

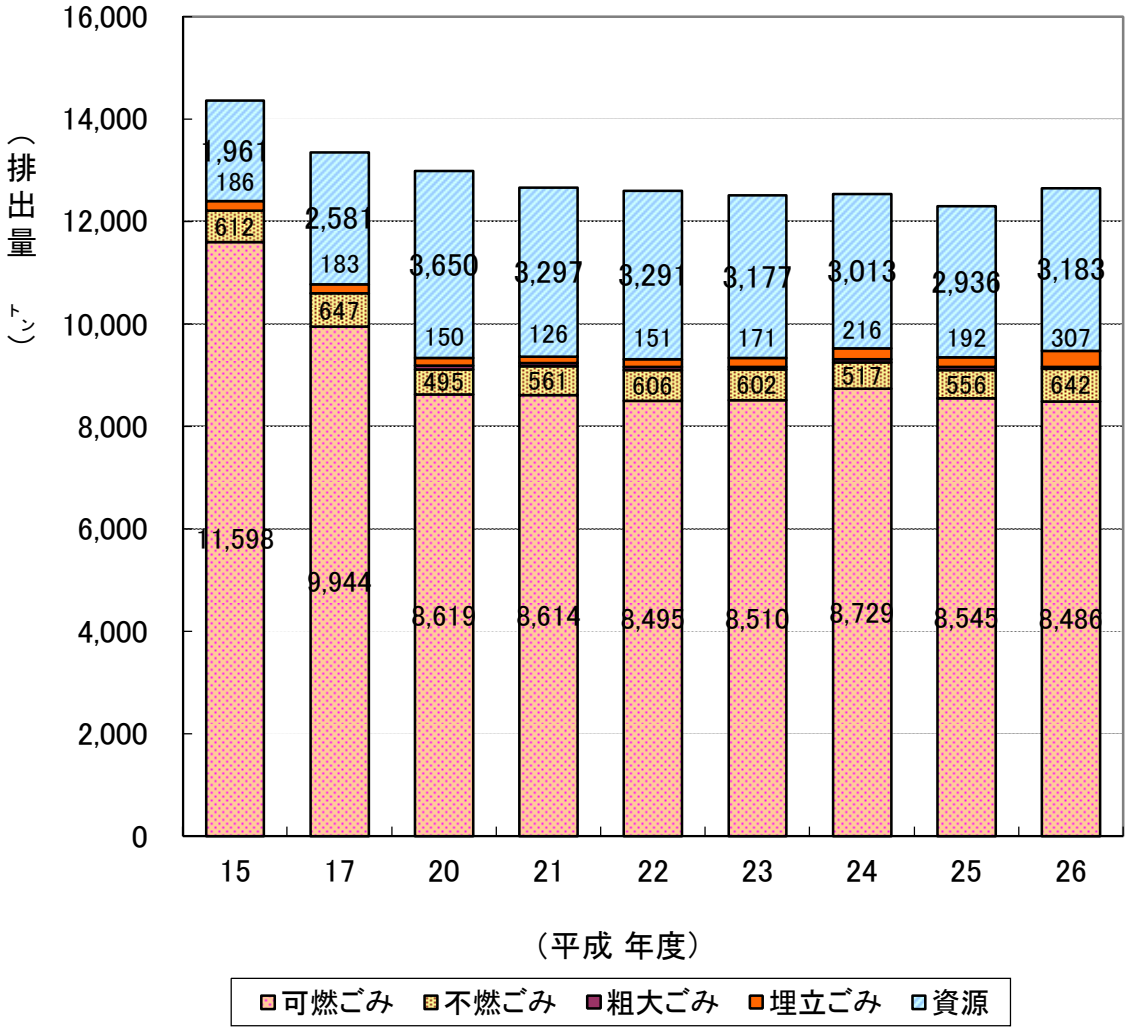

④ 家庭系ごみ一人一日あたり排出量の経年推移（資源を除く）

家庭系ごみの排出量（資源を除く）を町民一人一日あたりに換算すると、平成 15 年度は 831g／人日、平成 20 年度は 603g／人日で、この間で 228g 減少しました。

その後はほぼ横ばいで推移しており、平成 26 年度は 607g／人日です。

平成 15 年度から 26 年度の 11 年間に、一人当たりの排出量は 27.0%減少しています。

図 1-3-4　家庭系ごみ一人一日あたり排出量の経年推移

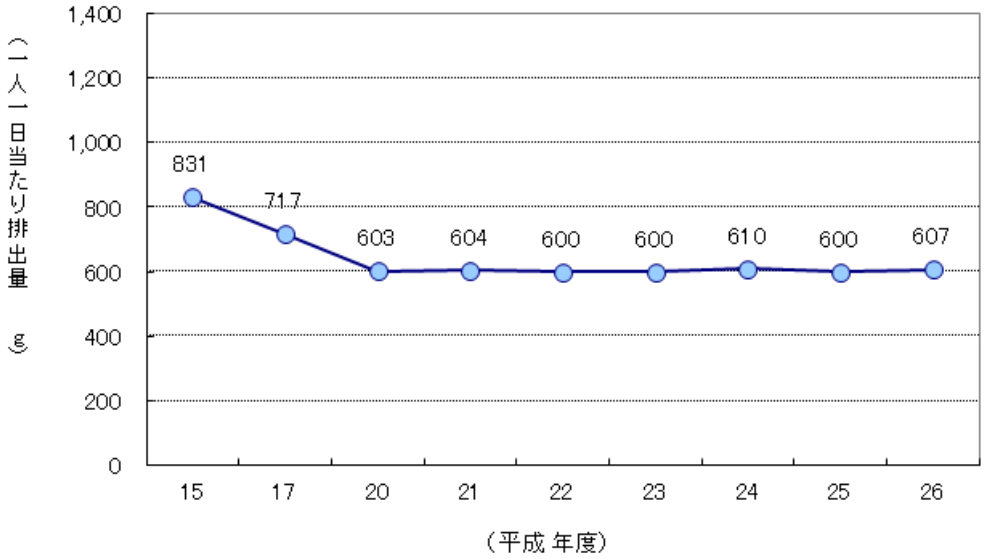

平成 年度	排出量(ﾄﾝ)	総人口（人）	一人一日あたり排出量(g/人日)
平成 15 年度	12,396	40,859	831
平成 17 年度	10,773	41,190	717
平成 20 年度	9,332	42,306	603
平成 21 年度	9,364	42,472	604
平成 22 年度	9,311	42,521	600
平成 23 年度	9,335	42,615	600
平成 24 年度	9,520	42,633	610
平成 25 年度	9,353	42,702	600
平成 26 年度	9,470	42,755	607
比較（平 26／平 15）	-23.6%	4.6%	-27.0%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 15～25 年度）
総人口は各年 10 月 1 日現在（住民基本台帳による）

家庭系ごみの排出量に関する現状と課題

○家庭系ごみの一人一日あたり排出量（資源を除く）は平成 26 年度に 607 g ／人日となり、600g／人日水準近くにまで減少してきています。

○平成 15～17 年度にかけては、容器包装の回収などの施策を講じた結果、家庭系ごみの排出量は大きく減少しましたが、それと比べるとここ 5 年間は大きな変化がなく、微減傾向で推移しており、発生量を抑制していくための新しい方策を調査･検討する必要があります。

（2）事業系ごみ※21の排出量

① 事業系ごみの排出量

平成 26 年度の事業系ごみの排出量は 3,376 トンです。このうち可燃ごみは 2,805 トン（83.1%）、不燃･粗大ごみは 125 トン（3.7%）、資源（給食残さ･刈草等）は 446 トン（13.2%）となっています。可燃ごみが全体の 8 割以上を占めています。

図 1-3-5　事業系ごみの排出量の内訳

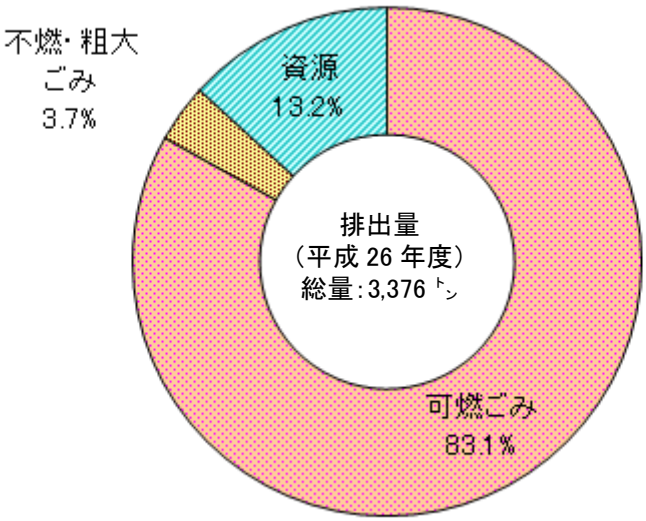

単位：トン、%

平成　年度	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源	合計
平成 26 年度	2,805	125	446	3,376
構成比（%）	83.1%	3.7%	13.2%	100.0%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 25 年度）
注　：「資源」とは給食残さ、刈草等

［用語の解説］

（※21）事業系ごみ

店舗、会社、工場、事務所、病院等などから排出される事業活動に伴って生じた廃棄物。種類によって、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に区分される。
本計画で扱う事業系ごみは、事業系一般廃棄物を対象としている。

② 事業系ごみの排出量の経年推移

平成 20 年度から 26 年度の事業系ごみの排出量の推移をみると、平成 20 年度には 4,013 トンであったものが、平成 25 年度には 3,140 トンにまで減少しました。平成 26 年度はやや増加し 3,376 トンとなっています。平成 20 年度と平成 26 年度を比較すると 15.9%の減少となっています。

平成 20 年度から 23 年度にかけてはわずかながら減少傾向を示していましたが、その後はやや増加の傾向を示しています。

図 1-3-6　事業系ごみの排出量の経年推移

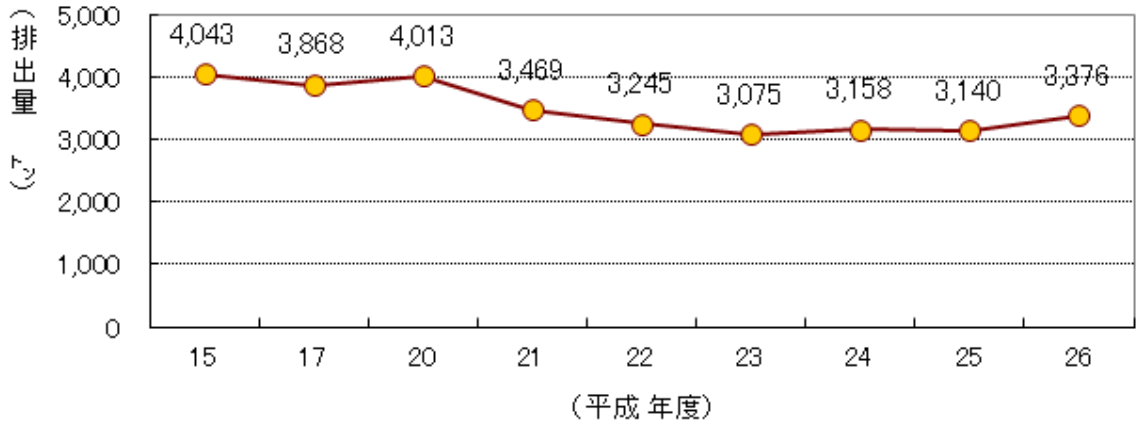

単位：トン、%

平成 年度	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源	合計
平成 15 年度	3,785	243	16	4,043
平成 17 年度	3,557	266	45	3,868
平成 20 年度	3,445	91	478	4,013
平成 21 年度	3,021	74	374	3,469
平成 22 年度	2,890	68	287	3,245
平成 23 年度	2,758	63	254	3,075
平成 24 年度	2,668	50	441	3,158
平成 25 年度	2,703	44	393	3,140
平成 26 年度	2,805	125	446	3,376
比較（平 26／平 20）	-18.6%	37.8%	-6.7%	-15.9%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 15～26 年度）

注　：「資源」とは給食残さ、刈草等

③ 分類別、事業系ごみの排出量の経年推移

（可燃ごみ）

平成 20 年度の 3,445 トンが、平成 26 年度には 2,805 トンになっており、18.6%の減少となっています。

（不燃･粗大ごみ）

平成 20 年度は 91 トンでしたが、平成 25 年度には 44 トンと半数以下にまで減少しました。しかし、平成 26 年度には 125 ﾄﾝと大きく増加しています。

（資源）

平成 20 年度は 478 トンでした。その後増減を繰り返しています。なお、平成 26 年度は 446 トンで、平成 20 年度と比較すると 6.7%の減少となっています。

図 1-3-7　分類別、事業系ごみの排出量の経年推移

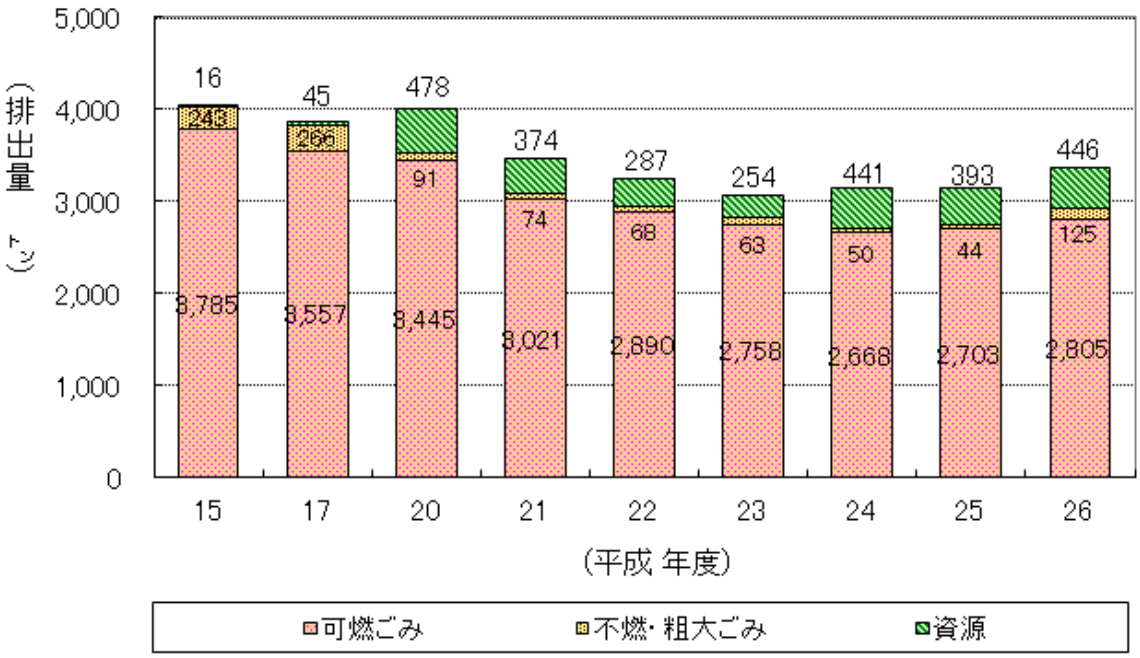

事業系ごみの排出量に関する現状と課題

○平成 26 年度の事業系ごみの排出量は 3,376 トンで、年により増減がありますが、長期的には横ばい状況にあります。第二次産業、第三次産業の経済活動は縮小局面に入っていることからも、事業系ごみの排出抑制についても検討していく必要があります。

（3）ごみの総排出量

（総排出量＝家庭系ごみ（資源を含む）＋事業系ごみ）

① ごみの総排出量

平成 26 年度のごみの総排出量は 16,031 トンです。このうち可燃ごみは 11,291 トン（70.4%）、不燃ごみは 766 トン（4.8%）、粗大ごみは 38 トン（0.2%）、埋立ごみは 307 トン（1.9%）で、資源は 3,628 トン（22.8%）でした。可燃ごみが全体の約 7 割を占めています。

図 1-3-8　ごみの総排出量の内訳

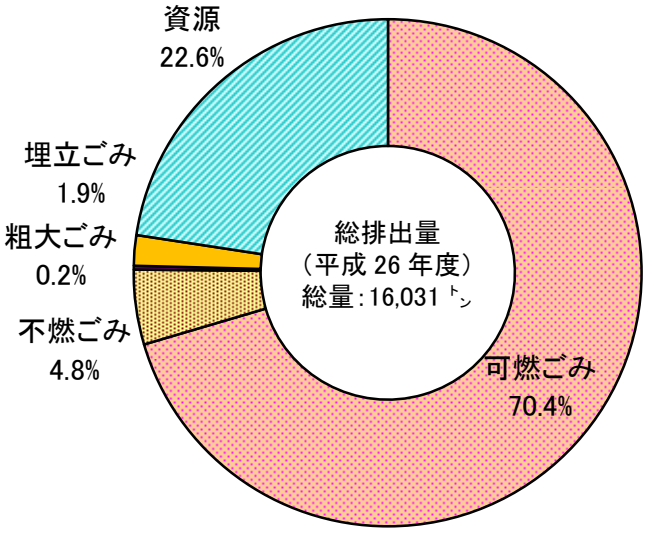

単位：トン、%

平成　年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	資源	合計
平成 26 年度	11,291	766	38	307	3,628	16,031
構成比（%）	70.4%	4.8%	0.2%	1.9%	22.6%	100.0%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 26 年度）

② ごみの総排出量の経年推移

平成 15 年度から 26 年度のごみの総排出量の推移をみると、平成 15 年度には 18,400 トンであったものが、平成 26 年度には 16,066 トンにまで減少しています。平成 15 年度から平成 26 年度のごみの総排出量を比較すると 12.7%減少しています。平成 22 年度以降は 15,000 トン台で推移しており、微減傾向が続いていましたが、26 年度に再び増加しました。

図 1-3-2　ごみの総排出量の経年推移

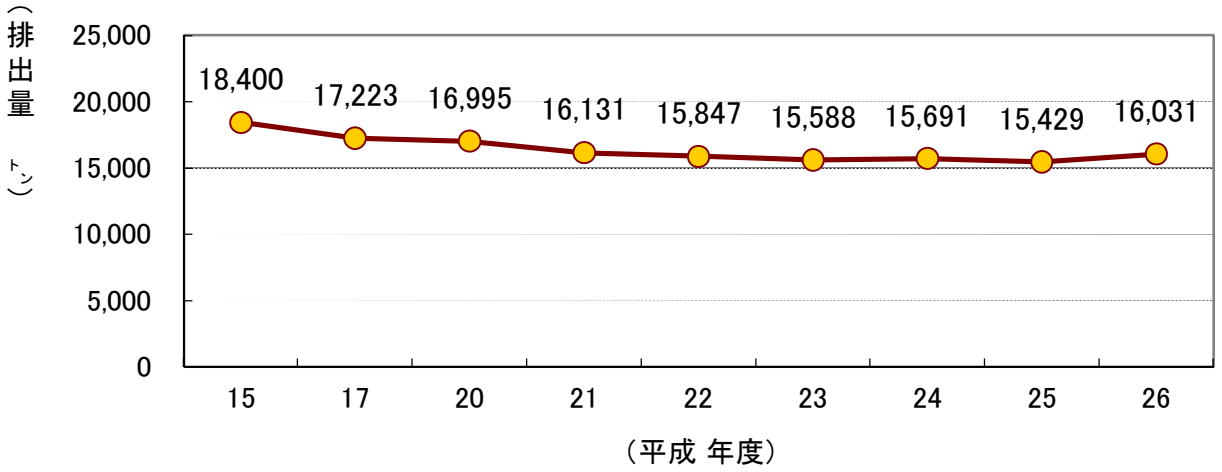

単位：トン、%

平成 年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	資源	総排出量
平成 15 年度	15,383	855		186	1,977	18,400
平成 17 年度	13,500	913		183	2,626	17,223
平成 20 年度	12,064	585	67	150	4,128	16,995
平成 21 年度	11,634	634	63	126	3,671	16,131
平成 22 年度	11,385	674	59	151	3,578	15,847
平成 23 年度	11,268	665	52	171	3,431	15,588
平成 24 年度	11,397	567	58	216	3,454	15,691
平成 25 年度	11,248	600	59	192	3,329	15,429
平成 26 年度	11,291	766	38	307	3,628	16,031
比較（平 26／平 15）	－26.6%	－10.3%	－	65.4%	83.6%	－12.9%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 25 年度）

③ 分類別、ごみ排出量の経年推移

（可燃ごみ）

平成 15 年度の 15,383 トンが、平成 26 年度には 11,291 トンになっており、平成 15 年度と比べると 26.6%の減少となっています。

（不燃ごみ）

平成 15 年度が 855 トン、17 年度が 913 トンと 900 トン前後の排出量でしたが、平成

20 年度以降は 500 トン台から 600 トン台で推移してきました。平成 26 年度は増加に転じ 766 トンとなっています。平成 15 年度と比べると 10.3%の減少となっています。

（粗大ごみ）　《再掲》

平成 20 年度が 67 トン、21 年度が 63 トンと 60 トン台でしたが、その後は 50 トン台で推移してきました。26 年度はさらに減少し 38 トンとなっています。

（埋立ごみ）　《再掲》

家庭から排出される陶器･ガラス類などです。平成 15 年度が 186 トン、17 年度は 183 トンでした。その後平成 21 年度には 126 トンまで減少しましたが、その後は増加に転じ平成 24 年度は 216 トン、25 年度は 192 トンとなっています。さらに 26 年度には大きく増加し 307 トンとなりました。平成 15 年度と比べると 65.4%の増加となっています。

（資源）

平成 15 年度には 1,976 トンであったものが、その後は徐々に増加し平成 20 年度には 4,127 トンにまで増加しました。プラスチック製･紙製容器包装の分別回収が開始されるなど、分別品目が増えたことや、刈草や剪定枝の堆肥化などの資源化が進んだことなどが要因です。

平成 20 年以降の資源の排出量は徐々に減少しており、平成 25 年度には 3,329 トンまで減少しましたが、平成 26 年度は増加し 3,628 トンとなっています。平成 15 年度と比べると 83.6%の増加となっています。

図 1-3-3　分類別、ごみ排出量の経年推移

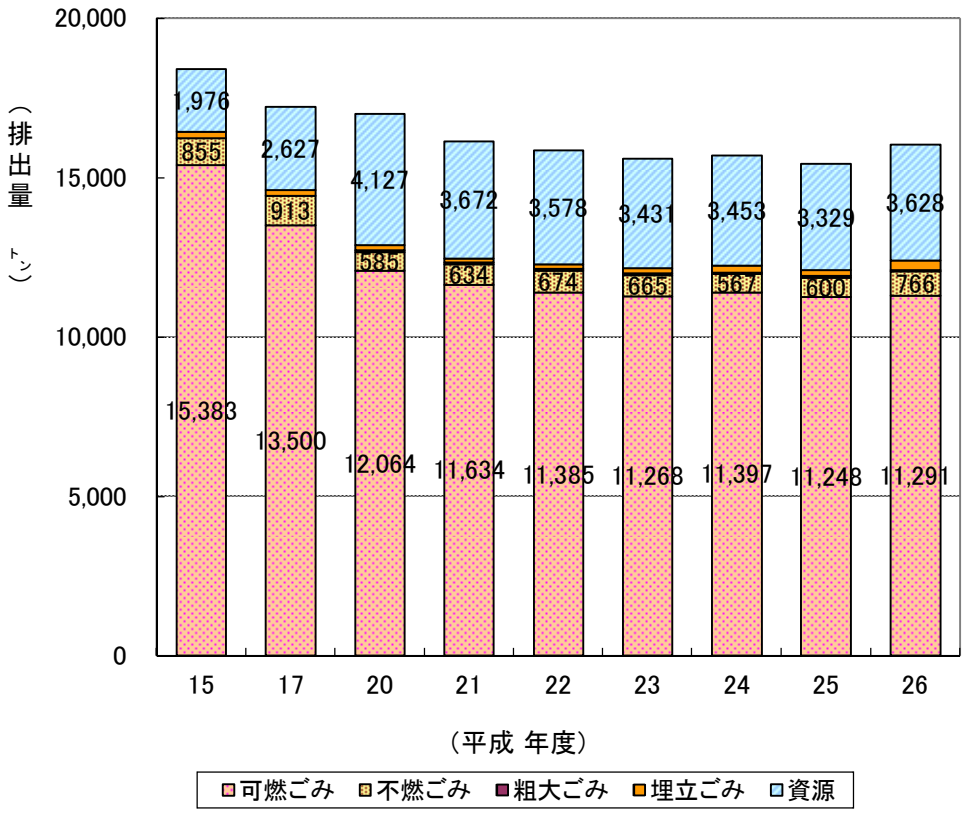

④ 分類別、資源排出量の経年推移

（紙類）

紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの合計）は平成 20 年度の 2,078 トンをピークとして減少を続け、平成 25 年度は 1,471 トンでした。平成 26 年度は 1,466 トンとなりました。平成 20 年度と比べると 29.5%の減少となっています。

（布類）

平成 20 年度には 65 トンでしたが、平成 23 年度以降やや増加しており、平成 25 年度には 88 トン、26 年度には 100 トンとなっています。平成 20 年度と比較すると 52.4%の増加となっています。

（缶類）

缶類（アルミ缶･スチール缶の合計）については、平成 15 年度の 110 トンをピークとして一貫して減少を続け平成 25 年度は 87 トンでした。平成 26 年度は増加に転じ 92 トンとなりました。平成 20 年度と比較すると-1.5%の減少となっています。

（びん類）

平成 15 年度は 330 トン、平成 20 年度は 303 トンとやや減少し、その後は横ばいとなっています。平成 26 年度は 304 トンで、平成 20 年度と同水準となっています。

（※生きびんは 1 本を 330ｇとして重量換算している。）

（ペットボトル）

平成 15 年度には 90 トンでしたが、平成 20 年には 154 トンと増加しました。その後は減少に転じており、平成 26 年度には 111 トンとなっています。平成 20 年度と比較すると 27.9%の減少となっています。

（プラスチック製容器包装）

ペットボトルと同様に､平成 20 年度の 479 トンをピークとして減少を続けています。平成 26 年度は 396 トンで、平成 20 年度と比較すると 17.2%の減少となっています。

（紙製容器包装）

プラスチック容器包装と同様に、平成 20 年度の 248 トンをピークとして減少を続けています。平成 26 年度は 147 トンで、平成 20 年度と比較すると 40.9%の減少となっています。

（刈草）

家庭系ごみとして排出される草のうち資源として回収されている量は､平成 20 年度には 38 トンでしたが、平成 25 年度は 46 トンとなり、さらに平成 26 年度には 152 トンと大幅に増加しました。平成 20 年度と比較するとほぼ 4 倍の増加となっています。

（再資源不燃物）

平成 20 年度が 179 トンでしたが、その後は増減を繰り返しています。平成 26 年度は 404 トンで、平成 20 年度と比較して 25.8%の増加となっています。

（廃乾電池）

平成 20 年度は 12 トンで、その後も 11～13 トンの値で推移しており、ほぼ横ばいの

状況が続いています。

図 1-3-4　分類別、資源排出量の経年推移

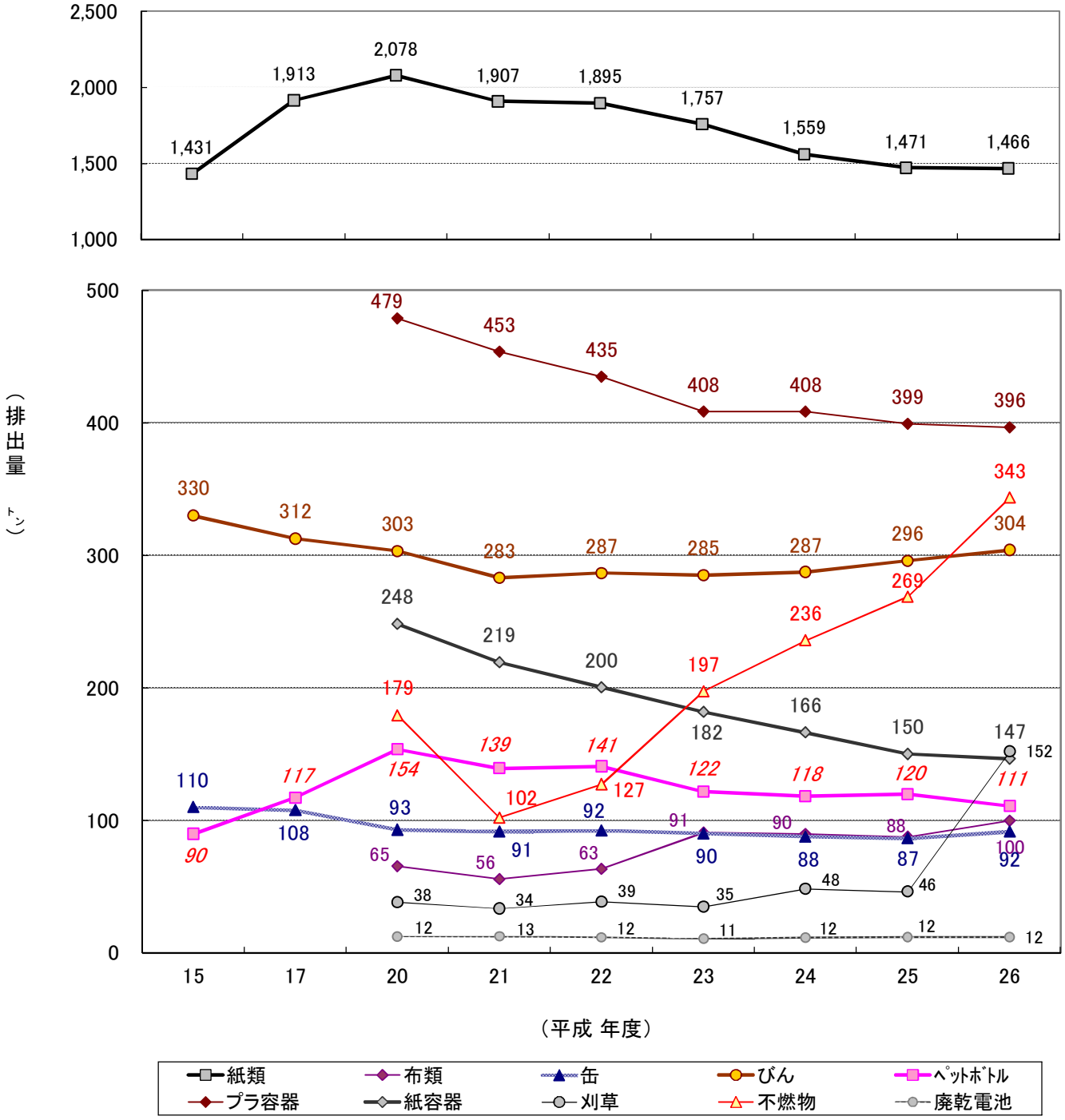

：トン

平成 年度	紙類	布類	缶	びん	ペットボトル	プラ容器	紙容器	刈草	不燃物	乾電池	総量
平成 15 年度	1,431		110	330	90						1,961
平成 17 年度	1,913		108	312	117	91	39				2,581
平成 20 年度	2,078	65	93	303	154	479	248	38	179	12	3,650
平成 21 年度	1,907	56	91	283	139	453	219	34	102	13	3,297
平成 22 年度	1,895	63	92	287	141	435	200	39	127	12	3,291
平成 23 年度	1,757	91	90	285	122	408	182	35	197	11	3,177
平成 24 年度	1,559	90	88	287	118	408	166	48	236	12	3,013
平成 25 年度	1,471	88	87	296	120	399	150	46	269	12	2,936
平成 26 年度	1,466	100	92	304	111	396	147	152	343	12	3,183
比較(平 26/平 15)	2.4%	－	-16.8%	-7.9%	23.3%	－	－	－	－	－	59.2%
比較(平 26/平 20)	-29.5%	52.4%	-1.5%	0.2%	-27.9%	-17.2%	-40.9%	297.4%	91.4%	-1.5%	-14.5%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 15～26 年度）

ごみの総排出量に関する現状と課題

○ごみの総排出量（家庭系+事業系）は年間約 16,000 トンで、その約 7 割はもえるごみが占めています。経年的には減少傾向にありますが、平成 20 年度以降はわずかな減少傾向をみせるにとどまっており、さらなる排出量の抑制に向けた取り組みを具体的に実践することが求められています。

○今後のごみの総排出量の削減を検討するにあたっては、全体の約 7 割を占めるもえるごみの排出抑制を第一に検討する必要があります。

［用語の解説］

（※22）資源化率

$$資源化率 = \frac{分別回収による資源回収量＋中間処理後再生利用量}{ごみの総排出量} \times 100$$

（4）資源化

① 資源化率※22の経年推移

ごみの総排出量に占める資源化量の割合（＝資源化率）を算出すると、平成 15 年度の 12.4%、平成 17 年度の 17.2%から、平成 20 年度には 25.3%と大きく上昇しました。プラスチック製･紙製容器包装の分別回収、刈草･剪定枝の堆肥化が大きく影響しています。

平成 20 年度以降は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

図 1-3-12　資源化率（資源化量／ごみ総排出量）の経年推移

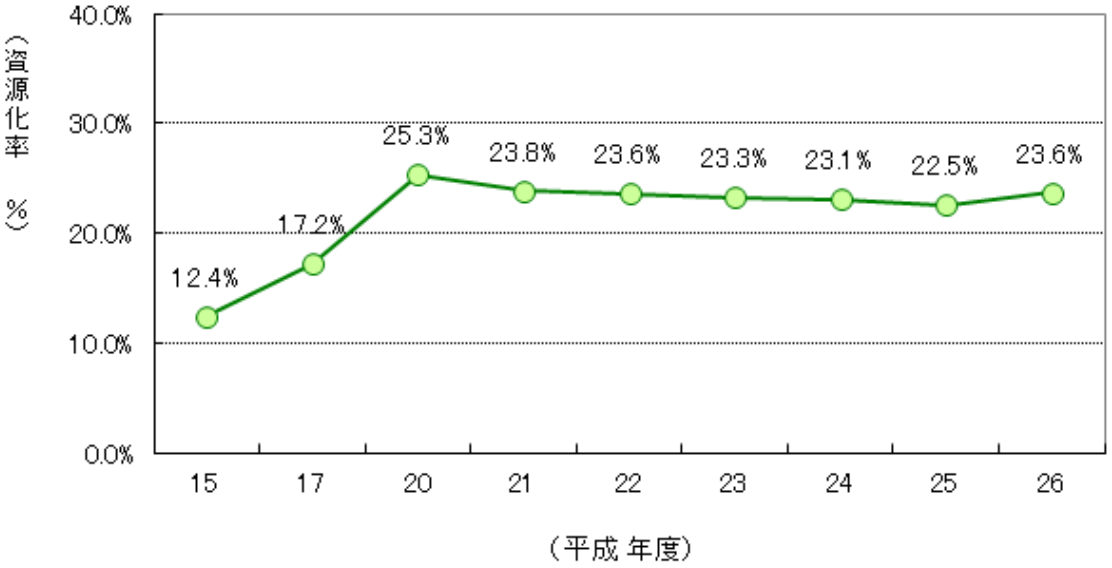

平成　年度	排出量（ﾄﾝ）	資源回収量（ﾄﾝ）	中間処理後再生利用量（ﾄﾝ）	合計（ﾄﾝ）	資源化率（%）
平成 15 年度	18,400	1,976	307	2,283	12.4%
平成 17 年度	17,223	2,627	334	2,961	17.2%
平成 20 年度	16,995	4,127	180	4,307	25.3%
平成 21 年度	16,131	3,672	170	3,842	23.8%
平成 22 年度	15,847	3,578	167	3,745	23.6%
平成 23 年度	15,588	3,431	194	3,625	23.3%
平成 24 年度	15,691	3,453	166	3,619	23.1%
平成 25 年度	15,429	3,329	148	3,477	22.5%
平成 26 年度	16,066	3,666	134	3,800	23.6%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 25 年度）

注　：「資源回収量」とは家庭系・事業系の資源量、「中間処理後再生利用量」とはクリーンセンター常武の粗大不燃ごみのうち鉄分と小型家電の搬出量

資源化に関する現状と課題

○生ごみのたい肥化や、刈草・剪定枝のたい肥化など新しい資源化のためのリサイクルルート等について調査･研究が必要です。

（5）最終処分

① 最終処分率の経年推移

ごみ･資源を焼却、破砕処理し、資源として回収できるものについてはリサイクルしていますが、焼却灰ならびに破砕ごみ等については最終的には埋立処理をしています。最終処分場で埋立処理されるごみの総量をここでは最終処分量と表しています。

集団回収量を除いたごみの排出量に対する最終処分量の割合は、平成 25 年度は 12.7%でした。排出されるごみ･資源の約 8 分の 1 が埋立処理されていることになります。

最終処分率を経年的にみると、平成 20 年度から 24 年度にかけては 13.5～13.8%で推移しておりほぼ変化はありませんでした。平成 25 年度は 12.7%で、わずかに減少しました。

図 1-3-18　最終処分率の経年推移

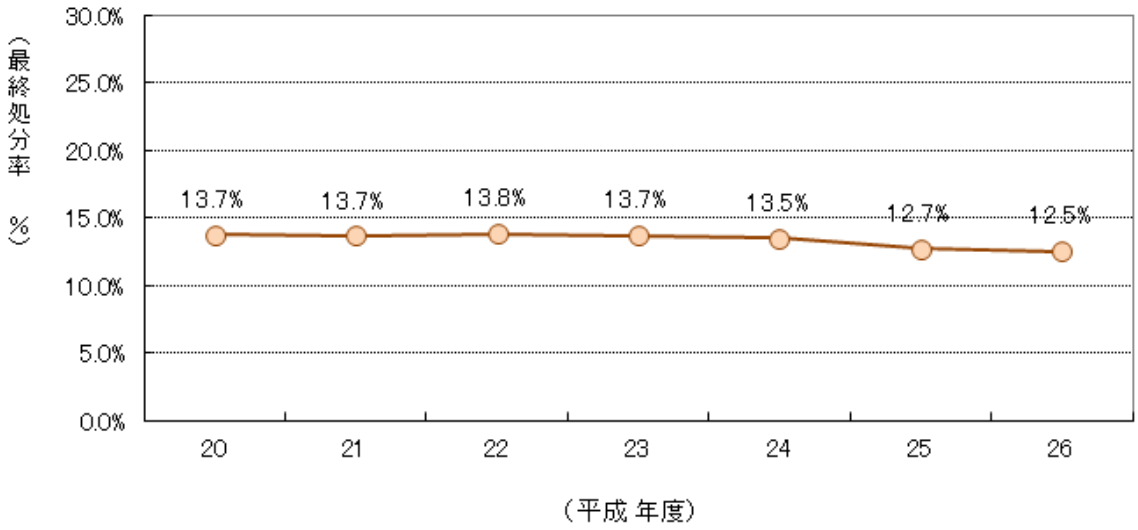

平成 年度	集団回収を除いた排出量（ﾄﾝ）	最終処分量（ﾄﾝ）	最終処分率（%）
平成 20 年度	16,336	2,239	13.7%
平成 21 年度	15,504	2,116	13.7%
平成 22 年度	15,239	2,106	13.8%
平成 23 年度	15,057	2,058	13.7%
平成 24 年度	15,271	2,061	13.5%
平成 25 年度	15,045	1,915	12.7%
平成 26 年度	15,706	1,961	12.5%

資料：一般廃棄物処理実績報告書　武豊町環境課（平成 20～25 年度）

最終処分に関する現状と課題

○本町にある三号地最終処分場など限りある処分地を必要とすることから、最終処分量については、将来に負担を残さないために削減していく必要があります。

1－4　ごみの組成

（1）ごみ組成調査の概要

① 調査対象ごみと調査分類

［調査対象］

可燃ごみステーションに出されたごみを採取し調査対象とした。

［調査対象ごみの分類］

調査対象としたごみを表 1-4-1 に示す分類に区分した。

表 1-4-1　調査対象ごみの分類

分類	No	中分類	資源化	内容例
生ごみ	1	手をつけていない生ごみ	○	未開封の食糧等
	2	手をつけている生ごみ	○	食べ残し、果物皮等
紙類	3	ダンボール	○	褐色のボール紙
	4	新聞・広告	○	新聞紙、折込広告
	5	書籍・雑誌	○	書籍、雑誌
	6	牛乳パック	○	牛乳パック
	7	紙製容器包装・雑紙	○	包装箱、メモ紙等
	8	資源化できない紙類	×	紙おむつ、ティッシュ等
木類	9	木類	×	割りばし、竹串等
	10	刈草・剪定枝	○	刈草、剪定枝
繊維類	11	衣類・布類	○	衣類、布類（タオル等）
	12	資源化できない布類	×	綿入り製品（座布団、ぬいぐるみ等）
プラスチック類	13	ペットボトル	○	ジュース、醤油等
	14	プラスチック製容器包装	○	カップ麺等容器プラスチック
	15	その他プラスチック	×	キャップ、ネット、プラスチック製品
金属類	16	アルミ	○	飲料アルミ缶
	17	スチール	○	飲料スチール缶
陶器･ガラス類	18	ガラスびん	○	飲料びん等
	19	びん以外の陶器・ガラス	×	コップ、茶碗、化粧品びん等
その他	20	その他可燃ごみ	×	ゴム､皮製品など上記に分類されない可燃ごみ
	21	その他不燃ごみ	○	缶詰、針金など上記に分類されない不燃ごみ

② 調査地区

調査は、町内を北部、中部、南部に区分し実施しました。調査日時は表 1-4-2 のとおりです。

表 1-4-2　調査地区と調査実施月日

ごみ種類	地区	調査月日	備考
もえるごみ	①北部	平成 27 年 1 月 19 日	可燃ごみステーションに出されたもえるごみ
	②中部	平成 27 年 1 月 27 日	
	③南部	平成 27 年 2 月 3 日	

③ 調査方法

ア．サンプリング

ごみステーションからもえるごみを全量採取。

イ．搬入

採取したもえるごみを調査場所へ搬入し、その際、トラックスケールにて計量。

ウ．４分法により縮分

・一次破袋

指定袋等一番外側の袋を破り中身を取り出し。この時破った袋はサンプルに含めない。

・二次破袋

サンプルの中に入っていた袋（レジ袋など）を破り、完全に中身を取り出す。この時に破った袋はサンプルに含める。

・攪拌

サンプルの成分が均一になるようにスコップ等でかき混ぜ、円山になるように成形する。

エ．４分法

・混ぜたごみを４等分する。

・対角線のごみを捨てる。

・残った２つの山を混ぜながら、１つの円山にする。

・上記作業を繰り返し、60kg 程度の試料を採取する。

④ 組成分析

試料の総重量を測定後、表 1-4-1 に記す分類に分析し、各重量を測定した。

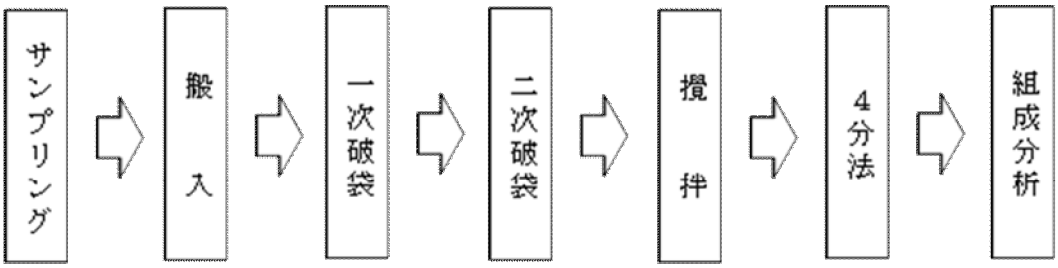

（２）ごみの組成（家庭系可燃ごみ）

図 1-4-1 はごみ集積所に排出された可燃ごみをごみの種類に分けて整理し、構成割合（重量比）を示したものです。

再生可能なごみと再生できないごみを区分すると、再生可能なごみが 64.4%を占めています。このうち大きな割合を占めるものは、まずは「生ごみ」で「手をつけている生ごみ（19.6%）」、「手をつけていない生ごみ（6.8%）」の両者をあわせると 26.4%を占めており、もえるごみ全体の約 4 分の 1 を占めています。

次いで、再生可能なごみとしては、「書籍・雑誌（10.4%）」、「新聞・広告（5.6%）」、「ダンボール（1.8%）」、「牛乳パック（0.7%）」などの紙類で、再生可能な紙類はあわせると 18.5%と、可燃ごみの 2 割近くを占めていることがわかります。

これらに次いで、「プラスチック製容器包装」が 6.2%、「紙製容器包装」が 5.2%、「衣類・布類」が 3.7%、「刈草・剪定枝」が 2.8%などとなっており、本来は資源として排出されるべきごみについても 2 割近くを占めていることがわかります。

図 1-4-1　家庭系可燃ごみの組成（全体）

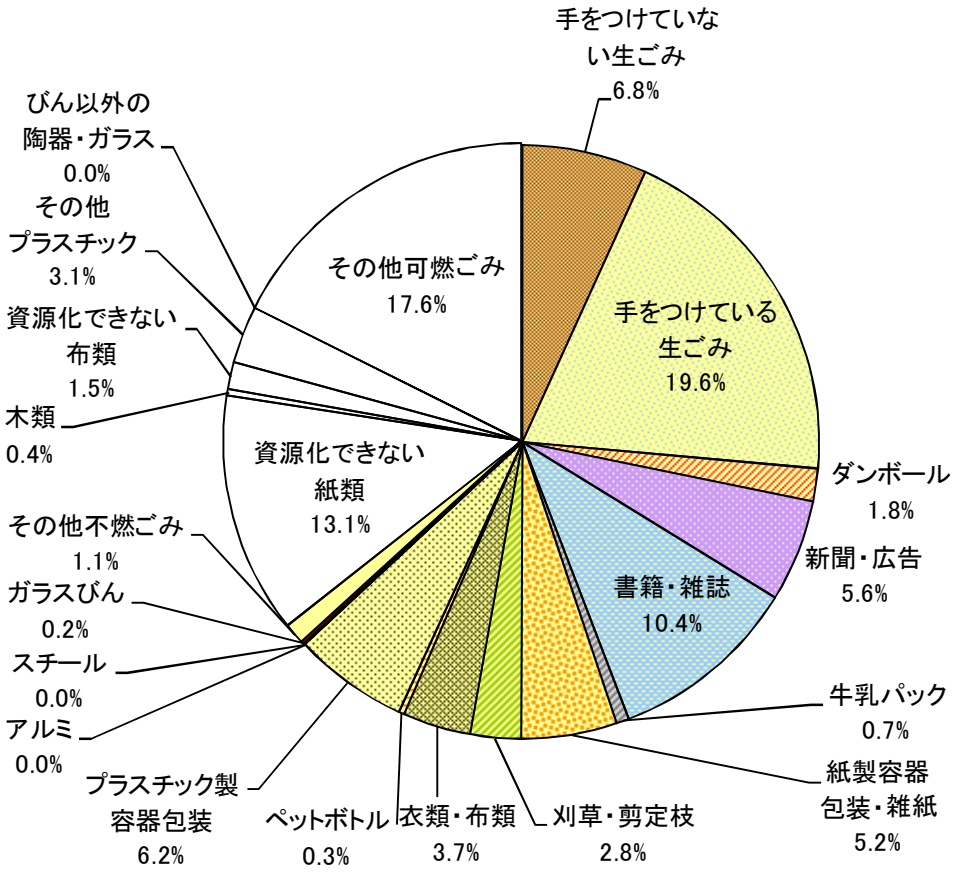

表 1-4-3　ごみ組成調査（総括表）

■もえるごみ組成調査結果　【重量】				1月19日	1月27日	2月3日	冬季調査
大分類		資源化	中分類	北部重量(kg)	中部重量(kg)	南部重量(kg)	合計重量(kg)
生ごみ	1	○	手をつけていない生ごみ	11.20	4.52	3.16	18.88
生ごみ	2	○	手をつけている生ごみ	28.06	21.90	4.40	54.36
紙類	3	○	ダンボール	0.36	3.30	1.30	4.96
紙類	4	○	新聞・広告	6.66	7.00	1.78	15.44
紙類	5	○	書籍・雑誌	5.54	18.00	5.16	28.70
紙類	6	○	牛乳パック	0.40	1.00	0.54	1.94
紙類	7	○	紙製容器包装・雑紙	2.16	6.00	6.26	14.42
紙類	8	×	資源化できない紙類	19.56	11.14	5.58	36.28
木類	9	×	木類	0.30	0.30	0.40	1.00
木類	10	○	刈草・剪定枝	0.44	6.84	0.36	7.64
繊維類	11	○	衣類・布類	4.92	3.24	2.12	10.28
繊維類	12	×	資源化できない布類	0.00	2.44	1.58	4.02
プラスチック類	13	○	ペットボトル	0.42	0.34	0.12	0.88
プラスチック類	14	○	プラスチック製容器包装	6.86	5.56	4.88	17.30
プラスチック類	15	×	その他プラスチック	5.18	2.54	0.90	8.62
鉄類	16	○	アルミ	0.00	0.00	0.00	0.00
鉄類	17	○	スチール	0.00	0.00	0.00	0.00
陶器・ガラス類	18	○	ガラスびん	0.00	0.00	0.44	0.44
陶器・ガラス類	19	×	びん以外の陶器・ガラス	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	20	×	その他可燃ごみ	35.50	7.36	6.00	48.86
その他	21	○	その他不燃ごみ	1.38	0.72	1.02	3.12
（再掲）		○	再生可能なごみ	68.40	78.42	31.54	178.36
（再掲）		×	再生不可能なごみ	60.54	23.78	14.46	98.78
			合計	128.94	102.20	46.00	277.14
			搬入量　合計	420.00	500.00	300.00	1,220.00
			調査量　割合	30.70%	20.44%	15.33%	22.72%

■もえるごみ組成調査結果　【割合】				1月19日	1月27日	2月3日	冬季調査
大分類		資源化	中分類	北部重量(kg)	中部重量(kg)	南部重量(kg)	合計重量(kg)
生ごみ	1	○	手をつけていない生ごみ	8.7%	4.4%	6.9%	6.8%
生ごみ	2	○	手をつけている生ごみ	21.8%	21.4%	9.6%	19.6%
紙類	3	○	ダンボール	0.3%	3.2%	2.8%	1.8%
紙類	4	○	新聞・広告	5.2%	6.8%	3.9%	5.6%
紙類	5	○	書籍・雑誌	4.3%	17.6%	11.2%	10.4%
紙類	6	○	牛乳パック	0.3%	1.0%	1.2%	0.7%
紙類	7	○	紙製容器包装・雑紙	1.7%	5.9%	13.6%	5.2%
紙類	8	×	資源化できない紙類	15.2%	10.9%	12.1%	13.1%
木類	9	×	木類	0.2%	0.3%	0.9%	0.4%
木類	10	○	刈草・剪定枝	0.3%	6.7%	0.8%	2.8%
繊維類	11	○	衣類・布類	3.8%	3.2%	4.6%	3.7%
繊維類	12	×	資源化できない布類	0.0%	2.4%	3.4%	1.5%
プラスチック類	13	○	ペットボトル	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
プラスチック類	14	○	プラスチック製容器包装	5.3%	5.4%	10.6%	6.2%
プラスチック類	15	×	その他プラスチック	4.0%	2.5%	2.0%	3.1%
鉄類	16	○	アルミ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鉄類	17	○	スチール	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
陶器・ガラス類	18	○	ガラスびん	0.0%	0.0%	1.0%	0.2%
陶器・ガラス類	19	×	びん以外の陶器・ガラス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	20	×	その他可燃ごみ	27.5%	7.2%	13.0%	17.6%
その他	21	○	その他不燃ごみ	1.1%	0.7%	2.2%	1.1%
（再掲）		○	再生可能なごみ	53.0%	76.7%	68.6%	64.4%
（再掲）		×	再生不可能なごみ	47.0%	23.3%	31.4%	35.6%
			合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（３）ごみの組成（家庭系不燃ごみ）

① クリーンセンター常武破砕処理施設搬入物の内訳

図 1-4-2 はクリーンセンター常武に搬入された不燃ごみを破砕･選別処理した後のごみの組成を、構成割合（重量比）で示したものです。

破砕処理施設搬入物のうち再生可能な資源が 38.6%と 4 割近くを占めています。その内訳は、「鉄分（17.9%）」、「廃プラ（14.0%）」、「小型家電（6.8%）」となっています。

図 1-4-2　クリーンセンター常武破砕処理施設搬入物の内訳（平成 25 年度）

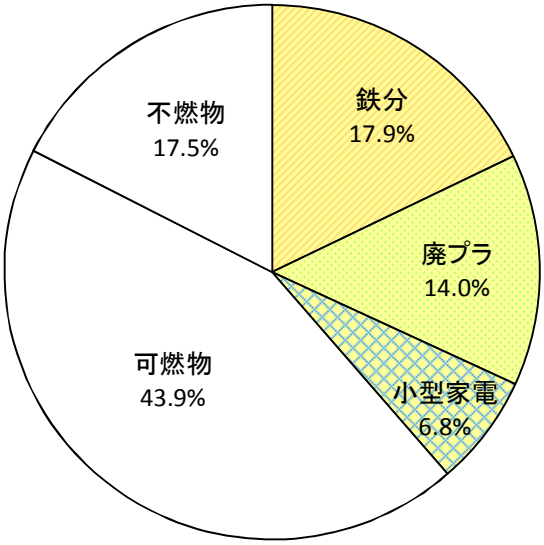

単位：kg、%

鉄分	廃プラ	小型家電	可燃物	不燃物	合　計
107,109	83,965	40,505	263,242	104,925	599,800
17.9%	14.0%	6.8%	43.9%	17.5%	100.0%

再生可能資源	可燃ごみ・不燃ごみ	合　計
38.6%	61.4%	100.0%

資料：武豊町環境課（平成 25 年度）

② 再資源不燃物の資源内訳

図 1-4-3 は、地区資源回収や資源回収エコステーションで回収された再資源不燃物の選別後の組成を、構成割合（重量比）で示したものです。

このうち再生可能な資源が 58.5%を占めており、その内訳は、「鉄分（32.8%）」、「小型家電（16.5%）」、「鉄製品（3.9%）」、「廃プラ（2.3%）」、「自転車（1.9%）」、「導線（1.2%）」となっています。

図 1-4-3　再資源不燃物の資源内訳（平成 25 年度）

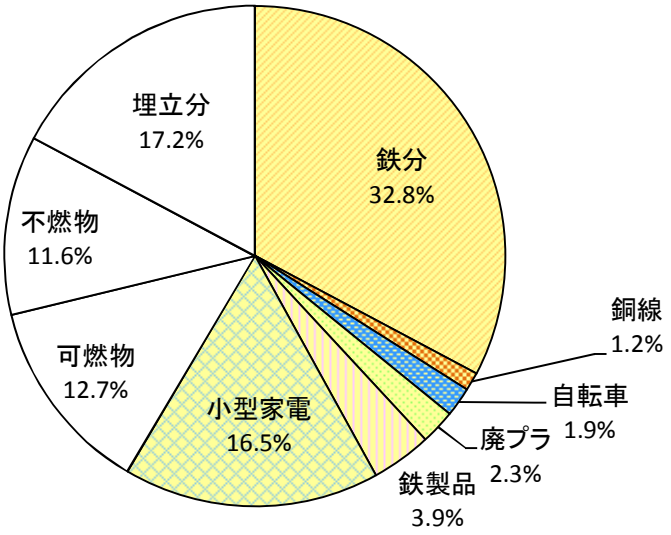

単位：kg、%

鉄分	銅線	自転車	廃プラ	鉄製品	小型家電	可燃物	不燃物	埋立分	合　計
156,030	5,760	8,910	10,740	18,390	78,820	60,610	55,050	81,980	476,290
32.8%	1.2%	1.9%	2.3%	3.9%	16.5%	12.7%	11.6%	17.2%	100.0%
再生可能資源						可燃ごみ・不燃ごみ･埋立ごみ			合　計
58.5%						41.5%			100.0%

資料：武豊町環境課（平成 25 年度）

ごみの組成に関する現状と課題

○可燃ごみの組成をみると、その 3 分の 2 は再生可能なごみが占めており、今後、これらを資源として効率的に出していただく施策を展開していくことが求められます。とくに大きなウェイトを占めるのは、もえるごみの約 4 分の 1 を占める「生ごみ」と、約 2 割近くを占める「紙類」です。

○さらに、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」、「衣類･布類」、「刈草･剪定枝」など、本来は資源として排出されるべきごみが、もえるごみの 2 割近くを占めています。これらも資源として出していただくための取組が必要です。

1－5　ごみ処理に係る経費

（1）ごみ処理経費※23

本町におけるごみ･資源の処理に係る経費は、平成 25 年度では約 5 億 7900 万円となっており、対前年度比では 11.3%の増加となっています。

平成 21 年度からの推移をみると、経費は概ね 5 億円～5 億 8000 万円の間で推移しており、一般会計歳出決算額に占める割合は 4～5%程度となっています。

表 1-5-1　ごみ処理に関わる経費　　単位：千円、%

年　度	一般会計決算額	ごみ処理に係る経費	比率	対前年度比
平成 21 年度	12,460,806	546,983	4.4%	－
平成 22 年度	13,715,205	570,548	4.2%	4.3%
平成 23 年度	12,819,902	500,487	3.9%	△12.3%
平成 24 年度	12,214,866	520,749	4.3%	4.0%
平成 25 年度	12,093,795	579,445	4.8%	11.3%

資料：環境課調べ

［用語の解説］

（※23）ごみ処理経費

不燃物処理対策費（ごみ収集委託料、最終処分場維持管理費等）、ごみ処理対策費（ごみ収集委託料、非常勤賃金等）、省資源対策費（資源ごみ運搬等委託料、資源ごみ回収報報償等）、常滑武豊衛生組合費、知多南部広域環境組合費の合計をいう。

（2）単位あたりのごみ処理経費

本町における町民一人あたりのごみ･資源処理経費は、平成 25 年度では 13,570 円／人となっています。平成 21 年度以降は増減を繰り返していますが、11,000 円台～13,000 円台で推移しています。

次に、1 トンあたりのごみ･資源処理経費は、平成 25 年度では 37,598 円／ｔとなっています。年度によって多少の上下はありますが、おおむね 32,000 円～38,000 円／ｔ程度で推移してきています。

表 1-5-2　町民一人あたり、ごみ･資源１ｔあたりのごみ処理経費

年　度	ごみ処理に係る経費（千円）	総人口（人）	１人あたりのごみ処理経費（円／人）	対前年度比（%）
平成 21 年度	546,983	42,472	12,879	－
平成 22 年度	570,548	42,521	13,418	4.2%
平成 23 年度	500,487	42,615	11,744	△12.5%
平成 24 年度	520,749	42,633	12,215	4.0%
平成 25 年度	579,445	42,702	13,570	11.1%
年　度	**ごみ処理に係る経費（千円）**	**総排出量（kg）**	**１ｔあたりのごみ処理経費（円／ｔ）**	**対前年度比（%）**
平成 21 年度	546,983	16,118,583	33,935	
平成 22 年度	570,548	15,838,692	36,022	6.2%
平成 23 年度	500,487	15,575,704	32,133	△10.8%
平成 24 年度	520,749	15,674,310	33,223	3.4%
平成 25 年度	579,445	15,411,705	37,598	13.2%

資料：環境課調べ

（３）ごみ種別毎のごみ処理等経費単価

本町におけるごみ種別毎の収集、処理経費は、以下のとおりです。

収集単価については、資源の地区回収分がエコステーション回収分と比較して高くなっています。これは地区回収分が減少している中、１か所当たりの収集委託となっていることが要因に挙げられます。また処理単価では、水銀処理を要する乾電池や、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す基準を満たす選別作業を要するプラスチック製容器の処理経費の高さが際立っています。

表 1-5-3　ごみ種別毎の収集、処理経費単価比較（平成２５年度）　　単位：円／ﾄﾝ

		処理量	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	売払代金	収集単価	処理単価
【家庭系】	可燃ごみ	8,545,170kg	73,743,474	295,133,226	－	－	－	－
	委託	7,633,900kg	73,743,474	263,659,768	－	－	9,660	34,538
	自己搬入	911,270kg	－	31,473,459	－	－	0	34,538
	不燃・粗大ごみ	556,250kg	3,284	20,724,661	－	1,512,889	－	－
	委託	340kg	3,284	12,668	－	925	9,660	34,538
	自己搬入	555,910kg	－	20,711,994	－	1,511,965	0	34,538
	埋立ごみ	174,950kg	667,103	－	6,926,463	－	－	－
	委託	67,140kg	667,103	－	2,658,146	－	9,936	39,591
	自己搬入	26,540kg	－	－	1,050,748	－	0	39,591
	不燃選別残さ	81,270kg	－	－	3,217,569	－	0	39,591
	資源（地区回収）	1,504,200kg	34,501,759	42,412,173	－	11,151,436	22,937	28,196
	新聞	352,480kg	7,102,536	－	－	2,238,400	12,659	−6,350
	雑誌	104,700kg		－	－	455,400		−4,350
	ダンボール	82,580kg		－	－	531,530		−6,437
	紙パック	3,090kg		－	－	19,420		−6,285
	布類	18,230kg		－	－	－		0
	アルミ缶	31,420kg	18,357,989	1,305,261	－	2,976,061	41,592	−53,176
	スチール缶	21,950kg		1,201,378	－	289,524		41,542
	びん類	176,260kg		7,326,567	－	4,312		41,542
	ペットボトル	85,530kg		5,991,149	－	2,438,032		41,542
	乾電池	7,570kg		690,725	－	－		91,245
	再資源不燃物	118,650kg		2,306,556	－	833,757		12,413
	粗大ごみ	59,320kg	573,031	1,153,181	－	416,843	9,660	12,413
	プラ製容器包装	350,250kg	7,355,250	20,048,310	－	603,148	21,000	55,518
	紙製容器包装	92,170kg	1,112,953	2,389,046	－	345,009	12,075	22,177
	資源（ｴｺｽﾃｰｼｮﾝ回収）	1,976,072kg	10,266,217	15,290,677	－	7,586,075	5,195	7,738
	新聞	293,120kg	10,266,217	－	－	1,872,760	5,195	−6,389
	雑誌	155,680kg		－	－	686,840		−4,412
	ダンボール	111,970kg		－	－	743,520		−6,640
	紙パック	4,770kg		－	－	29,990		−6,287
	布類	59,340kg		－	－	－		0
	アルミ缶	17,720kg		－	－	1,461,618		−82,484
	スチール缶	6,070kg		－	－	81,395		−13,409
	びん類	117,060kg		4,865,812	－	－		41,567
	ペットボトル	34,270kg		－	－	171,350		−5,000
	乾電池	4,430kg		404,215	－	－		91,245
	再資源不燃物	294,250kg		5,720,220	－	2,245,668		11,808
	プラ製容器包装	48,920kg		2,800,181	－	73,918		55,729
	紙製容器包装	57,880kg		1,500,250	－	219,016		22,136
【事業系】	⑦可燃ごみ	2,703,300kg	－	51,728,228	－	－	0	19,135
	⑧不燃・粗大	43,550kg	－	951,786	－	118,447	0	19,135

資料：環境課調べ

注：クリーンセンター常武で中間処理されているごみ・資源については、常武衛生組合負担金分を性質別に焼却施設、破砕処理施設、リサイクル施設に振り分け、各施設で扱うごみ量で按分しています。

ごみ処理経費に関する現状と課題

○新聞、雑誌、紙製容器包装など紙類は、クリーンセンター常武で可燃ごみとして焼却する処理単価(34,548 円/ｔ)よりも資源化する方が経費的にも優れています。よって、可燃ごみとして捨てられている紙類をいかに資源として分別していただくかを検討するべきと考えられます。

○資源回収エコステーションに比べ、地区回収量が減少し重量単価が増加していることから、地区回収方法の見直しが必要と考えられます。また、クリーンセンター常武で処理している地区回収分の缶類、ペットボトルの単価が、民間企業で処理されている資源回収エコステーション回収分に比べ高いことから、適切なリサイクルルートの検証が必要です。

1－6　ごみ減量化に向けた取組

（1）資源回収

（集団資源回収）

ごみの減量ならびに資源の有効利用を推進すること、また、町民のごみに対する認識を深めることを目的に、子ども会等町内団体の資源回収活動に対して報奨金を交付しています。

表 1-6-1　集める資源品目と報奨金単価（平成２７年度）

集める資源品目	報奨金単価
新聞、雑誌、紙パック、段ボール	1kg あたり 9 円
生きびん	1 本あたり 9 円
布類、アルミ缶	1kg あたり 9 円
スチール缶	1kg あたり 9 円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回収量	623,436 kg	604,887 kg	528,061 kg	417,035 kg	381,469 kg	357,819 kg
実施団体数	17 団体	17 団体	17 団体	17 団体	17 団体	17 団体

注：回収量に生きびんは含まない

（2）リユース

（リユースパーク）

武豊リユースパークは、町民が持ち寄った品物（リユース品）を一堂に並べて、希望する人には気に入った品物を無料で持ち帰ってもらうというリユースのイベントです。

例年、秋季に開催される「たけとよウォーカー」と同時開催し、リユース品提供者とたけとよウォーカー完歩者にリユース品交換券が提供され、お気に入りの品を持ち帰ります。平成 23 年度より始めた「たけとよリユースパーク」は約 900 人の町民が利用しています。

［取り扱うリユース品目］
①キッチン用品・食器
②家事・日用雑貨品
③育児関係・おもちゃ
④ファッション・衣料品
⑤本・ＣＤ・ＤＶＤ・ゲーム

（リユースステーション）

リユースパークの常設施設として、平成 27 年 1 月に、たけとよエコステーション内にリユースステーションを開設しました。家庭内にあるリユース品を集めて展示し、利用する人に再利用してもらうための施設です。

［開設時間］
1）リユース品受付　　毎週月曜日～土曜日　9:00～15:00

＊おおあしエコステーションでも受付を行っている。
２）リユース品交換　　毎週火・水・木曜日　13:00～15:00

（３）生ごみの減量化

（生ごみ堆肥化容器等設置補助）

町では、ごみ減量化対策として、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、生ごみ密封処理容器を設置された方に対して補助金を交付しています。

［補助の内容］
１）補助対象　　生ごみ処理機（家庭用）……１世帯につき１台まで
　　生ごみ堆肥化容器（コンポスト）……１世帯につき２台まで
　　生ごみ密封処理容器……１世帯につき２台まで
２）補助金額　　購入金額の２分の１以内
　　（限度額）生ごみ処理機……15,000 円まで
　　生ごみ堆肥化容器（コンポスト）…１台につき 3,000 円まで
　　生ごみ密封処理容器 ……１台につき 3,000 円まで

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助基数	30 基	31 基	21 基	21 基	29 基	14 基
補助金額	104,919 円	114,699 円	81,670 円	95,580 円	208,080 円	35,954 円

（アスパ（発酵合成型有機肥料）※24 の無料配布）

生ごみの堆肥化に有効なアスパ（発酵合成型有機肥料）を、生ごみ堆肥化促進団体の協力のもとに製造し、武豊町役場、富貴支所にて無料配布しています。

（食品残さリサイクル）

町内の民間事業者において、給食センターや保育園から出る給食残さである事業系生ごみの堆肥化を行っています。

生産された堆肥は同事業所が牧草栽培用に自社利用し、知多地区の酪農家に販売しています。

（生ごみ回収実証実験）

平成 26 年度の愛知県循環型社会形成推進事業費補助金の採択を受けて、町内民間企業が、家庭系生ごみを資源回収エコステーションで回収する実証実験に取り組みました。

この実証実験の結果を踏まえて、拠点回収による生ごみのリサイクルシステムの構築を検討します。

［用語の解説］

（※24）アスパ（発酵合成型有機肥料）
アスパとは、米ぬか、もみ殻、糖蜜などに EM（有効微生物群）を混ぜ合わせ、発酵乾燥させた発酵合成型有機肥料のこと。生ごみにアスパを振りかけると、EM がごみを腐敗させずに発酵させるため、いやな臭いがなくなり、ハエなどの発生も防ぐことができる。約 10 日間で有機肥料に変わり、庭木や菜園の肥料として利用できるようになる。
※アスパ……アン・スメル・パウダーの略。臭いを消す粉の意味。

1－7　町民意向（町民アンケートの結果概要）

（1）調査概要

ごみ処理に関する町民以降を把握するために、町内在住の 18 歳以上の町民 1,000 人を対象とした「家庭ごみに関するアンケート」を実施しました。本項では調査結果の要点を紹介します。

［家庭ごみに関するアンケートの調査概要］

1）調査対象　　武豊町に在住の 18 歳以上の町民 1,000 人（無作為抽出による）

2）調査時期　　平成 26 年 8 月

3）回収状況　　有効回答数　476 票（有効回収率 47.6%）

（2）回答者の属性

① 性　別

「男性」185 人（38.9%）、「女性」280 人（58.8%）、「無回答」11 人（2.3%）でした。女性からの回答が半数以上となっています。

図 1-7-1　回答者の属性（性別）

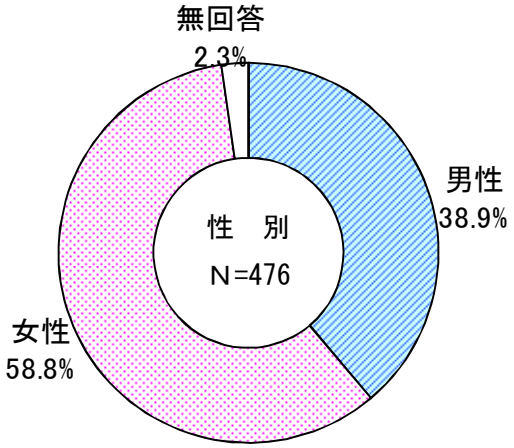

② 年　齢

「10･20 歳代」45 人（9.5%）、「30 歳代」72 人（15.1%）、「40 歳代」64 人（13.4%）で 50 歳未満が 181 人（38.0%）と 4 割近くを占めています。

「50 歳代」は 71 人（14.9%）、「60～64 歳」は 49 人（10.3%）で、65 歳未満が 301 人（63.2%）と約 6 割です。

「65～75 歳」は 112 人（23.5%）、「75 歳以上」は 62 人（13.0%）でした。65 歳以上の高齢者は約 174 人（36.6%）です。

「無回答」は 1 人でした。

図 1-7-2　回答者の属性（年齢）

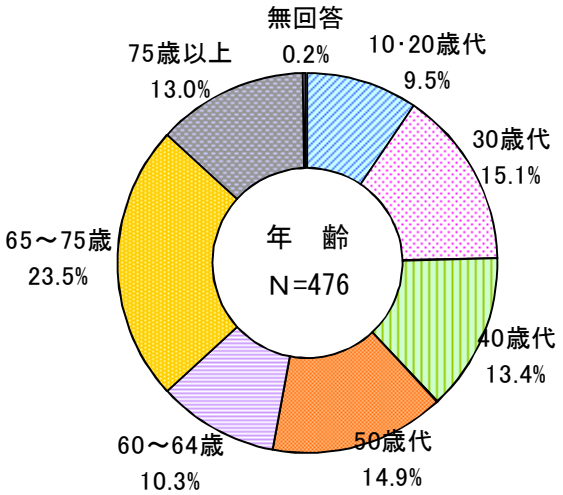

③ 家族人数

「１人」32 人（6.7%）、「２人」143 人（30.0%）、「３人」117 人（24.6%）、「４人」100 人（21.0%）、「５人」48 人（10.1%）、「６人以上」34 人（7.1%）でした。

「無回答」は 2 人（0.4%）でした。

図 1-7-3　回答者の属性（家族人数）

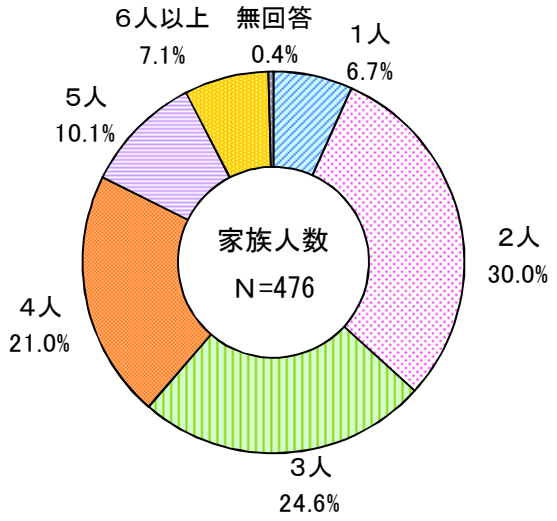

④ ごみ出し

「自分でごみを出す」は 242 人（50.8%）とほぼ半数です。

次いで、「たまに自分で出す」が 120 人（26.5%）でした。「いつも家族が出し自分は全く出さない」は 104 人（21.8%）でした。

「無回答」は 4 人（0.8%）です。

図 1-7-4　回答者の属性（ごみ出し）

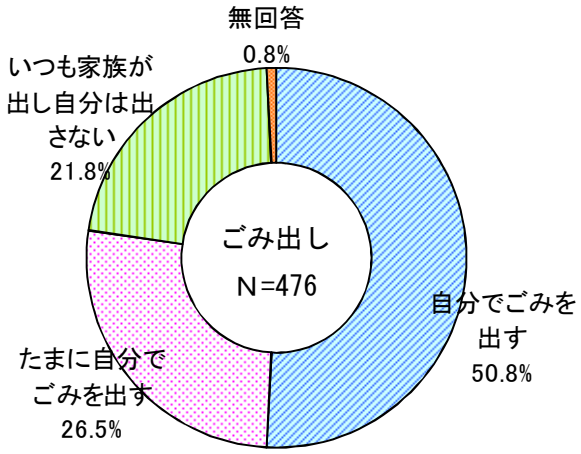

（３）ごみの出し方（集積場所、回収日・時間等）の認知度

① もえるごみ、プラスチック製容器包装

指定されているごみ集積所の場所については、「知っている」が 458 人（96.2%）、「知らない」が 6 人（1.3%）、「無回答」が 12 人（2.5%）で、ほとんどの方が集積所の場所は認知しています。

回収日については、「知っている」が 428 人（89.9%）、「知らない」が 36 人（7.6%）、「無回答」が 12 人（2.5%）で、回収日についても約 9 割の方は認知しています。

回収時間については、「知っている」が 408 人（85.7%）、「知らない」が 55 人（11.6%）、「無回答」が 13 人（2.7%）で、場所や回収日と比較するとやや認知の程度が低くなっています。

図 1-7-5　ごみの出し方の認知度（もえるごみ、プラスチック製容器包装）

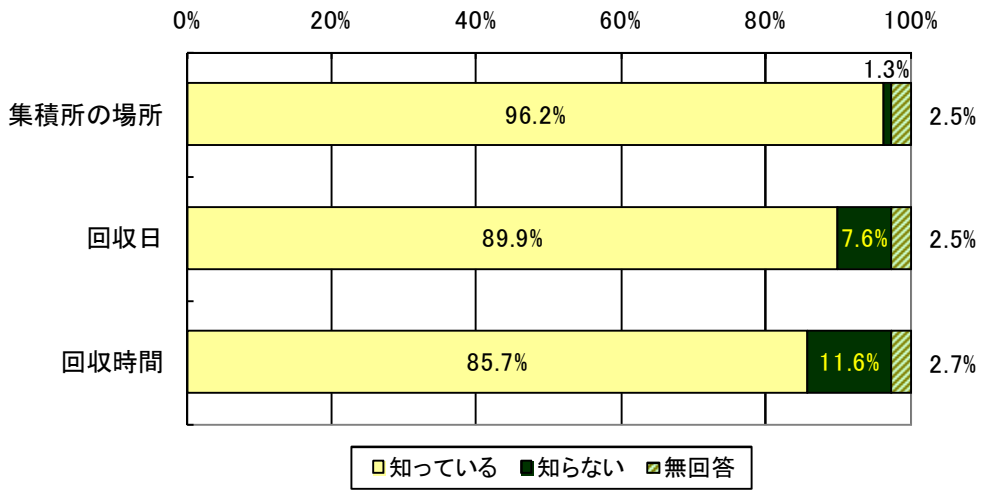

② もえないごみ、資源物

指定されているごみ集積所の場所については、「知っている」が 408 人（85.7%）、「知らない」が 55 人（11.6%）、「無回答」が 13 人（2.7%）で、もえるごみ、プラスチック製容器包装と比べるとやや低い割合となっています。

回収日については、「知っている」が 441 人（92.6%）、「知らない」が 21 人（4.4%）、「無回答」が 14 人（2.9%）で、回収日についてはもえるごみ、プラスチック製容器包装より認知度は高くなっています。

回収時間については、「知っている」が 404 人（84.9%）、「知らない」が 57 人（12.0%）、「無回答」が 15 人（3.2%）で、もえるごみ、プラスチック製容器包装のそれと大差はありません。

図 1-7-6　ごみの出し方の認知度（もえないごみ、資源物）

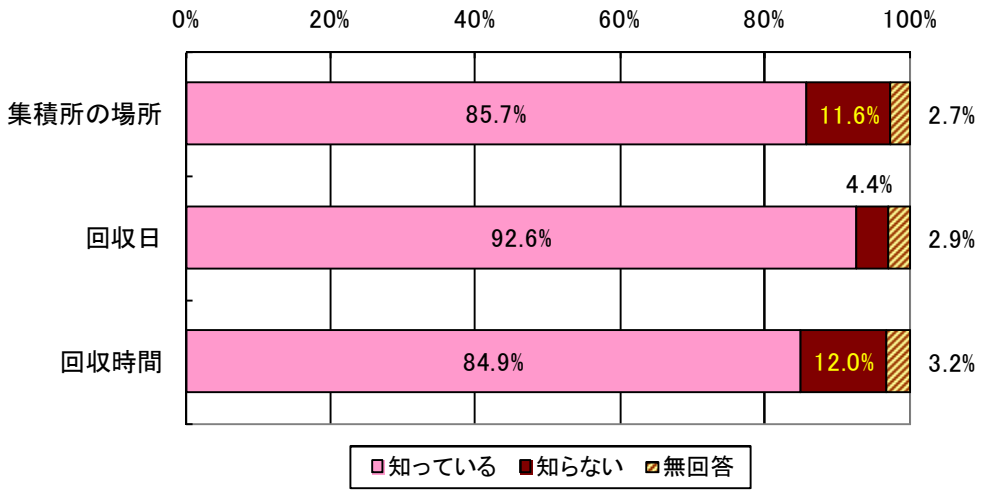

③ 資源回収エコステーション

エコステーションの場所については、「知っている」が 389 人（81.7%）、「知らない」が 72 人（15.1%）、「無回答」が 15 人（3.2%）で、もえるごみやもえないごみの集積所と比べると認知度は低くなっています。

回収日・時間については、「知っている」が 265 人（55.7%）、「知らない」が 193 人（40.5%）、「無回答」が 18 人（3.5%）で、回収日や時間を知っているのは 6 割にとどまっています。

利用したことがあるかどうかについては、「利用したことがある」が 301 人（63.2%）、「利用したことがない」が 153 人（32.1%）、「無回答」が 22 人（4.6%）であり、利用したことのない層が 3 割以上を占めています。

図 1-7-7　エコステーションの認知度・利用度

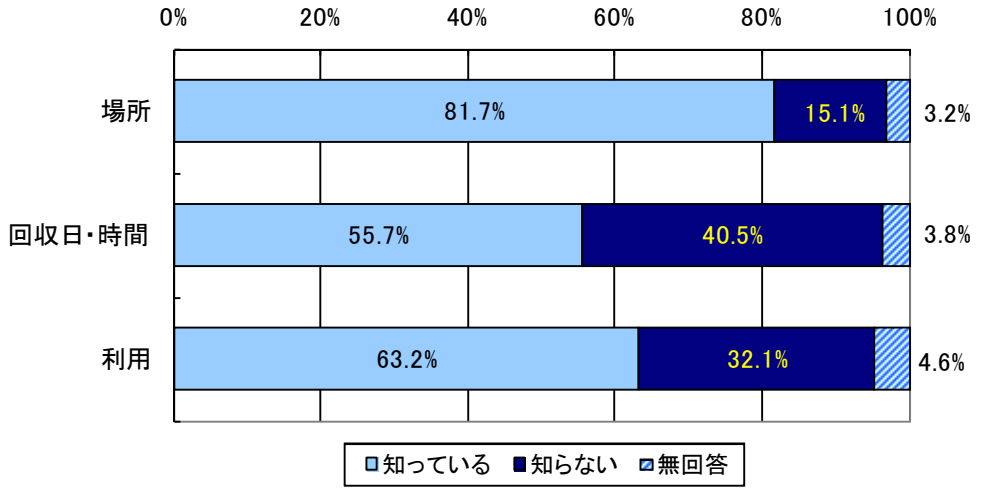

（4）具体的な取り組みの実践程度

ごみの減量やリサイクル等に向けた取り組みをどの程度実践しているかをたずねたところ、「⑬缶・ビン・ペットボトルの分別（92.4%）」、「①ごみを出す日時を知っている（90.8%）」、「⑯ビン・ペットボトル・プラスチック製容器の洗浄（87.2%）」、「⑮プラスチック製容器包装分別（81.9%）」、「⑭雑誌・古紙の分別（80.3%）」の 5 項目については 8 割以上でいつも取り組んでいるとの回答が得られています。

逆に低いのは、「⑰リユース、リサイクルを考慮した購入（17.0%）」、「⑱再生商品の購入（16.2%）」、「⑦生ごみ堆肥化（12.2%）」、「⑩リサイクル利用（9.5%）」の 4 項目で 2 割に満たない状況となっています。

図 1-7-8　具体的な取り組みの実践程度

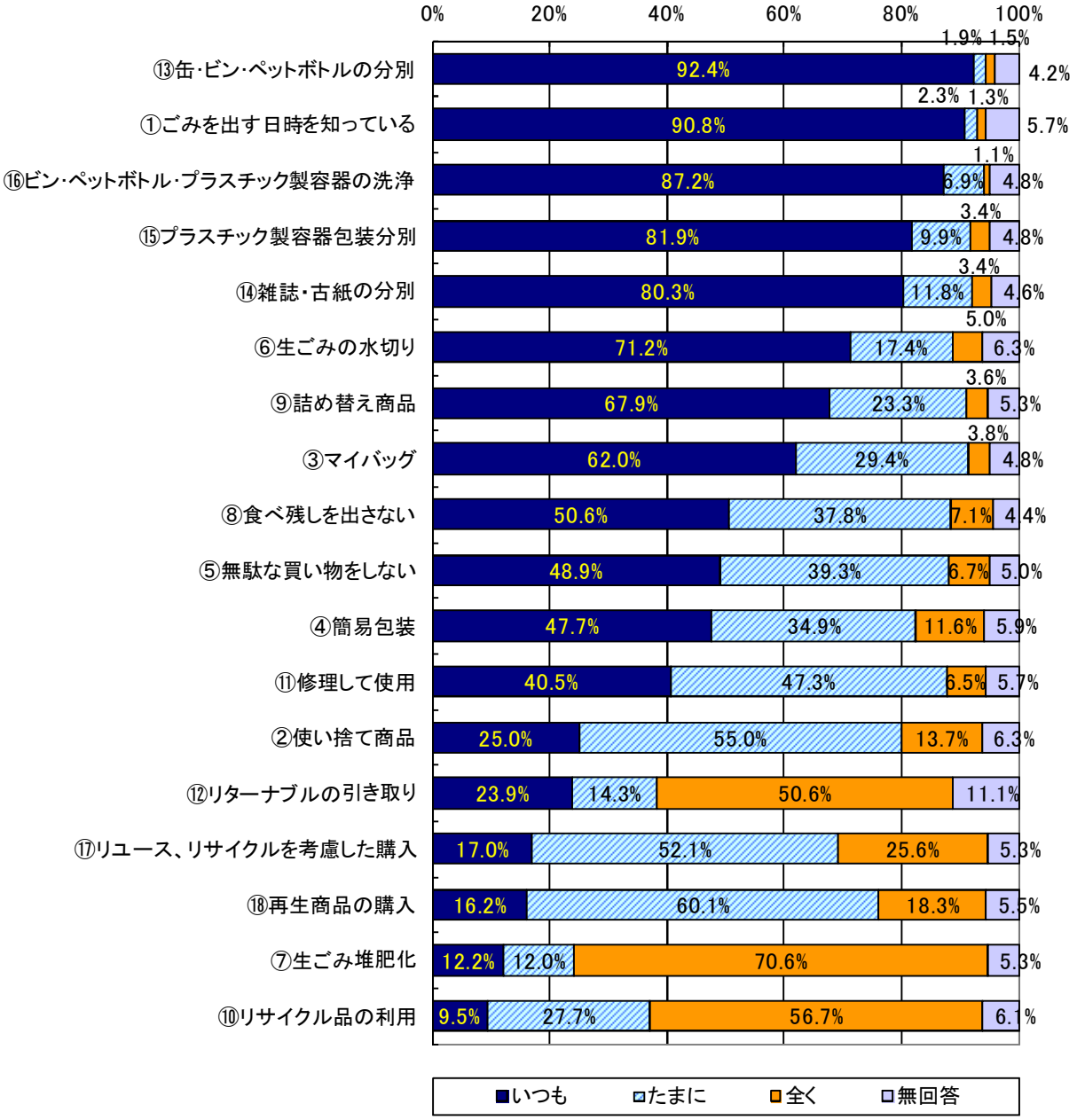

（5）特に力を入れるべき事項

家庭ごみの減量やリサイクル等をより一層進める上で、特に力を入れるべき事項としては、「⑩小売業者が不要品を回収（37.0%）」、「①情報提供の充実（34.9%）」、「⑧事業者がごみになりにくい商品を開発（34.0%）」、この 3 つが上位を占め、いずれを 3 割以上の回答を得ました。

次いで多いのは、「⑨小売業者が過剰包装等を削減（27.3%）」、「③啓発活動（26.3%）」、「②学校教育の充実（23.9%）」、「④ごみ処理容器、機器購入補助（22.1%）」で、以上の 4 項目は 2 割以上の回答を得ています。

しかしながら、回答は比較的分散しており、広範な施策展開が望まれている様子をうかがうことができます。

図 1-7-9　特に力を入れるべき事項

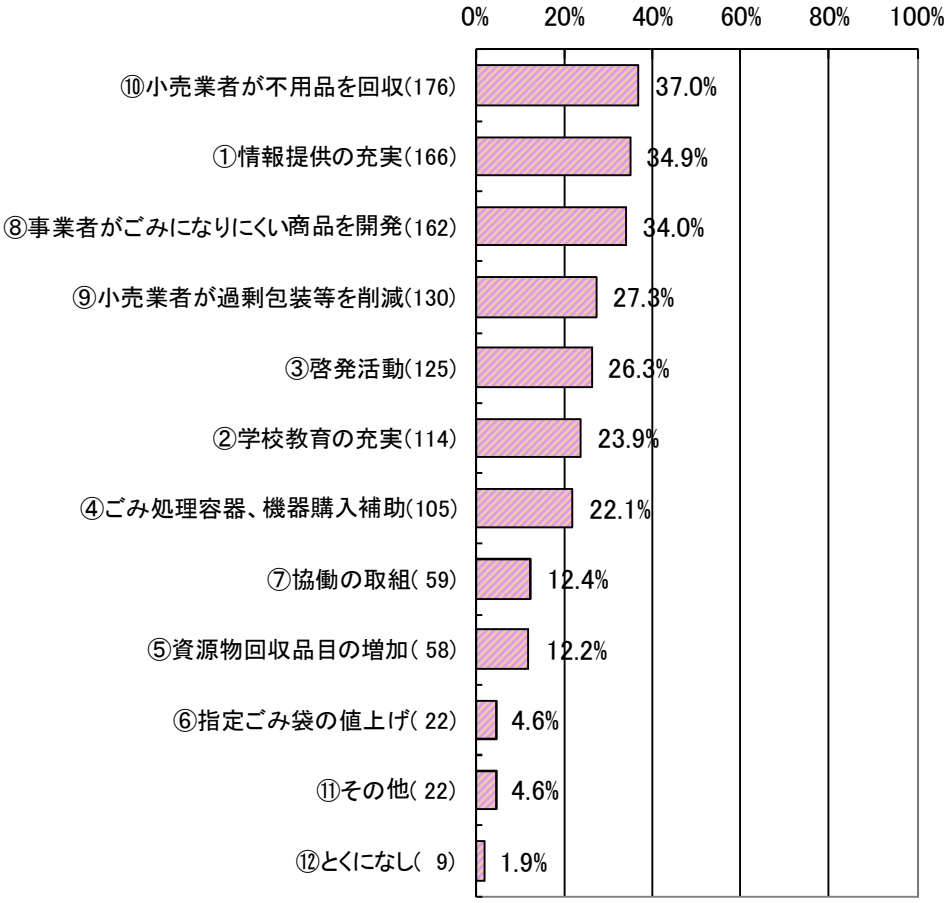

ごみ処理に係る町民意向に関する現状と課題

○家庭ごみの減量やリサイクル等をより一層進める上で、今後、特に力を入れて取り組むべき事項としては、、小売業者が不要品を回収、情報提供の充実、事業者がごみになりにくい商品を開発等が上位を占めましたが、回答は比較的分散しており、広範な施策展開が望まれています。

1－8　前計画の目標達成状況

前計画（計画期間：平成 14～28 年度の 15 年間）において定めた数値目標（平成 28 年度達成目標）に対して、現時点（平成 26 年度）の達成状況は以下のとおりです。

① 家庭系一人一日あたりのごみ排出量

家庭系一人一日あたりのごみ排出量については、基準値 886g／人日から 0.3%削減する 883g／人日を目標値としていました。現時点では 607ｇ／人日で 31.5%の削減となっています。家庭系一人一日あたりのごみ排出量は大きく目標を達成しています。

② 資源化率

資源化率については、基準値 12.3%から 5.9 ポイント増加の 18.2%を目標値としていました。現時点では 23.6%で 11.3 ポイントの増加となっています。資源化率は大きく目標を達成しています。

③ 埋立割合

埋立割合については、基準値 19.0%から 0.9 ポイント削減の 18.1%を目標値としていました。現時点では 15.8%で 3.2 ポイントの減少となっています。埋立割合も目標を達成しています。

平成 14 年度以降に、ごみ減量に関する法令に基づく施策が講じられたことや、町においても指定ごみ袋の導入、資源回収エコステーションの開設をはじめとする施策を講じてきた結果、計画を上回って目標が達成されています。

表 1-8-1　一般廃棄物（ごみ）処理計画 数値目標の達成状況（平成 25 年度時点）

項　目	基準値 （平成 12 年度）	目標値 （平成 28 年度）	現状値 （平成 26 年度）
①家庭系一人一日あたりのごみ排出量 ：家庭系ごみから資源･集団回収を差し引いた最終的に処理が必要なごみ量	８８６ｇ／人･日	８８３ｇ／人･日 （０．３%削減）	６０７ｇ／人･日 （３１．５%削減）
②資源化率 ：資源量÷（ごみ発生量＋資源化量）	１２．３%	１８．２% （５．９%増）	２３．６% （１１．３%増）
③埋立割合 ：ごみ排出量（資源除く）に対する埋立量	１９．０%	１８．１% （０．９%減）	１５．８% （３．２%減）

①家庭系１人１日あたりのごみ排出量
　＝［家庭系ごみ排出量（資源を除く 9,470 ﾄﾝ）］／42,755 人･365 日＝599ｇ／人･日
②資源化率
　＝［資源化量（3,800 ﾄﾝ）］／［家庭系･事業系ごみ排出量（資源を含む 16,066 ﾄﾝ）］×100＝23.6%
③埋立割合
　＝［最終処分量（1,961 ﾄﾝ）］／［ごみ排出量（資源を除く 12,400 ﾄﾝ）］×100＝15.8%

2　ごみの将来予測

2－1　人口及び総排出量の予測

（1）将来人口（予測値）

本町の将来人口については、第 5 次総合計画に準じて、以下のとおり推計されています。これによると、平成 30 年度（一次目標年度）は 42,551 人、平成 36 年度（二次目標年度）は 42,037 人と推計されています。

表 2-1-1　将来人口

		人口	人口増減	備考
実績値	平成 20 年	42,306	―	
	平成 21 年	42,472	166	
	平成 22 年	42,521	49	
	平成 23 年	42,615	94	
	平成 24 年	42,633	18	
	平成 25 年	42,702	69	
	平成 26 年	42,755	53	
推計値	平成 27 年	42,709	-46	
	平成 28 年	42,656	-53	
	平成 29 年	42,603	-53	
	平成 30 年	42,551	-52	一次目標年度
	平成 31 年	42,498	-53	
	平成 32 年	42,405	-93	
	平成 33 年	42,313	-92	
	平成 34 年	42,221	-92	
	平成 35 年	42,129	-92	
	平成 36 年	42,037	-92	二次目標年度

※　実績値は各年 10 月 1 日現在の人口（住民基本台帳による）
※　推計値は各年 4 月 1 日時点で推計した人口

※実績値は住民基本台帳による

（２）ごみの総排出量（現状で推移した場合の予測値）

ここでは、将来のごみの排出量の予測値を推計しています。特段の減量施策を行なわない、現状で推移した場合の推計となります。

推計方法は、総排出量を家庭系ごみと事業系ごみに分け、家庭系ごみについては、一人一日あたり排出量（g／人日）の予測値を求めこれに将来人口を乗じることで算出し、事業系ごみについては、年間排出量（ﾄﾝ／年）から予測値を算出しました。

ごみの総排出量については、一次目標となる平成 30 年度には 14,998 トン、二次目標となる平成 36 年度には 14,439 トンと予測され、人口減少と共に微減傾向が見込まれます。

家庭系排出量は、平成 30 年度には 12,179 トン、平成 36 年度には 11,917 トンと予想されます。また、事業系排出量は、平成 30 年度には 2,819 トン、平成 36 年度には 2,523 トンと予想されます。

図 2-1-1　ごみの総排出量の予測

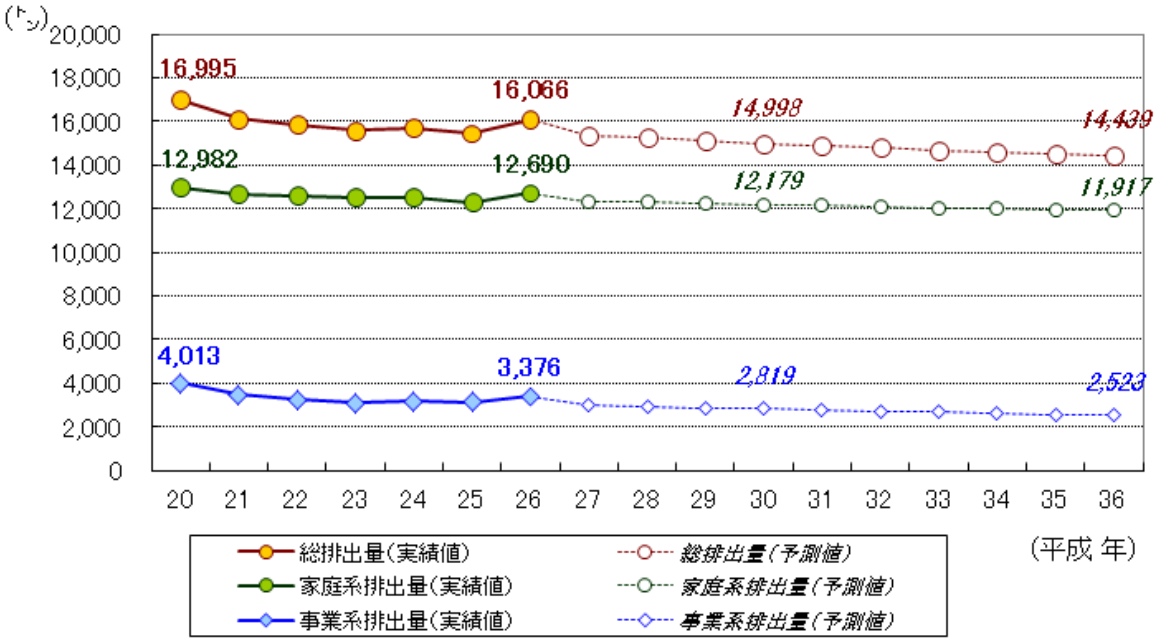

表 2-1-2　ごみ総排出量の予測結果　　単位：人、日、kg

区分	小区分	実績値		現状で推移した場合の予測値		
		平成 20 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	平成 36 年度	
人口	（人）	42,306	42,755	42,551	42,037	
年日数	（日）	366	365	365	366	
家庭系ごみ						
①可燃ごみ		8,619,340	8,485,560	8,419,447	8,247,648	委託＋直接搬入
②不燃ごみ		494,730	641,570	638,628	680,291	委託＋直接搬入
③粗大ごみ	粗大ごみ（家庭）	67,300	35,820	35,110	25,582	
④埋立ごみ		150,436	307,294	257,850	311,507	
⑤資源		3,649,732	3,220,247	2,828,307	2,651,614	
	紙類	2,078,105	1,666,584	1,276,003	1,021,375	
	布類	65,455	99,740	103,290	112,714	
	缶類	92,906	106,505	96,977	99,101	
	びん類	303,182	303,908	294,569	293,798	
	ペットボトル	153,600	110,760	102,147	89,534	
	プラ製容器	478,540	396,470	378,223	355,080	
	紙製容器	248,110	146,520	114,737	85,097	
	刈草	38,260	152,040	135,523	187,628	
	再資源不燃物	179,388	225,720	315,563	396,444	
	廃乾電池	12,186	12,000	11,276	10,844	
家庭系ごみ	小計(A)	12,981,538	12,690,491	12,179,343	11,916,644	
事業系ごみ						
①可燃ごみ		3,445,120	2,805,030	2,346,647	2,038,950	
②不燃ごみ		90,660	124,900	76,549	78,638	
③資源		477,550	445,660	395,561	404,950	給食残さ＋刈草
事業系ごみ	小計(B)	4,013,330	3,375,590	2,818,758	2,522,538	
合計	(A)+(B)	16,994,868	16,066,081	14,998,100	14,439,182	

2－2　諸指標の予測

（1）家庭系1人１日あたり排出量（現状で推移した場合の予測値）

総排出量の予測値をもとに、家庭系ごみの１人１日あたり排出量（資源を除く）の予測値を算出すると、一次目標となる平成 30 年度には 602g／人日、平成 36 年度も 602g／人日と見込まれます。

家庭系１人１日あたりの可燃ごみについても、同様で、平成 30 年度には 542g／人日、平成 36 年度には 536g／人日と見込まれます。

図 2-2-1　家庭系１人１日あたり排出量の予測

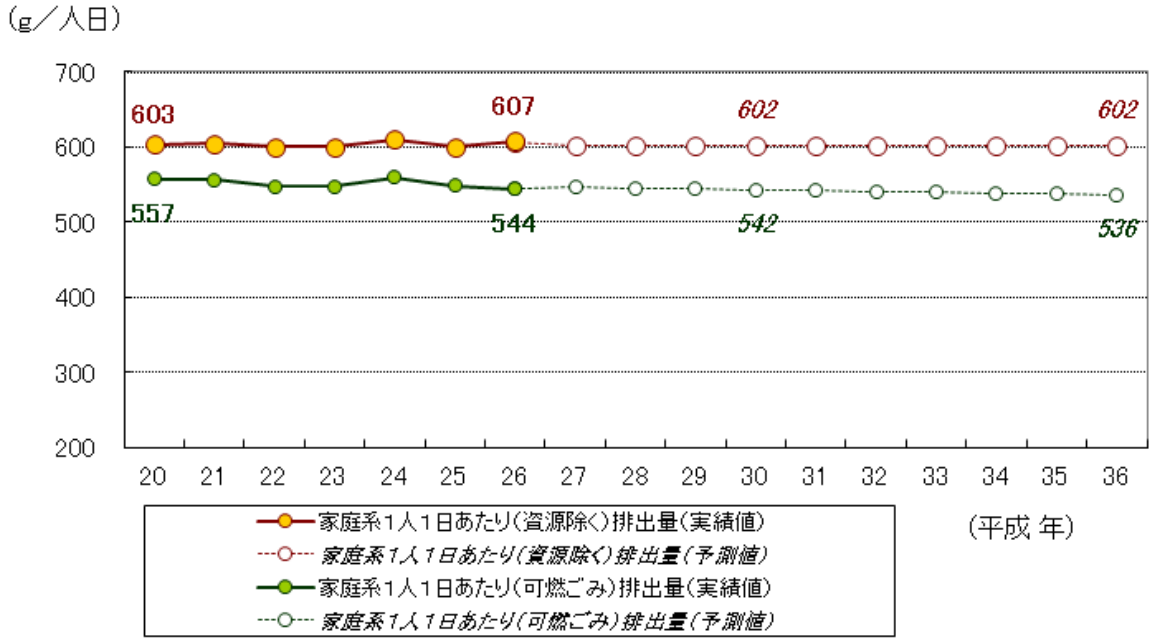

表 2-2-1　家庭系１人１日あたり排出量の予測結果

区分 小区分	実績値		現状で推移した場合の予測値		備考
	平成 20 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	平成 36 年度	
家庭系ごみ排出量　(kg)	9,331,806	9,470,244	9,351,035	9,265,030	a
人口　(人)	42,306	42,755	42,551	42,037	b
年日数　(日)	366	365	365	366	c
家庭系１人１日あたり (資源除く) 排出量 (g／人日)	602.7	606.9	602.1	602.2	d=a/b/c
家庭系可燃ごみ排出量　(kg)	8,619,340	8,485,560	8,419,447	8,247,648	e
家庭系１人１日あたり 可燃ごみ排出量　(g／人日)	556.7	543.8	542.1	536.1	f=e/b/c

（2）資源化率（現状で推移した場合の予測値）

排出量の予測値をもとに、資源化率の今後の推移を予測すると、一次目標となる平成30年度には22.6%、二次目標となる平成36年度には22.4%と見込まれます。

平成20年以降、長期的には資源化率は低下する傾向にあり、今後も減少傾向で推移していくことが予想されます。

図 2-2-2　資源化率の予測

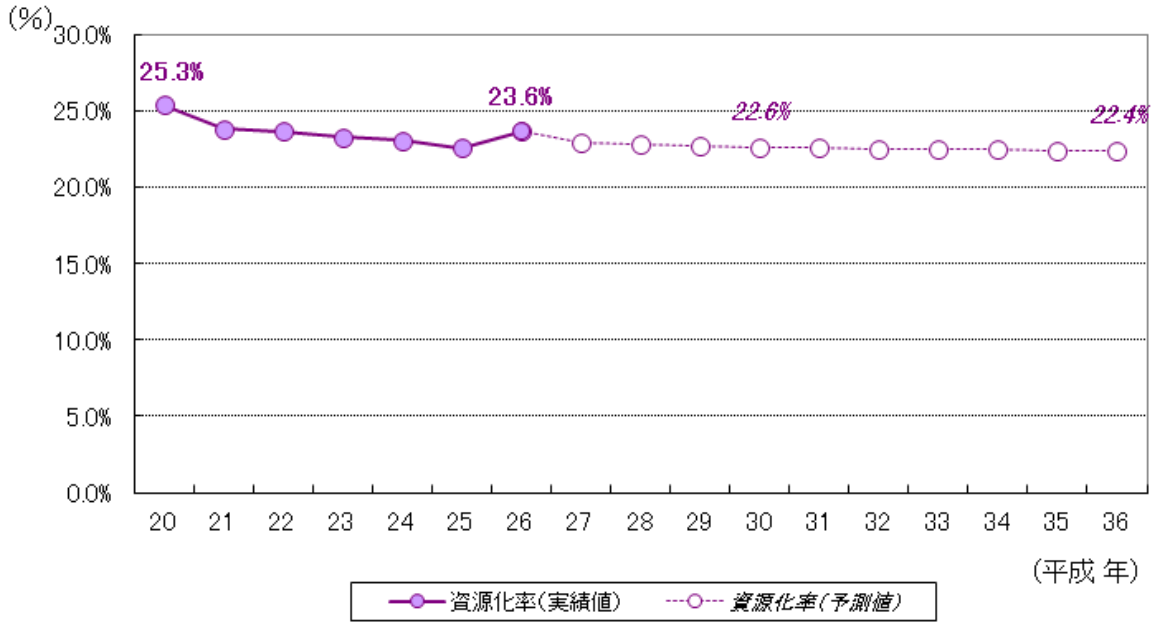

表 2-2-2　資源化率の予測結果　　単位：kg、%

区分	実績値		現状で推移した場合の予測値		
	平成20年度	平成26年度	平成30年度	平成36年度	
家庭系+事業系　排出量	16,994,868	16,066,081	14,998,100	14,439,182	a
家庭系　資源回収量	3,649,732	3,220,247	2,828,307	2,651,614	b
事業系　資源回収量	477,550	445,660	395,561	404,950	c
中間処理後再生利用量	180,000	133,695	168,032	175,696	d
総資源化量	4,307,282	3,799,602	3,391,900	3,232,261	e=b+c+d
資源化率（%）	25.3%	23.6%	22.6%	22.4%	e/a

（3）最終処分率（現状で推移した場合の予測値）

総排出量の予測値をもとに、最終処分率の今後の推移を予測すると、一次目標となる平成 30 年度には 12.2%、二次目標となる平成 36 年度には 11.5%と見込まれます。

平成 20 年以降、最終処分率は低下する傾向にあり、今後も減少していくものと予想されます。

図 2-2-3　最終処分率（埋立割合）の予測

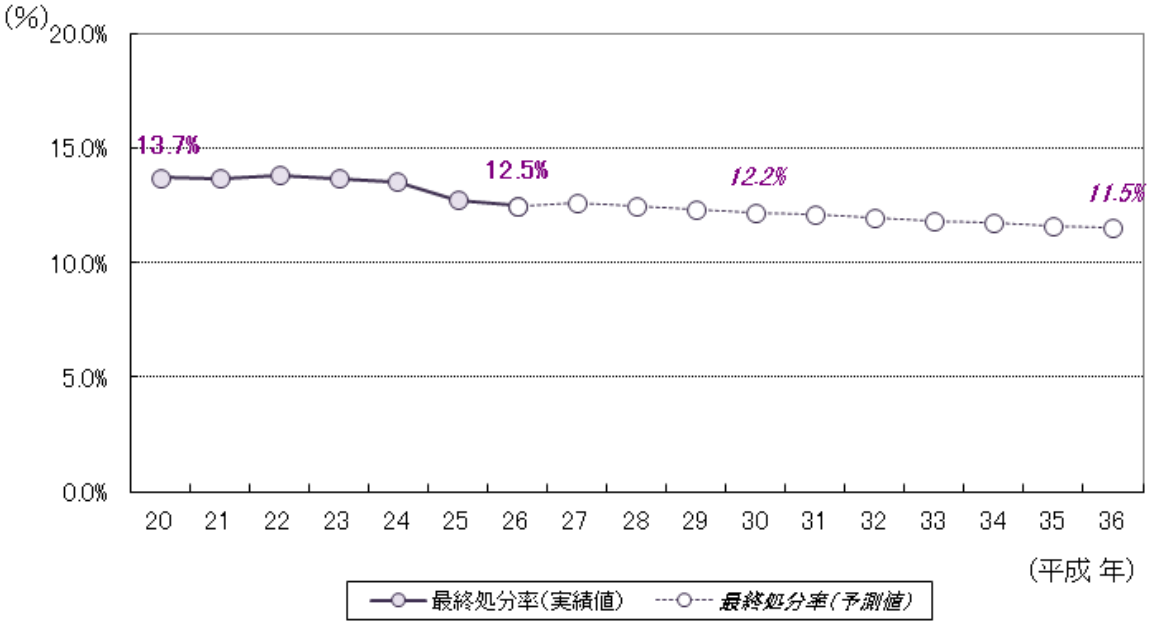

表 2-2-3　最終処分率（埋立割合）の予測結果　　単位：kg、%

区分	実績値		現状で推移した場合の予測値		
	平成 20 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	平成 36 年度	
ごみ排出量（集団回収を除く）	16,336,210	15,705,854	14,748,270	14,282,770	a
最終処分量	2,239,299	1,961,223	1,798,898	1,639,789	b
最終処分率　（埋立割合）（%）	13.7%	12.5%	12.2%	11.5%	c=b/a

［用語の解説］

（※25）リフューズ（受取拒否）
不要なものは受け取らないようにすること。。

（※26）リデュース（発生抑制）
ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどより、ごみになることを事前に抑制すること。廃棄物問題を考える上で最も基本となる考え方である。

（※27）リユース（再使用）
廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま使用することや、その全部又は一部を部品その他製品の一部として利用すること。

（※28）リサイクル（再資源化・再生利用）
廃棄物の全部又は一部を原材料として利用すること。

3　ごみ処理基本計画

3－1　基本目標と施策の体系

（1）基本理念

廃棄物行政の基本は循環型社会の形成であり、廃棄物等の発生の抑制を図ること（リフューズ※25・リデュース※26）、循環利用できるものは再び利用すること（リユース※27・リサイクル※28）、それでも利用が困難な物については計画的かつ適正に処理していくことが必要です。また、地球温暖化にも配慮する視点を加味し、環境への負荷の低減を図っていくことが求められています。

第５次武豊町総合計画（ゆめたろうプラン）では、めざすべきまちの姿（分野別将来像）の一つに『環境へ負荷をかけない生活環境になっているまち』を掲げ、このなかで「①みんなでごみを減らす」を施策方針に定めています。

循環型社会を構築していくためには、社会経済活動に関わる住民、地域、事業者そして行政のそれぞれが自覚を持って具体的な行動を実践していかなくてはなりません。総合計画が示すとおり、「みんなでごみを減らす」という認識を住民、地域、事業者そして行政が共有する必要があります。

そこで、本計画では、『住民･地域･事業者･行政が一体となって、環境に負荷をかけない循環型社会の構築をめざします』を基本理念とし、施策･事業の展開を図ります。

第５次武豊町総合計画

基本目標６　**自然環境と生活環境が調和したまち**

（実現方針）　ごみの削減や分別収集を徹底し、資源の有効利用を進めるとともに、環境美化の取組を推進することにより、環境に負荷をかけない地域づくりを進めます。

（施策方針）　①みんなでごみを減らす

- ●ごみ収集体制の充実やマイバックの推奨、生ごみ堆肥化の啓発などにより、住民や事業者とともに４Ｒ運動を実践し、ごみの減量と資源化を一層推進します。
- ●一般廃棄物最終処分場の「適切な運営･管理により、処分場の延命化を図ります。
- ●知多南部地域の広域ごみ焼却施設の設置を進めます。

武豊町ごみ処理基本計画

基本理念

住民･地域･事業者･行政が一体となって、

環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします

（2）基本方針（施策の柱）

本町では前述の基本理念を念頭に、循環型社会の構築のために、以下の基本方針を定め施策の展開を図ることとします。

基本方針1

住民・地域・事業者とともに実践するごみ減量と資源化

●住民･地域･事業者そして行政のすべてが自らの役割と責任を果たし、力を合わせ、環境に負荷をかけない生活スタイルを実践します。

1－1. ごみ減量・資源化を実践する住民・事業者を育てる

●環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します.

1－2. ごみを出さない・つくらない（ごみの発生抑制）

●Refuse（ごみになるものを拒否する)、Reduce（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取り組みを強化します.

1－3. 資源をごみにしない（資源の循環利用）

●Reuse（再利用)、Recycle（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取り組みを充実します.

基本方針2

適正なごみ処理体制の構築

●ごみの収集･運搬、中間処理、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理･処分体制を構築します。

●あわせて、ごみ処理コストの低減をめざします。

2－1. 安全で、衛生的かつ効率的に処理をする

●適正なごみ処理を確実に行うため、効率的な収集･運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。

2－2. 不適正処理を防止する（監視・指導体制の充実）

●不適正な処理が行われないようにするために、指導･監視体制を充実します。

ごみ処理基本計画　計画の体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策・事業の展開
住民・地域・事業者・行政が一体となって、環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします	**基本方針1** **住民・地域・事業者とともに実践するごみ減量と資源化** ●住民・地域・事業者そして行政のすべてが自らの役割と責任を果たし、力を合わせ、環境に負荷をかけない生活スタイルを実践します。		
	1－1. ごみ減量・資源化を実践する住民・事業者を育てる ●環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します. （成果指標）　環境行動を実践している町民の割合　　９５％（平３６年度）	1-1-1.情報提供の充実	①広報誌、ホームページ等による情報提供 ②「捨てればごみ、分ければ資源」改訂版の発行 ③見やすい情報の提供
		1-1-2.啓発活動の充実	①ごみ減量キャンペーンの開催 ②ごみ処理施設見学ツアーの開催 ③ごみ減量講座の開催 ④学習拠点施設の検討 ⑤参考になるごみ分別方法の紹介 ⑥ごみ減量を考える団体の育成
		1-1-3.児童・生徒向けの学習機会の充実	①小学生を対象にしたごみ学習の実施 （ごみ処理施設見学会、体験学習、出前講座等） ②Teens-Meeting（中高生ワークショップ）の開催 ③環境にやさしい活動の推進
		1-1-4.事業所・団体向けの学習機会の提供	①事業所等のごみ減量実践活動の紹介 （地域、業界、団体・サークルの取組等） ②事業所・各種団体等への出前講座の実施 ③事業所向け指導マニュアルの作成・配布 ④公共施設ごみの減量推進
	1－2. ごみを出さない・つくらない（ごみの発生抑制） ●Refuse（ごみになるものを拒否する）、Reduce（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取り組みを強化します. （成果指標）　一人一日あたりのごみ排出量　５２５ｇ／人日（平３６年度）	1-2-1.生ごみ減量化の推進	①生ごみ分別回収システムの検討 ②生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機の普及 ③生ごみ一絞り運動の展開（水切りの徹底） ④エコクッキングの啓発 ⑤生ごみ堆肥の有効利用促進
		1-2-2.ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充実	①ごみ減量モニター制度の導入 ②ごみを買わない消費行動の啓発
		1-2-3.事業系ごみの発生抑制	①排出事業者に対する指導・啓発（手引き書等） ②許可業者との連携
		1-2-4.ごみ処理負担の適正化の検討	①ごみ処理手数料の見直し

基本理念	基本方針	基本施策	施策・事業の展開
住民・地域・事業者・行政が一体となって、環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします	**1－3. 資源をごみにしない（資源の循環利用）** ●Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取り組みを充実します。 （成果指標）　資源化率　28.5%（平36年度） 燃やされている紙類の削減、資源化　14.6%（平36年度）	1-3-1.再使用の普及	①リユースステーションの充実 ②リフォーム・リサイクルに関する情報提供
		1-3-2.分別の徹底と回収機会の多様化	①ごみ出しマナーの向上 （ごみ減量サポーター制度の導入） （地域と一体となった分別収集） ②ミニエコステーションの整備（北部・南部） ③集団資源回収の促進 ④民間事業者における回収拠点の紹介
		1-3-3.分別対象品目・回収方法の見直し	①分別品目の見直し ②雑紙の分別回収 ③刈草・剪定枝の資源化 ④地区分別収集回数の見直し ⑤粗大ごみ収集方法についての調査研究
		1-3-4.さらなる資源化に向けた調査・研究	①資源化が可能な物の回収方法・資源化の検討 （廃食用油、蛍光管等） ②再生製品の地域循環利用の促進 ③事業系ごみの組成分析・処理方法等に関する実態調査 ④事業系資源のエコステーションでの受入検討
	基本方針2 **適正なごみ処理体制の構築** ●ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築します。 ●あわせて、ごみ処理コストの低減をめざします。		
	2－1. 安全で、衛生的かつ効率的に処理をする ●適正なごみ処理を確実に行うため、効率的な収集・運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。 （成果指標）　最終処分率　9.9%（平36年度）	2-1-1.適正な収集・運搬体制の構築	①回収拠点の適正管理（衛生管理） ②効率的で安全な回収方法（集積場所の位置、回収ルート・回数）の検討 ③要支援者への対応検討 ④委託契約単価の見直し ⑤委託業者、許可業者への指導
		2-1-2.中間処理施設の適正な運用	①クリーンセンター常武の適正運営と維持管理 ②民間処理施設の活用による適正処理 ③知多南部広域環境組合ごみ焼却施設整備事業の推進（平成34年稼働予定）
		2-1-3.最終処分場の確保	①最終処分場の維持管理と延命化
	2－2. 不適正処理を防止する（監視・指導体制の充実） ●不適正な処理が行われないようにするために、指導・監視体制を充実します。	2-2-1.処理施設の監視（環境測定）	①処理施設の監視と測定値の情報公開
		2-2-2.不適正処理への監視・指導	①事業者の監視と指導 ②不法投棄、野焼きの監視と未然予防

3－2　排出抑制・資源化計画

（1）基本方針

基本方針1　住民・地域・事業者とともに実践するごみ減量と資源化

住民・地域・事業者そして行政のすべてが自らの役割と責任を果たし、力を合わせ、環境に負荷をかけない生活スタイルを実践します。

（2）減量目標（数値目標）

本計画の具体的な減量目標（数値目標）としては、第５次武豊町総合計画ならびに前述の基本方針との整合性を考慮しつつ、以下のように定めます。

表 3-2-1　減量目標（数値目標）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
【目標１】　環境行動を実践している町民の割合 ：省エネルギーやごみ減量に心がけている住民の割合（%）（町民意向調査による）	86.7%	93%	95%
【目標２】　家庭系ごみの１人１日あたりの排出量 ：家庭系ごみ（資源を除く）の１人１日あたりの排出量（ｇ／人日）	607ｇ／人日	５３０ｇ／人日	５２５ｇ／人日
【目標３】　資源化率 ：ごみ・資源総排出量（家庭系+事業系）のうち、資源が占める割合（%）	23.6%	32.2%	32.9%
【目標４】　燃やされている紙類の削減、資源化 ：家庭系可燃ごみのうち、資源化できる紙類の占める割合（%）	23.7%	14.6% （-9.1%）	14.1% （-9.6%）
【目標５】　燃やされている刈草等の削減、資源化 ：家庭系可燃ごみのうち、資源化できる刈草、剪定枝の占める割合（%）	2.8%	2.2% （-0.6%）	1.5% （-1.3%）
【目標６】　最終処分率 ：ごみの排出量（資源集団回収を除く）のうち、最終処分量の占める割合（%）	12.5%	11.0% （-1.5%）	10.0% （-2.5%）

【目標２】 家庭系ごみの１人１日あたりの排出量（目標）

本計画では、家庭系ごみのうち、発生抑制策や、もえるごみに含まれている資源化可能なごみを資源化していくことによって、計画期間中の１人１日あたり排出量を、一次目標の平成 30 年度には 530g／人日に、二次目標の平成 36 年度には 525g／人日とすることを目標とします。

図 3-2-1　家庭系ごみの１人１日あたりの排出量（現状値と目標値）

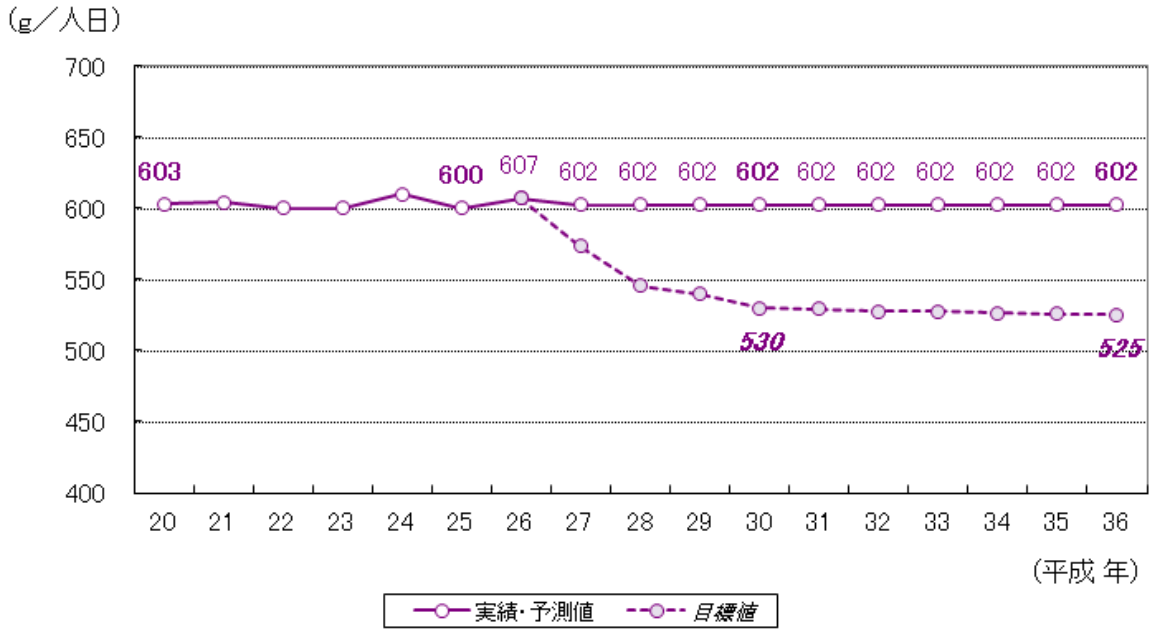

表 3-2-2　家庭系ごみの１人１日あたりの排出量

区分（単位）	もえるごみ				不燃・粗大ごみ	埋立ごみ	目標値(減量後)	
	実績値 予測値	発生抑制	資源化 移行	減量目標			家庭系ごみ 排出量　計	１人１日 あたり
平成年度	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(g/人日)
20	8,619,340				562,030	150,436	9,331,806	603
21	8,613,860				624,250	126,309	9,364,419	604
22	8,495,150				664,630	150,809	9,310,589	600
23	8,510,280				653,680	171,223	9,335,183	600
24	8,729,370				574,630	216,261	9,520,261	610
25	8,545,170				615,570	191,914	9,352,654	600
26	8,485,560				677,390	307,294	9,470,244	607
27	8,505,578	25,517	425,279	450,796	655,185	225,975	8,935,942	573
28	8,499,289	33,997	849,929	883,926	663,305	237,662	8,516,331	545
29	8,447,309	33,789	937,651	971,440	667,673	247,627	8,391,168	540
30	8,419,447	42,097	1,077,689	1,119,787	673,738	257,850	8,231,249	530
31	8,392,041	41,960	1,090,965	1,132,926	679,654	267,696	8,206,466	529
32	8,380,260	50,282	1,106,194	1,156,476	686,666	277,692	8,188,142	528
33	8,323,484	49,941	1,107,023	1,156,964	689,795	285,833	8,142,147	527
34	8,290,171	58,031	1,110,883	1,168,914	694,654	294,408	8,110,319	526
35	8,257,391	57,802	1,114,748	1,172,549	699,370	302,677	8,086,888	526
36	8,247,648	65,981	1,121,680	1,187,661	705,874	311,507	8,077,368	525

【目標３】資源化率（目標）　（家庭系＋事業系）

本計画では、計画期間中の資源化率を、一次目標の平成 30 年度には 32.2%に、二次目標の平成 36 年度には 32.9%とすることを目標とします。

図 3-2-2　資源化率（目標）

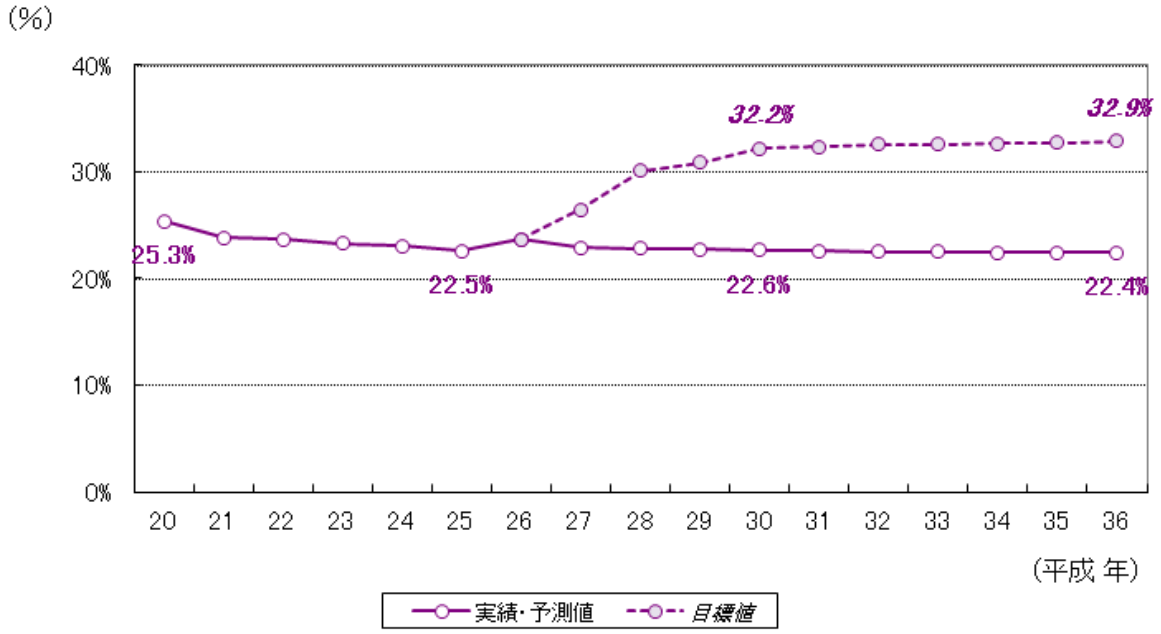

表 3-2-3　資源化率（目標）

区分 (単位)	実績値・予測値			目標値			
	総排出量	資源化量	資源化率	総排出量（排出抑制後）	資源化量（資源化移行）	資源化量	資源化率
平成年度	(kg)	(kg)	(%)	(kg)	(kg)	(kg)	(%)
20	16,994,868	4,307,282	25.3%			4,307,282	25.3%
21	16,130,596	3,841,938	23.8%			3,841,938	23.8%
22	15,846,689	3,744,769	23.6%			3,744,769	23.6%
23	15,587,831	3,625,099	23.3%			3,625,099	23.3%
24	15,691,031	3,619,470	23.1%			3,619,470	23.1%
25	15,428,669	3,476,779	22.5%			3,476,779	22.5%
26	16,066,081	3,799,602	23.6%			3,799,602	23.6%
27	15,355,410	3,511,732	22.9%	14,904,615	425,279	3,937,011	26.4%
28	15,261,217	3,475,882	22.8%	14,377,291	849,929	4,325,811	30.1%
29	15,108,676	3,427,708	22.7%	14,137,236	937,651	4,365,359	30.9%
30	14,998,100	3,391,900	22.6%	13,878,314	1,077,689	4,469,589	32.2%
31	14,894,439	3,359,491	22.6%	13,761,514	1,090,965	4,450,456	32.3%
32	14,818,961	3,335,396	22.5%	13,654,105	1,114,575	4,449,971	32.6%
33	14,683,504	3,298,215	22.5%	13,526,540	1,107,023	4,405,238	32.6%
34	14,586,490	3,271,508	22.4%	13,417,576	1,110,883	4,382,391	32.7%
35	14,494,341	3,247,041	22.4%	13,321,791	1,114,748	4,361,788	32.7%
36	14,439,182	3,232,261	22.4%	13,251,521	1,121,680	4,353,941	32.9%

【目標４】 燃やされている紙類の削減、資源化（目標） （家庭系）

平成 26 年度の組成調査によると、家庭系可燃ごみのうち資源化できる紙類の占める割合は 23.7%でした。雑紙の分別回収などの取組を推進していくことによって、この割合を、一次目標の平成 30 年度には 14.6%に、二次目標の平成 36 年度には 14.1%にまで低減することを目標とします。

図 3-2-3 燃やされている紙類の削減、資源化（目標）

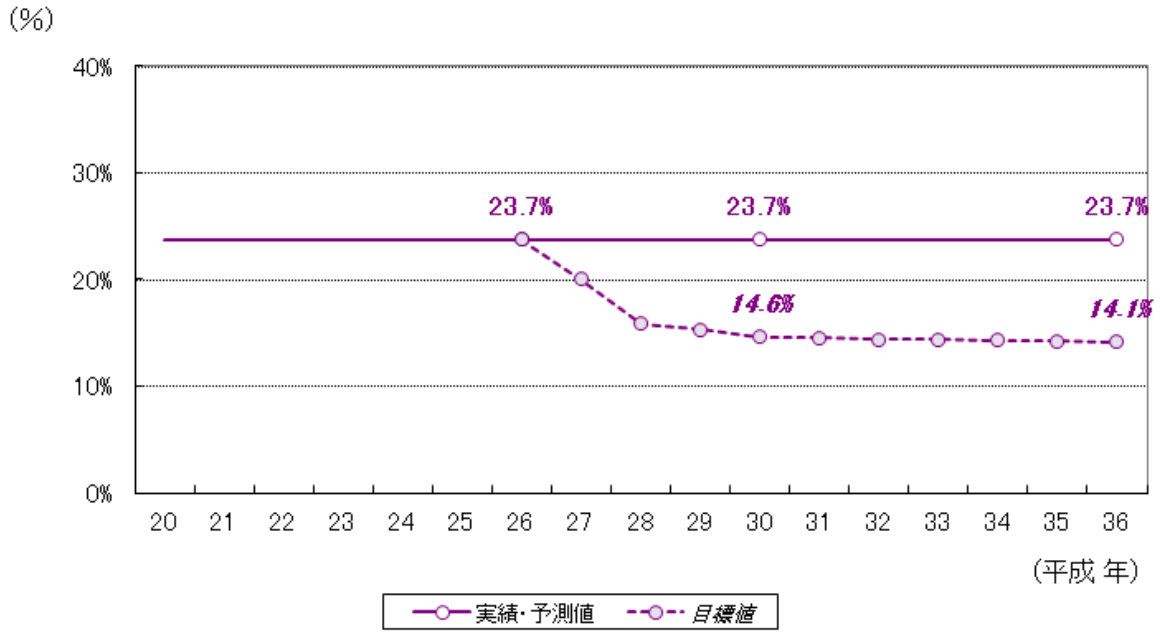

表 3-2-4 燃やされている紙類の削減、資源化（目標）

区分 (単位)	実績値・予測値			目標値（削減目標）			
	家庭系可燃ごみ排出量（a）	うち再生可能な紙類※構成比（b）	うち再生可能な紙類重量（a*b）	段ボール類減量目標（c）	新聞･広告紙製容器･雑紙（d）	うち再生可能な紙類構成比（c+d）	うち再生可能な紙類 重量（a+（c+d））
平成年度	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(%)	(%)	(kg)
26	8,485,560	23.7%	2,011,078				
27	8,505,578	23.7%	2,015,822	-0.7%	-3.0%	20.0%	1,701,116
28	8,499,289	23.7%	2,014,332	-0.9%	-7.0%	15.8%	1,342,888
29	8,447,309	23.7%	2,002,012	-0.9%	-7.5%	15.3%	1,292,438
30	8,419,447	23.7%	1,995,409	-1.0%	-8.1%	14.6%	1,229,239
31	8,392,041	23.7%	1,988,914	-1.0%	-8.2%	14.5%	1,216,846
32	8,380,260	23.7%	1,986,122	-1.0%	-8.3%	14.4%	1,206,757
33	8,323,484	23.7%	1,972,666	-1.0%	-8.3%	14.4%	1,198,582
34	8,290,171	23.7%	1,964,770	-1.0%	-8.4%	14.3%	1,185,494
35	8,257,391	23.7%	1,957,002	-1.0%	-8.5%	14.2%	1,172,549
36	8,247,648	23.7%	1,954,693	-1.0%	-8.6%	14.1%	1,162,918

※段ボール 1.8%、新聞・広告 5.6%、書籍・雑誌 10.4%、牛乳パック 0.7%、紙製容器包装・雑紙 5.2%の合計

【目標５】 燃やされている刈草等の削減、資源化（目標） （家庭系）

平成 26 年度の組成調査によると、家庭系可燃ごみのうち資源化できる刈草の占める割合は 2.8%でした。刈草を資源として回収することをより推進していくことによって、この割合を、一次目標の平成 30 年度には 2.2%に、二次目標の平成 36 年度には 1.5%にまで低減することを目標とします。

図 3-2-4 燃やされている刈草等の削減、資源化（目標）

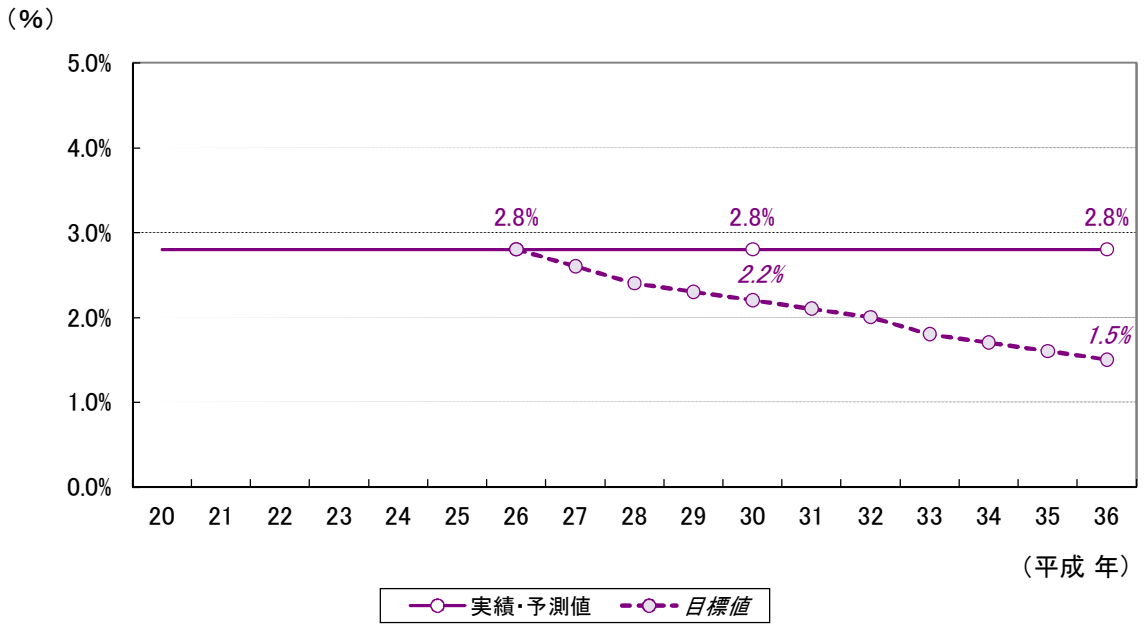

表 3-2-5 燃やされている刈草等の削減、資源化（目標）

区分（単位）	実績値・予測値			目標値（削減目標）			
	家庭系可燃ごみ排出量（a）	うち再生可能な刈草･剪定枝構成比（b）	うち再生可能な刈草等重量（a*b）	資源（刈草）予測値重量（c）	可燃ごみに対する割合比率（d）	可燃ごみから資源への移行分減量目標比（e）	刈草等の削減、資源化割合（b-e）
平成年度	(kg)	(%)	(kg)	(kg)	(%)	(%)	(%)
26	8,485,560	2.8%	237,596	*（82,263）	*（1.0%）	0.0%	2.8%
27	8,505,578	2.8%	238,156	104,773	1.2%	0.2%	2.6%
28	8,499,289	2.8%	237,980	115,734	1.4%	0.4%	2.4%
29	8,447,309	2.8%	236,525	125,657	1.5%	0.5%	2.3%
30	8,419,447	2.8%	235,745	135,523	1.6%	0.6%	2.2%
31	8,392,041	2.8%	234,977	145,032	1.7%	0.7%	2.1%
32	8,380,260	2.8%	234,647	154,487	1.8%	0.8%	2.0%
33	8,323,484	2.8%	233,058	162,774	2.0%	1.0%	1.8%
34	8,290,171	2.8%	232,125	171,174	2.1%	1.1%	1.7%
35	8,257,391	2.8%	231,207	179,282	2.2%	1.2%	1.6%
36	8,247,648	2.8%	230,934	187,628	2.3%	1.3%	1.5%

※平成 26 年度の「資源（刈草）予測値」は平成 24～26 の実績値の平均値。平成 26 年度に大きく資源化量が増加しているため、数値を調整したもの。

（3）具体的施策

1－1. ごみ減量・資源化を実践する住民・事業者を育てる

●環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します.

（成果指標）　環境行動を実践している町民の割合　　95%（平 36 年度）

1-1-1.情報提供の充実

【現状・課題】

○広報「たけとよ」にてごみ減量･資源化に関わる普及啓発情報を掲載しているほか、平成21 年度には「捨てればごみ、分ければ資源」という啓発冊子を作成して配布していましたが、内容を更に充実して、更新することが必要となっています。

○ホームページにて、ごみの出し方・収集日等や「捨てればごみ、分ければ資源」に掲載した情報を掲示してあります。今後は、ごみ･資源排出量に関わるデータを掲載するなど、ごみの出し方の説明だけでなく、減量･資源化を推進するツールの一つとして活用することが望まれます。

○情報通信技術（ICT）の進歩は著しいものがありますが、このような新技術を活用した情報提供サービスについても検討し、積極的に取り入れていくことが望まれています。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系・事業系共通／継続》 ①広報誌、ホームページ等による情報提供	●広報「たけとよ」、ホームページ、冊子･チラシなど様々な媒体を活用して、ごみ出しに関するルール、ごみ出しカレンダー、減量化･資源化に関する情報などの提供を行います。 ●ごみ減量･資源化につながる町内の様々な活動に関する情報を発信することで、好事例が拡大するよう啓発します。
《家庭系／継続》 ②「捨てればごみ、分ければ資源」改訂版の発行	●啓発冊子「捨てればごみ、分ければ資源」の改訂版を発行します。また、定期的な発行や電子媒体での情報配信の充実を図ります。
《家庭系・事業系共通／新規》 ③見やすい情報の提供	●紙ベースだけでなく、ごみ収集日･ごみ分別方法等をインターネット等でも見やすい情報提供を進めます。

1-1-2.啓発活動の充実

【現状・課題】

○ごみ･資源の出し方及び収集日等に関することや、町内で行われている行事･イベント等については広報誌やホームページを通じて紹介されていますが、町民や事業者の意識啓発を目的としての事業や、ごみ減量･資源化につながるような事業が十分に展開されていません。

○町民や事業者のごみ減量･資源化につながるよう、啓発活動、学習活動を充実する必要があります。町民や事業者に町の現状についての理解を深め、自発的な行動につながるような施策･事業の展開が望まれます。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／新規》 ①ごみ減量キャンペーンの開催	●町民や事業者のごみ減量･資源化に向けた意識向上を目的としたキャンペーンを開催します。
《家庭系／新規》 ②ごみ処理施設見学ツアーの開催 ★ごみ減量町民会議　提案事業	●自分たちが排出したごみや資源がどのように町内で処理されていくのかについて学ぶ機会として、「ごみ処理施設見学ツアー」を定期的に開催します。
《家庭系／新規》 ③ごみ減量講座の開催	●環境課の職員やごみ処理に携わっている民間事業者などが講師となって、町のごみの現状や課題、今後のあり方などについて話をする「ごみ減量講座」の開催を検討します。
《家庭系／新規》 ④学習拠点施設の検討	●知多南部広域環境組合において検討が進められている新たなごみ焼却施設の建設とあわせて、ごみに関わる学習拠点施設の設置について検討していきます。
《家庭系／新規》 ⑤参考になるごみ分別方法の紹介	●ごみの分別が面倒、場所を取るなど、分別排出に抵抗を感じる方に対して、工夫している方の良い例を広報やホームページで紹介することで、分別排出の推進を図ります。
《家庭系／新規》 ⑥ごみ減量を考える団体の育成 ★ごみ減量町民会議　提案事業	●住民が主体となって、住民目線でごみ減量方法の研究や紹介、行政への助言を行う団体の育成を行います。

1-1-3. 児童･生徒向けの学習機会の充実

【現状・課題】

○各小学校において、ごみ処理施設の見学を行っているほか、毎年夏に「夏休みの環境学習」と称して、小学生高学年を対象にリサイクル施設の見学会を行っています。また、不定期ながら、小学校 4 年生を対象とした出前講座を行っています。見学会は継続して実施するとともに、出前講座については内容を充実しつつ、定期開催できるように学校と調整をしていくことが望まれます。

○中学生･高校生を対象とした取組はこれまでありませんでしたが、本計画の策定に際して町のごみ減量や資源化について意見交換する中高生ワークショップ「Teens-Meeting」を開催しました。中高生の行動力、発想力を活用して町民の意識啓発につなげていくことについても更なる事業の展開が望まれます。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／継続》 ①小学生を対象にしたごみ学習の実施 ・ごみ処理施設見学会 ・体験学習 ・出前講座　など	●小学生高学年を対象としたごみ焼却場･リサイクル施設の見学会等を継続して実施します。 ●エコステーションを活用した分別体験など、体験型の学習機会についても導入をめざします。 ●出前講座の内容の精査を行いながら、各小学校における定期開催をめざします。
《家庭系／新規》 ②Teens-Meeting の開催 ・中高生ワークショップ ★ごみ減量町民会議　提案事業	●中高生の参加による Teens-Meeting（中高生ワークショップ）を開催し、中高生提案によるごみ減量･資源化啓発活事業に取り組みます。
《家庭系、事業系／新規》 ③環境にやさしい活動の推進 ★ごみ減量町民会議　提案事業	●学校から排出される紙類を、ごみではなく資源としてとらえ、積極的に資源化するほか、給食の食べ残しをしない運動を、学校と連携して実施します。

Teens-Meeting

本計画の策定に際して、町のごみ減量や資源化について意見交換する中高生ワークショップ「Teens-Meeting」を 12 月 6 日に開催しました。

また、12 月 21 日には、「ごみ減量を考える町民会議」にも参加し、活発な意見交換を行いました。

1-1-4. 事業所･団体向けの学習機会の提供

【現状・課題】

○これまで、事業所や団体が排出するごみの排出実態については、十分な状況把握、調査を実施したことがなく、企業･事業所、団体などがどのようなごみ対策を講じているのかについて把握できていません。町民･地域･事業者･行政が一体となって取り組むという基本理念の趣旨からも、事業所や団体が行うごみ減量や資源化の取組について、情報を共有し、ごみ減量･資源化の推進を共に考えて、実践していく必要があります。

○町内企業･事業所へのアンケート等の実施、ヒアリングを通じてごみ減量の実践活動を把握し紹介していくとともに、事業者や団体向けの啓発活動にも力を入れていく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《事業系／新規》 ①事業所等のごみ減量実践活動の紹介 （地域、業界、団体･サークルの取組等） ・実態調査（アンケート等） ・取組取材と情報発信　など	●町内企業･事業所にアンケート等を行うなどして、事業所･団体等の取組について実態把握に努めます。 ●ごみ減量や資源化に積極的に取り組む企業･事業所や団体等の取組を取材して、広報誌やホームページにて紹介していきます。
《事業系／新規》 ②事業所･各種団体等への出前講座の実施	●企業･事業所や各種団体の意識啓発を目的として、町のごみの現状や課題、ごみ減量･資源化の進め方などについて話題提供する「出前講座」の開催を検討します。
《事業系／新規》 ③事業所向け指導マニュアルの作成･配布	●ごみの正しい出し方やごみ減量についての取組を促すため、一般廃棄物処理許可業者名簿の記載がある企業･事業所向けの教育･指導マニュアルやパンフレットの作成を進めます。
《事業系／新規》 ④公共施設ごみの減量推進	●役場や学校など、公共施設が率先してごみ減量を進めます。

ごみ減量を考える町民会議

この「ごみ処理基本計画」を策定するにあたり、平成 26 年 11 月から 12 月までの間に計 5 回、「ごみ減量から武豊町の未来を考える町民会議」が開催されました。

この会議はワークショップ形式で、ごみ処理アンケートで参加表明いただいた方や地区の方､町内の中･高校生の延べ 107 人の方々に参加いただきました。

ワークショップの中で提案され、本計画の中に盛り込まれた事業には「★ごみ減量町民会議　提案事業」と記してあります。

１－２. ごみを出さない･つくらない（ごみの発生抑制）

●Refuse（ごみになるものを拒否する）、Reduce（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取り組みを強化します.

（成果指標）　一人一日あたりのごみ排出量　　５２５ｇ／人日（平 36 年度）

1-2-1. 生ごみ減量化の推進

【現状・課題】

○水分を含んだ生ごみは比重が大きく、水切りを励行することでもえるごみの減量効果が大きいことが知られています。また、もえるごみの中には、食べ残しや未開封の食材といった生ごみが含まれています。生ごみの一絞りや、食べ残し、買い過ぎをしないというライフスタイルの定着を啓発していくことも必要です。

○本町では、家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入に対する補助を行っています。処理容器、処理機の普及のため、補助金の活用と使用方法の PR をするなど、さらなる普及に取り組んでいくことが必要です。

○平成 27 年 1 月から 3 月の間､民間企業が愛知県循環型社会形成推進事業補助を利用し、資源回収エコステーションにおいて、生ごみ分別回収の実証実験を行いました。堆肥化技術など民間を活用した生ごみ分別回収も、コストを考慮しながら検討することも必要です。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／新規》 ①生ごみ分別回収システムの検討	●資源回収エコステーションでの生ごみ分別回収事業実証実験の結果を踏まえ、民間企業と連携して事業化の検討をします。
《家庭系／継続》 ②生ごみ処理容器･電動式生ごみ処理機の普及	●生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入に対する補助を継続し、その普及に努めます。 ●コンポストなどの使用方法を展示するなどして理解促進を図ります。 ●補助金交付の条件である町内事業所での購入制限を見直すなど、交付対象要件の見直しを行います。 ●補助した人への追跡調査やモニタリングをすることで、事業の有効性を検証していきます。
《家庭系／新規》 ③生ごみ一絞り運動の展開（水切りの徹底）	●広報「たけとよ」やホームページなどで、生ごみの水切りの効果紹介など、水分の一絞りの啓発を進めます。
《家庭系／新規》 ④エコクッキングの普及･啓発 ★ごみ減量町民会議　提案事業	●住民団体などと連携して、エコクッキング教室を開催します。また、エコクッキングのレシピなどを紹介するなどして、その普及･啓発を図ります。

《家庭系／新規》 ⑤生ごみ堆肥の有効利用促進	●農業団体や農業部門と連携し、家庭菜園や小菜園でのコンポストを利用した堆肥化の啓発、促進を検討します。 ●住民団体や農業部門と連携して、堆肥を利用した野菜栽培に関する講座の開催や、環境事業である「緑のカーテンコンテスト」の肥料として活用することを検討します。

1-2-2. ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充実

【現状・課題】

○従来の廃棄物行政の中で、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）についての取組は比較的先行して展開されてきましたが、リフューズ（ごみになる不要な物を買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）に向けた取組にも重点を置くことが重要です。今後は、ごみの発生抑制に向けた取組について、より充実していくことが求められています。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／新規》 ①ごみ減量モニター制度の導入	●モニターを募るなどして、家庭におけるごみ減量の取組とその効果を数量的に把握するモデル事業の取組を検討します。 ●この取組から得られた資料･データを活用して、リフューズ・リデュースに向けた効果的な取組についての研究を行います。
《家庭系／継続･充実》 ②ごみを買わない消費行動の啓発	●町民や販売店の協力を得ながら、マイバック・マイ容器の持参、簡易包装商品の購入、使い捨て商品の購入抑制など、ごみを買わない消費行動に向けた啓発活動を展開していきます。

1-2-3.事業系ごみの発生抑制

【現状・課題】

○これまで、町から事業者向けにごみの排出抑制に関わる協力要請などを行うことはほとんどありませんでした。今後は、事業所向けの手引き書の作成･配布などを通じて、自己処理の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう協力を促していく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《事業系／新規》 ①排出事業者に対する指導･啓発 （手引き書等）	●事業系ごみの適正な搬出･処理、事業者によるごみ減量の取組を促すため、事業者向けの「ごみ減量･資源化の手引き」を作成し、事業者の自己処理の徹底、ごみ排出抑制対策の促進を図ります。
《事業系／新規》 ②許可業者との連携	●実際に事業系ごみを収集運搬する、町の一般廃棄物処理許可業者と連携し、事業ごみの排出状況の情報提供を通じて、事業系ごみの減量・資源化の方策を検討します。

1-2-4. ごみ処理負担の適正化の検討

【現状・課題】

○平成 17 年 7 月より可燃ごみ、平成 18 年 2 月よりプラスチック容器･紙容器の指定袋を導入し、あわせて可燃ごみ収集を週 3 回から 2 回に変更することにより、ごみの減量化が進んだ経緯があります。

○ごみの有料化の導入については、ごみ処理コストの削減や住民の意識改革を目的に行うものです。ただ、平成 34 年度に知多南部広域ごみ処理施設が稼働することに伴い、他の構成市町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町）が、指定ごみ袋の有料化等の料金見直しを行った場合は本町も検討していく可能性があるという要因も考えられます。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系、事業系共通／継続》 ①ごみ処理手数料の見直し	●ごみ行政の財政的健全化とごみの発生抑制効果について、継続的に検討を行い、必要に応じて、指定ごみ袋や収集費用などごみ処理に関する手数料の見直しを適宜行います。 ●クリーンセンター常武で徴収する処理手数料の見直しを適宜行い、適正な料金を維持します。

１－３. 資源をごみにしない（資源の循環利用）

●Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取り組みを充実します.

（成果指標）	資源化率	３２．９％（平 36 年度）
	燃やされている紙類の削減、資源化	１４．１％（平 36 年度）
	燃やされている刈草等の削減、資源化	１．６％（平 36 年度）

1-3-1. 再使用の普及

【現状・課題】

○本町では、4R のうちの一つであるリユース（再利用）を促進するための取組として、平成 23 年より「武豊リユースパーク」を開催してきました。町民から寄せられたリユース品を集めて展示し、再利用する方に引き取ってもらうというイベントで、900 人前後と多くの方々に利用されてきました。

○平成 27 年 1 月には、この取組を常設化した「武豊リユースステーション」を開設しました。リユースを促進させていくための取組として、今後充実を図っていくことが必要です。

○町内や近隣市町のリサイクルショップやリフォームショップの情報提供などを充実していくことも必要です。また、町民や各種団体、民間などが実施するフリーマーケットや、住民向けリフォーム講座の情報を発信するなど、支援･育成していくことも必要です。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／継続》 ①リユースステーションの充実	●町民からリユース品を集めて、展示し、再び利用していただける町民に引き取ってもらうリユースステーションの PR を行い、利用促進、機能充実を図ります。
《家庭系／継続》 ②リフォーム･リサイクルに関する情報提供	●町民の生活の中にリユースが根付いていくように、リフォーム店やリサイクルショップに関する情報の提供を進めていきます。 ●リフォーム店やリユース店と連携し、排出されたリユースが可能なものの引き渡しを行う仕組みを検討するなどの事例研究を行います。

1-3-2. 分別の徹底と回収機会の多様化

【現状・課題】

○これまで自治会を単位として衛生委員を定め、分別収集の指導、地域のごみ集積所の巡回指導などを担っていただいてきましたが、今後は衛生委員を任命しないこととなりました。正しいごみ分別と正しいごみの出し方を徹底していくため、衛生委員に代わるしくみについて検討し、改善を加えていくことが必要です。

○町では、資源の分別収集については月 2 回、地域回収を行っていますが、資源を持ち込める施設として、平成 22 年度に「たけとよ資源回収エコステーション」を開設しました。その後、26 年度には「おおあし資源回収エコステーション」を開設し、資源排出の利便性を高めました。今後は、地域バランスを考慮して、町の南部や北部地域での開設も検討が必要です。

○地域の資源回収活動を活発化し、ごみの減量ならびに資源の有効利用を推進するとともに、町民の資源に対する認識を深めることを目的として、子ども会等資源回収実施団体に対し報奨金を交付し、活動を支援しています。子ども会の減少等が要因となって、回収される資源の量は減少する傾向が見られますが、子どもたちへの学習効果の側面からも大切な事業であり、引き続き取り組んでいくことが必要です。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／継続》 ①ごみ出しマナーの向上 （ごみ減量サポーター制度の導入） （地域と一体となった分別収集）	●ごみ分別指導･監視員（(仮称）ごみ減量サポーター）のあり方を研究するとともに、ごみ分別、ごみ出しのルールやマナーの徹底を図っていきます。 ●自治会を基本単位とする地域ごとのごみ発生量、資源化の状況、地域の問題点･課題などを分析し、情報提供することにより、地域と一体となってごみ分別、ごみ出しのマナー向上を図ります。
《家庭系／継続》 ②ミニエコステーションの整備（北部･南部）	●町内に、資源回収エコステーションをバランスよく配置し利便性を高めるため、町の北部や南部で品目を限定した簡易的なエコステーション開設を検討します。
《家庭系／継続》 ③集団資源回収の促進	●子供会活動が縮小する中、資源の回収･積込作業を回収業者が行う方式を検討するなど、集団資源回収に取り組む団体を拡充し、様々な団体での取組を活発化させる研究を行っていきます。
《家庭系／継続》 ④民間事業者における回収拠点の紹介	●大型店やスーパーなどが取り組んでいるトレイ、ペットボトル、ビン･缶などの資源回収について、民間事業者に協力を呼びかけます。 ●民間事業者による資源回収拠点の情報を発信していきます。

1-3-3. 分別対象品目･回収方法の見直し

【現状・課題】

○現在、資源は紙類 4 種（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック）、布類、缶類 2 種（アルミ缶、スチール缶）、ペットボトル、びん 2 種（生びん、雑びん）、プラスチック容器包装、紙製容器包装、廃乾電池の 13 種に分別して収集しています。ごみとして排出されている物の中から資源化可能な物についての分別収集を検討することが必要です。

○資源回収エコステーションの開設にともない、地区回収での資源収集量が減少していることから、回収方法を見直していく必要があります。

○粗大ごみは地区ごとでの拠点回収を無料で行っており、クリーンセンター常武への直接搬入も受け付けています。今後のごみ処理経費の推移を勘案しながら、必要に応じて排出者負担の仕組みについても研究していく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／新規》 ①分別品目の見直し	●分別品目ごとの収集量やコストの検証、選別施設の状況に応じて、民間企業の活用等により、最適な分別品目の見直しを適宜行います。 ●住民の意見を参考にしながら、分かりづらい分別の負担軽減を考慮し、適宜見直しを行います。
《家庭系／新規》 ②雑紙の分別回収 この施策の成果指標 【燃やされている紙類の削減、資源化】 平成 30 年度 -9.1%（1,229,239kg 削減） 平成 36 年度 -9.6%（1,162,918kg 削減）	●もえるごみの中に多く含まれているダイレクトメールやチラシなどの紙類をミックスペーパーとして紙製容器包装と一緒に回収できるシステムを構築します。
《家庭系、事業系共通／継続》 ③刈草･剪定枝の資源化 この施策の成果指標 【燃やされている刈草等の削減、資源化】 平成 30 年度 -1.1%（94,567kg 削減） 平成 36 年度 -1.2%（102,266kg 削減）	●町内の民間事業所が行っている刈草・剪定枝の堆肥化事業等を有効に活用して、刈草・剪定枝の資源化の促進を図ります。
《家庭系／新規》 ④地区分別収集方法の見直し	●今後、地区回収場所での資源収集量の減少が見込まれることから、収集量の推移を注視しながら、地区分別収集回数または箇所数の見直しについて検討を進めます。
《家庭系／継続》 ⑤粗大ごみ収集方法についての調査研究	●今後の粗大ごみ収集の方法、費用負担のあり方について、周辺市町の動向などを考慮しながら、調査研究を行っていきます。

1-3-4. さらなる資源化に向けた調査･研究

【現状・課題】

○近隣の自治体の中には、廃食用油をバイオディーゼル燃料に活用しているところがあります。また、民間企業では、蛍光管から水銀を抜き出し硝子とアルミを再資源化する技術を開発しているなど、資源化の技術は日々進化しています。今後もこうした技術開発の動向に合わせて、資源化が可能な廃棄物については資源化の方策を研究していく必要があります。

○また、事業所や団体が排出するごみの排出実態については、しっかりとした調査を実施したことがなく、企業･事業所、団体などがどのような対策を講じているのかについて把握できていません。事業系ごみの組成分析、処理方法などの実態を調査し、これらを基礎資料として今後の資源化方策の検討を進めていく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／新規》 ①資源化が可能な物の回収方法･資源化の検討　（廃食用油、蛍光管等）	●周辺自治体の動向や、民間企業が取り組む再生利用技術の動向を勘案しつつ、再生利用が可能なものは費用対効果を考慮して資源化するよう検討します。
《家庭系／継続》 ②再生製品の地域循環利用の促進	●本町から出た雑紙を再生利用したトイレットペーパーについて、公共施設での利用促進や店頭販売を通じ、循環型社会の具現化を図ります。
《事業系／新規》 ③事業系ごみの組成分析、処理方法等に関する実態調査	●事業所や団体が排出するごみの排出実態を正しく把握するために、事業系ごみの組成分析、処理方法についての実態調査等を進めます。
《事業系／新規》 ④事業系資源のエコステーションでの受入検討	●資源に限って、エコステーションでの受入を検討します。

3－3　収集･運搬、処理計画等

（1）基本方針

基本方針2　適正なごみ処理体制の構築

ごみの収集･運搬、中間処理、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理･処分体制を構築します。

あわせて、ごみ処理コストの低減をめざします。

（2）収集･運搬の方法

①収集区域

本町内全域を対象区域とします。

②収集対象物

目標年度（平成 36 年度）における収集対象物を表 3-3-1 に示します。

なお、今後、再生可能なものについては費用対効果を考慮して資源化するよう検討します。

③収集体制

目標年度（平成 36 年度）における収集体制を表 3-3-1 に示します。

収集方式は、ステーション方式（集積場所方式)、地区回収方式、エコステーション方式、自己搬入方式とし、収集容器は、指定袋（もえるごみ、容器包装)、コンテナ･ボックスとします。

収集形態については、委託収集として実施します。

④事業系ごみの収集・運搬方法

事業系ごみについては、もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみ、その他ごみ（給食残さ、草木の 3 分別とし、許可収集又は自己搬入とします。

なお、もえるごみについては、古紙類の資源化誘導に努めます。

⑤適正処理困難物等の対処方針

本町では、町で処理できないものとして表 3-3-2 に示す品目については、収集･運搬は行いません。

表 3-3-1　目標年度における収集対象物と収集体制

区分	内容	収集方法・収集回数	収集形態
もえるごみ	生ごみ、紙くず、少量の草･木くず、プラスチック製品など	集積所 （指定袋）【週２回】	委託 直接搬入
粗大ごみ	家具、机、電子レンジ、布団、ファンヒーター、ガスレンジ、自転車など、	地区回収【年４回】 直接搬入	委託
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装のうち、洗わずに出せるか、軽くすすいで異物除去できるもの	集積所 （指定袋）【週１回】 エコステーション	委託 直接搬入
紙製容器包装・雑紙	紙製容器包装のうち、汚れを落として異物除去できるもの、雑紙	エコステーション 地区回収（指定袋か紙袋） 【月２回】	委託 直接搬入
古紙、布類	新聞紙、チラシ、段ボール、書籍、雑誌、紙製容器、その他紙類、衣類	エコステーション 地区回収【月１回】	委託 直接搬入
飲料缶	飲料用のアルミ缶、スチール缶		
ペットボトル	飲料用、酒類用等のペットボトル		
びん	飲料用びん、化粧品のびん		
金属混合物	なべ、やかん、缶詰、お菓子の缶、電気製品、金属とプラの複合物		
廃乾電池	廃乾電池		
うめるごみ	陶器・ガラス類、割れた飲食用びん、ブロック、レンガ、その他不燃ごみ		
小型家電	携帯電話、家庭用パソコンなど	エコステーション	直接搬入
刈草･剪定枝	草･剪定枝	民間施設	直接搬入
生ごみ	厨芥類	エコステーション	直接搬入

※収集頻度については今後の社会情勢や生活様式等の変化に伴う収集量の著しい変動が予想される場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。また新たに分別収集する品目が発生した場合も同様に検討する。

表 3-3-2　町で処理できないもの

区分	品目	処理方法
家電 4 品目 （家電リサイクル法の対象品）	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店または専門処理業者に処理を依頼
危険物、自動車部品・農機具	廃油、バッテリー、プロパンガスボンベ、消火器、自動車、バイク、農薬、ペンキ、タイヤ、ホイール、ピアノ、耕耘機など、	

（3）中間処理･最終処分の方法

目標年度（平成 36 年度）における中間処理・最終処分の方法を表 3-3-3 に示します。

中間処理については、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理し、ごみの減量化、減容化、資源化及び安定化を行います。

最終処分については、中間処理段階でのごみの減量･減容化等により、最終処分場の負担を軽減させて延命化を図っていきます。また、周辺環境等に支障が生じないよう適正な埋立処分を行います。

表 3-3-3　中間処理・最終処分の方向（処理の主体）

系	ごみの種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	もえるごみ	委託 直接搬入	直営（組合） 焼却	委託 （3 号地､民間施設）
	不燃・粗大ごみ	委託 直接搬入	直営（組合） 破砕･資源化･焼却	委託 （3 号地､民間施設）
	うめるごみ	委託 直接搬入	－	直営 （埋立処分）
	資源　プラスチック製容器包装	委託 直接搬入	民間事業者 （選別･圧縮･梱包）→資源化	
	資源　紙製容器包装・雑紙	委託 直接搬入	民間事業者 （選別･圧縮･梱包）→資源化	
	資源　古紙･布類	委託	民間事業者（直接資源化）	
	資源　スチール缶・アルミ缶	委託 直接搬入	民間事業者→資源化	
	資源　びん	委託 直接搬入	直営（組合） （選別）→資源化	
	資源　ペットボトル	委託 直接搬入	民間事業者→資源化	
	資源　金属類	委託 直接搬入	民間事業者（破砕･選別）→資源化 選別残さはもえるごみへ	
	資源　廃乾電池	委託 直接搬入	民間事業者→資源化	
	資源　刈草、剪定枝	直接搬入	民間事業者（堆肥化）→資源化	
	資源　生ごみ	直接搬入	民間事業者（堆肥化）→資源化	
事業系ごみ	もえるごみ	直接搬入	直営（組合） 焼却	委託 （3 号地､民間施設）
	不燃・粗大ごみ	直接搬入	民間事業者（破砕・選別）→資源化 選別残さはもえるごみへ	
	資源　給食残さ 刈草・剪定枝	委託 直接搬入	民間事業者（堆肥化）→資源化	

（4）減量目標(数値目標）

基本方針との整合性を考慮しつつ、本計画の具体的な減量目標（数値目標）を以下のように定めます。

表 3-3-4　減量目標（数値目標）

	現状値 （平成 26 年度）	一次目標 （平成 30 年度）	二次目標 （平成 36 年度）
【目標６】　最終処分率 ：ごみの排出量（資源集団回収量を除く）のうち、最終処分量の占める割合（%）	12.5%	11.0%	10.0%

【最終処分率（目標）】

本計画では、計画期間中の最終処分率を、一次目標の平成 30 年度には 11.0%に、二次目標の平成 36 年度には 10.0%とすることを目標とします。

図 3-3-1　最終処分率（目標）

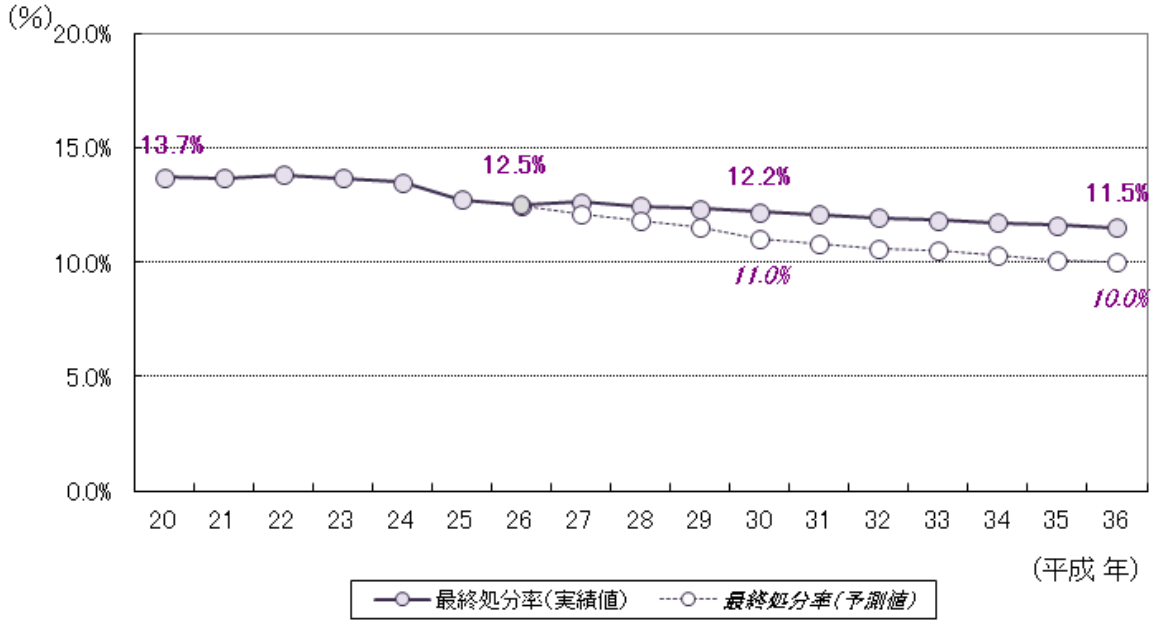

表 3-3-4　最終処分率（目標）

区分（単位）	実績値・予測値			目標値（削減目標）		
	ごみ排出量（資源回収除く）（a）	最終処分量（b）	最終処分率（b／a）	ごみ排出量（資源回収除く）（a）	最終処分量（b）	最終処分率（b／a）
平成年度	(kg)	(kg)	(%)	(kg)	(kg)	(%)
22	15,239,158	2,105,824	13.8%			
23	15,056,775	2,057,579	13.7%			
24	15,271,353	2,061,002	13.5%			
25	15,044,674	1,914,753	12.7%			
26	15,705,854	1,961,223	12.5%			
27	15,027,941	1,897,791	12.6%	15,002,424	1,815,293	12.1%
28	14,962,951	1,863,056	12.5%	14,928,954	1,761,617	11.8%
29	14,836,117	1,830,143	12.3%	14,802,328	1,702,268	11.5%
30	14,748,270	1,798,898	12.2%	14,706,173	1,617,679	11.0%
31	14,664,788	1,769,186	12.1%	14,622,828	1,579,265	10.8%
32	14,607,294	1,740,884	11.9%	14,557,012	1,543,043	10.6%
33	14,487,922	1,713,886	11.8%	14,437,981	1,515,988	10.5%
34	14,405,344	1,688,094	11.7%	14,347,312	1,477,773	10.3%
35	14,326,191	1,663,421	11.6%	14,268,390	1,441,107	10.1%
36	14,282,770	1,639,789	11.5%	14,216,788	1,421,679	10.0%

（5）具体的施策

2－1．安全で、衛生的かつ効率的に処理をする

●適正なごみ処理を確実に行うため、効率的な収集･運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。

（成果指標）　最終処分率　　１０．０％（平 36 年度）

2-1-1.適正な収集・運搬体制の構築（収集･運搬計画）

【現状・課題】

○本町のごみ収集方法はステーション方式を採用しており、もえるごみとプラスチック製容器包装はもえるごみの集積場所で収集している。もえるごみは週 2 回、プラスチック製容器包装は週 1 回の収集となっています。また、紙製容器包装、資源、もえないごみは各地区分別回収場所で収集しており、月 2 回の収集となっています。

○資源回収エコステーションの開設に伴い、地区分別回収での資源の回収量が減少傾向です。ごみ収集･運搬コストを勘案しながら、集積場所の位置･数、収集ルート･回数のあり方を見直してくことが必要となっています。

○住民に実施した「家庭ごみに関する町民アンケート（平成 26 年 8 月）」によると、居住地によって集積場所が遠いという意見があります。また、高齢者世帯の中には一人でごみ出しをすることや資源回収エコステーションに行くことが難しい方もいることが推測され、こうした方々をサポートする体制を構築していくことも求められています。

○家庭系ごみの収集･運搬業務は収集業者へ委託しています。委託事業者への業務委託料を実情に応じて適正に見直していくとともに、廃棄物処理法に基づく適正な処理が行われているかどうか監視･指導していくことが必要です。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系／継続》 ①回収拠点の適正管理（衛生管理）	●不法投棄パトロール員による集積場所監視、カラス除けネットの効果点検、ごみ出しの際はネットを確実に掛けていただく啓発などの対策を継続的に実施します。 ●ごみ集積所を各区で管理する方法も検討します。
《家庭系／継続》 ②効率的で安全な回収方法（集積場所の位置、回収ルート･回数）の検討	●集積場所の利用世帯数などの検証を継続的に行うとともに、ごみの収集･運搬に掛かる経費の抑制ならびに住民のごみの出しやすさの観点から、集積場所の位置、回収ルート、収集回数の検討を行います。
《家庭系／継続》 ③要支援者への対応検討 ★町民アンケート　提案事業	●ごみ出しが困難な高齢者など要支援者に対して、福祉部門と連携し「ごみ出しサービス」などの充実を図ります。

《家庭系、事業系共通／新規》 ④委託契約単価の見直し	●ごみ減量に伴い、収集運搬量が減少しても、安定的な収集運搬が実施できるよう、業務委託料について従来の従量制から固定費制の導入を検討します。
《家庭系、事業系共通／継続》 ⑤委託業者、許可業者への指導	●委託事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者には、適正な収集･運搬が実施されるよう、事業従事者の実務研修受講を促すなど監督・指導を行います。

2-1-2. 中間処理施設の適正な運用 （中間処理計画）

【現状・課題】

○収集されたもえるごみ、不燃ごみ・粗大ごみはクリーンセンター常武へ搬入され、焼却、破砕･選別処理されています。特に焼却施設は稼働開始から 27 年が経過し、老朽化が進行、修繕費用、施設更新費用が多くなってきています。

○「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿って、知多南部広域環境組合により、新たな広域ごみ処理施設の整備事業が平成 34 年 4 月の稼働を目標に進められていますが、新しい施設が稼働するまでの間は、常滑市と協力して常滑武豊衛生組合の効率的かつ適正な運営を図っていくことが必要です。

○また、町内には資源化を行う民間事業者が立地しており、再資源不燃物の選別処理、プラスチック製･紙製容器包装の選別･資源化、給食残さ、刈草、剪定枝の堆肥化を行っています。こうしたリサイクル事業を担う民間事業者が存在していることも大きな特長であり、連携しながら、更に効果的な中間処理体制を確立していく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系、事業系共通／新規》 ①クリーンセンター常武の適正運営と維持管理	●常滑武豊衛生組合について、常滑市、組合と協議し効率的な運営を図るとともに、環境基準に沿った適正な処理を実施していきます。 ●常滑市、組合と協議し、ごみ処理手数料の改定による直接搬入ごみ量の削減、缶類、ペットボトルの資源の民間処理への移行による見直しの研究など、運営経費の削減を図ります。
《家庭系、事業系共通／新規》 ②民間処理施設の活用による適正処理 （効率的な効果的な中間処理体制の確立） （新しいリサイクルルートの開拓）	●民間処理業者が備える施設、ノウハウを有効に活用し、効率的で効果的な中間処理体制を確立します。 ●刈草、剪定枝、生ごみの堆肥化のをはじめ、その他の新しいリサイクルルートの開拓について、民間事業者と連携し、活用することでごみ減量化を推進します。

《家庭系、事業系共通／新規》 ③知多南部広域環境組合ごみ焼却施設整備事業の推進（平成 34 年稼働予定）	●広域環境組合、関係市町と協力して、新たなごみ焼却施設の整備事業を着実に推進し、先進的な中間処理技術を活用した、効率的な処理体制のあり方を検討していきます。

2-1-3. 最終処分場の確保（最終処分計画）

【現状・課題】

○現在、ごみを焼却処分したあとの焼却灰は（公財）愛知臨海環境整備センターが管理する衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場や民間施設にて埋立処分しています。また、陶器類・ガラス類や、不燃ごみ・粗大ごみの中間処理により生じる残さの一部は本町の一般廃棄物最終処分場にて埋立処理しています。

○長期的に安定したごみ処理を行うため、一層のごみ減量に努め最終処分場の延命を図っていく必要があります。また、周辺環境等に支障が生じることのないように適正に維持管理していく必要があります。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系、事業系共通／継続》 ①最終処分場の維持管理と延命化	●周辺環境等に支障を生じることがないように、最終処分場の維持管理を徹底します。 ●浸出水処理施設の定期的なメンテナンス、周辺井戸水水質の検査などを通じて、十分な監視を行います。また、維持管理情報の公表を進めます。 ●がれき、ガラス類の新たなリサイクルルートを開拓するなどして、埋立量の減量、最終処分場の延命化に努めます。

2－2. 不適正処理を防止する（監視・指導体制の充実）

●不適正な処理が行われないようにするために、指導･監視体制を充実します。

2-2-1. 処理施設の監視（環境測定）

【現状・課題】

○クリーンセンター常武では、ダイオキシン類の排出量測定をはじめとして、公害防止基準に沿って、排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の 5 項目について環境測定を行い、その結果をホームページで公開しています。

○町の一般廃棄物最終処分場については、浸出水処理施設の定期的なメンテナンス、国の基準省令に基づいた水質検査などにより、環境監視を続けます。

○今後も処理施設の監視活動を十分に行い、その結果を適切に公表していくことが求められています。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系、事業系共通／継続》 ①処理施設の監視と測定値の情報公開	●クリーンセンター常武については、公害防止の協定に沿って適合監視を継続して実施します。 ●最終処分場については、浸出水処理施設の定期的なメンテナンス、周辺井戸水水質の検査など十分な管理を行います。 ●ごみ処理施設に係る情報の公表を実施します。

2-2-2. 不適正処理への監視･指導

【現状・課題】

○事業者が排出するごみは、一般廃棄物から産業廃棄物※29まで多種多様で、町が直接関与することがないため、リサイクルの実態を把握できていません。実態把握ならびに運搬事業者や許可事業者に対する検査体制を強化していく必要があります。

○ごみの不法投棄や野焼きは、町民生活に支障をきたすほか、環境に大きな影響を及ぼす恐れがあります。平成 21 年度より不法投棄パトロール員を配置し、監視活動を行うことで不法投棄を監視し、住民の生活環境に支障をきたす野焼きについては、自粛、刈草の適切な処理の周知、徹底を継続的に実施することが必要です。

【施策･事業の内容】

【施策･事業の名称】	【施策・事業の内容】
《家庭系、事業系共通／継続》 ①事業者の監視と指導	●町内企業･事業所にアンケート等を行うなどして、事業所･団体等の取組について実態把握に努めます。（再掲：1-1-4） ●クリーンセンター常武に持ち込まれる事業系ごみについて内容検査を実施するなどして、資源物の適正処理に対する指導を行います。
《家庭系、事業系共通／継続》 ②不法投棄、野焼きの監視と未然予防	●住民と連携しながら、不法投棄パトロール員による監視を実施し、不法投棄の防止に努めます。 ●野焼きについては、農政担当者とも連携し、草の焼却を自粛する啓発を行うとともに、刈草の資源化を促すなど適正処理を進めます。

［用語の解説］

（※29）産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの政令で定める 20 種類の廃棄物のことをいう。ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共的事業も含まれる。事業活動に伴って排出される廃棄物であっても、政令で定める 20 種類の廃棄物に該当しないものは一般廃棄物となる。

4　計画の推進

4－1　計画の周知

本計画に掲げた施策･事業を円滑かつ着実に推進していくためには行政だけでなく、住民、地域、事業者が本計画を理解し、共通認識を持つことが必要です。

広報たけとよ、町のホームページ、案内冊子など様々な媒体を通して、本計画の趣旨、内容について周知を図ります。

4－2　計画の進行管理（計画、実行、点検･評価、見直し）

（1）PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理にあたっては、当該年度の施策･事業の立案（Plan）、計画に基づく施策･事業の実施（Do）、施策･事業の進捗状況ならびに目標達成度等の点検･評価（Check）、評価を踏まえた計画の見直し（Action）といったPDCAサイクルを運用し、継続的な改善を繰り返しながら進めていくこととします。

廃棄物行政を取り巻く社会情勢は刻々と変化していることから、新しい技術や知見を取り入れながらPDCAサイクルによる進行管理を進めていきます。

（2）環境審議会と町民会議での意見交換

本計画は、『住民･地域･事業者･行政が一体となって、環境へ負荷をかけない循環型社会の構築をめざします』とした基本理念を掲げており、それぞれの主体がごみ処理に対して自覚と責任を持ち、行動を実践に移していかなくてはなりません。

進行管理にあたっても、行政のみならず、住民、地域、事業者の参画を得ながら実施していくことが必要です。そのため、施策･事業の進捗状況ならびに目標達成度等の点検･評価（Check）は、行政の内部評価に加えて、住民、地域、事業者を代表する者からの意見を取り入れるため、環境保全審議会に毎年度進捗状況を報告し、寄せられた意見を十分反映して計画の見直しを図っていくこととします。

加えて、住民、地域、事業者、行政がそれぞれの責務や役割分担のあり方を考え、継続的に意見を交換し、互いに協力し合って実践活動に取り組んでいく取組も検討しつつ、本計画の継続的なPDCAサイクルに取り組んでいきます。

4－3　事業スケジュール

本計画に掲げた施策・事業の実施スケジュールは表 4-3-1 のとおりです。

基本方針1　住民・地域・事業者とともに実践するごみ減量と資源化							
1－1. ごみ減量・資源化を実践する住民・事業者を育てる							
施策・事業名			実施時期［平成　年度］				
1-1-1.情報提供の充実	家	事	27	28	29	30	31~36
①広報誌、ホームページ等による情報提供 《継続》	○	○					
②「捨てればごみ、分ければ資源」改訂版の発行 《継続》	○						
③見やすい情報の提供 《新規》	○	○	運用準備	運用開始			
1-1-2.啓発活動の充実	家	事	27	28	29	30	31~36
①ごみ減量キャンペーンの開催 《新規》	○		検討	実施			
②ごみ処理施設見学ツアーの開催 《新規》★ごみ減量町民会議　提案事業	○						
③ごみ減量講座の開催 《新規》	○		検討	実施			
④学習拠点施設の検討 《新規》	○						検討
⑤参考になるごみ分別方法の紹介 《新規》	○						
⑥ごみ減量を考える団体の育成 《新規》★ごみ減量町民会議　提案事業	○						
1-1-3.児童・生徒向けの学習機会の充実	家	事	27	28	29	30	31~36
①小学生を対象にしたごみ学習の実施 《継続》（ごみ処理施設見学会、体験学習、出前講座等）	○						
②Teens-Meeting（中高生ワークショップ）の開催 《新規》★ごみ減量町民会議　提案事業	○						
③環境にやさしい活動の推進 《新規》★ごみ減量町民会議　提案事業	○	○					
1-1-4.事業所・団体向けの学習機会の提供	家	事	27	28	29	30	31~36
①事業所等のごみ減量実践活動の紹介 《新規》（地域、業界、団体・サークルの取組等）		○	検討	実施			
②事業所・各種団体等への出前講座の実施 《新規》		○	検討	実施			
③事業所向け指導マニュアルの作成・配布 《新規》		○		作成	配布		
④公共施設ごみの減量推進 《新規》		○					

１－２．ごみを出さない・つくらない（ごみの発生抑制）

施策・事業名			実施時期［平成　年度］				
1-2-1.生ごみ減量化の推進	家	事	27	28	29	30	31~36
①生ごみ分別回収システムの検討 《新規》	○		調査・研究				
②生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機の普及 《継続》	○						
③生ごみ一絞り運動の展開（水切りの徹底） 《継続》	○						
④エコクッキングの啓発 《新規》★ごみ減量町民会議　提案事業	○		調査・準備		実施		
⑤生ごみ堆肥の有効利用促進 《新規》	○		検討	実施			
1-2-2.ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充実	家	事	27	28	29	30	31~36
①ごみ減量モニター制度の導入 《新規》	○			調査・研究			実施
②ごみを買わない消費行動の啓発 《継続・充実》	○						
1-2-3.事業系ごみの発生抑制	家	事	27	28	29	30	31~36
①排出事業者に対する指導・啓発（手引き書等） 《新規》　（ごみ処理施設見学、体験学習、出前講座等）		○		作成	配布		
②許可業者との連携 《新規》		○					
1-2-4.ごみ処理負担の適正化の検討	家	事	27	28	29	30	31~36
①ごみ処理手数料の見直し 《継続》	○	○		継続的に検討			

１－３．資源をごみにしない（資源の循環利用）

施策・事業名			実施時期［平成　年度］				
1-3-1.再使用の普及	家	事	27	28	29	30	31~36
①リユースステーションの充実 《継続》	○						
②リフォーム・リサイクルに関する情報提供 《継続》	○						
1-3-2.分別の徹底と回収機会の多様化	家	事	27	28	29	30	31~36
①ごみ出しマナーの向上 《継続》　（ごみ減量サポーター制度の導入）	○						
②エコステーションの整備（北部・南部） 《継続》	○		検討			実施	
③集団資源回収の促進 《継続》	○						

検討

④民間事業者における回収拠点の紹介 《継続》	○						
1-3-3.分別対象品目･回収方法の見直し	家	事	27	28	29	30	31~36
①分別品目の見直し 《新規》	○			継続的に見直し			
②雑紙の分別回収 《新規》	○		検討	実施			
③刈草･剪定枝の資源化 《継続》	○	○					
④地区分別収集回数の見直し 《新規》	○			継続的に見直し			
⑤粗大ごみ収集方法についての調査研究 《継続》	○			調査・研究			
1-3-4.さらなる資源化に向けた調査･研究	家	事	27	28	29	30	31~36
①資源化が可能な物の回収方法･資源化の検討 《新規》　（廃食用油、蛍光管等）	○			継続的に検討			
②再生製品の地域循環利用の促進 《継続》	○				継続実施		
③事業系ごみの組成分析･処理方法等に関する実態調査《新規》		○		調査実施			
④事業系資源のエコステーションでの受入検討 《新規》		○			検討		

基本方針2　適正なごみ処理体制の構築							
2－1. 安全で、衛生的かつ効率的に処理をする							
施策・事業名			実施時期［平成　年度］				
2-1-1.適正な収集･運搬体制の構築	家	事	27	28	29	30	31~36
①回収拠点の適正管理（衛生管理） 《継続》	○			継続的に実施			
②効率的で安全な回収方法の検討 《継続》　（集積場所の位置、回収ルート･回数）	○			継続的に検討			
③要支援者への対応検討 《継続》　★町民アンケート　提案事業	○				充実		
④委託契約単価の見直し 《新規》	○	○	検討		必要に応じて見直し		
⑤委託業者、許可業者への指導 《継続》	○	○					
2-1-2.中間処理施設の適正な運用	家	事	27	28	29	30	31~36
①クリーンセンター常武の適正運営と維持管理 《新規》	○	○	調査・検討			実施	
②民間処理施設の活用による適正処理 《新規》	○	○			随時実施		

③知多南部広域環境組合ごみ焼却施設整備事業の推進《新規》　（平成 34 年稼働予定）	○	○					
2-1-3.最終処分場の確保	家	事	27	28	29	30	31~36
①最終処分場の維持管理と延命化	○	○		継続的に実施			

2－2. 不適正処理を防止する（監視・指導体制の充実）							
施策・事業名			実施時期［平成　年度］				
2-2-1.処理施設の監視（環境測定）	家	事	27	28	29	30	31~36
①処理施設の監視と測定値の情報公開《継続》	○	○		継続的に実施			
2-2-2.不適正処理への監視･指導	家	事	27	28	29	30	31~36
①事業者の監視と指導《継続》	○	○		継続的に実施			
②不法投棄、野焼きの監視と未然予防《継続》	○	○		継続的に実施			

武豊町ごみ処理基本計画

平成 27 年８月
発行／武豊町
愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町生活経済部環境課
電話 0569-72-1111／Fax0569-72-1326